第2部 災害予防計画

第2部災害予防計画と第3部震災応急・復旧対策計画は、「災害に強いひとづくり」、「災害に強いまちづくり」、「市民の安全を守る体制づくり」、「市民の生活安定と早期再建の仕組みづくり」の4つの視点から章を構成し、予防計画と応急・復旧計画の関係は下表のとおりである。

| 視点 | 災害予防計画 | 震災応急・復旧対策計画 |
|-----------------|--|-----------------------------------|
| 災害に強い ひとづくり | 第 <u>1</u> 章 地域防災力の向上 | 第 1 章 応急活動体制 |
| 災害に強い | 第 <u>2</u> 章 災害に強く安全に暮らせるまち づくり | 第2章 情報の収集・伝達 |
| まちづくり | 第 <u>3</u> 章 安全な交通ネットワークと災害 に強いライフライン等の確保 | 第3章 災害救助法の適用 |
| | 第4章 応急対応力の強化 | 第4章 相互応援協力・派遣要請 |
| 市民の安全を守る体制づくり | 第5章 情報通信の確保 | 第5章 市民と地域による対応 |
| | 第6章 帰宅困難者対策 | 第6章 消火・救助・救急・警備活動等 |
| | 第7章 医療救護等対策 | 第7章 避難者対策 |
| | 第8章 避難者対策 | 第8章 帰宅困難者対策 |
| 市民の生活安定 | 第9章 物流・備蓄対策の推進 | 第9章 物流・備蓄対策 |
| 早期再建の 仕組みづくり | 第 10 章 放射性物質対策 | 第 10 章 医療救護等対策 |
| | 第 11 章 市民生活の早期再建対策 | 第 11 章 公共施設等の応急・復旧対策 |
| | 第 12 章 要配慮者対策 | 第 12 章 交通施設・ライフライン施設等 の応急・復旧対策 |
| | | 第 13 章 教育·労務 |
| | 対策は、 <u>4</u> つの視点に共通の対策であり、 | 第 14 章 放射性物質対策 |
| 口叼心忌• | 復旧対策に含まれる。 | 第 15 章 市民生活の早期再建対策 |
| | | |

第16章 激甚災害の指定

第1章 地域防災力の向上

第1節 基本的考え方

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の震災では、建物などの倒壊や火災が同時多発的に発生したため、<u>地震発生</u>直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、発災時における自助・共助の重要性が明らかとなっている。<u>また、熊本地震では、女性の視点等を意識した避難</u>所運営などの重要性が再認識された。

市民、事業所等は、「自らの身の安全は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めていくとともに、自助・共助の担い手となる市民、地域、消防団、事業所、ボランティアと行政が相互に連携・支援を高めながら、市民及び地域の防災力の向上を図っていく必要がある。

1 現状

自助による市民の防災力向上を図るため、<u>市では、ハザードマップの配布、防災講演などを通じて</u> 意識啓発を図っている。また、令和3年度には、防災ガイドブックを配布している。

地域による共助への取組としては、市内には、102の自主防災組織(令和5年4月現在)があり、 自主防災組織や自治会が行う防災訓練指導などを通じて共助の推進を図っている。

また、自主防災組織が震災時等に組織的な活動ができるよう、平成24年度から平成28年度にかけ、 各自主防災組織は、市の作成支援のもと「自主防災組織震災時活動マニュアル」を作成した。

消防団の活動支援については、消防署と連携を図りながら、教育訓練指導や消防団員確保などの活動支援を実施している。

発災時には、地域の住民と事業所が協力して被害拡大を防ぐことが大切であり、市は、市の総合防 災訓練等を通じ、地域との連携を図る取り組みを実施している。

災害時においては、様々な分野でボランティアの活動が期待されることから、消防署と連携し、市 の総合防災訓練等において、連携した活動を実施している。

2 課題

本計画の想定地震である立川断層帯地震の被害想定では、前回(平成24年)の想定被害と比較して、ゆれによる建物全壊棟数及びゆれ・建物の被害による死傷者は減少しているものの、焼失棟数及び火災による死者は増加している。また、要配慮者の死者は、全死者の半数を超える想定とされており、以下の課題がある。

【被害想定(立川断層帯地震)】

| 被害項目 | 想定される被害 | 前回(平成24年)の想定被害 |
|-------------------|----------------|----------------|
| ゆれ・建物の被害による死者(傷者) | 最大100人(1,312人) | 最大157人(1,887人) |
| 火災による死者(傷者) | 最大66人(252人) | 最大43人(160人) |
| 屋内収容物による死者(傷者) | 最大4人(77人) | 最大4人(83人) |

第1章 地域防災力の向上

| 要配慮者の死者 | 最大89人 | <u>最大82人</u> |
|--------------------|---------------|--------------|
| <u>ゆれによる倒壊全壊棟数</u> | <u>1,668棟</u> | 2,598棟 |
| 焼失棟数 (倒壊建物含む) | <u>3,021棟</u> | 2, 190棟 |

(1) 自助による市民の防災力

ア 建物のゆれ等<u>や屋内収容物による死傷者を</u>軽減するためには、自らの建物の耐震性や耐火性 を確保するとともに、家具類の転倒防止・落下・移動の防止の備えを実施しておく必要がある。 しかしながら、令和元年度に市が実施した市民意識調査での家具類の転倒・落下・移動防止対 策の実施率は、38.7%となっており、自助の備えを推進していく必要がある。

イ 火災による死傷者や焼失棟数を軽減するためには、出火防止対策として、家庭用消火器(水 の汲み置き等)などの消火用具の備え、自宅における感震ブレーカーの設置、火災を早期に発 見する住宅用火災警報器の設置及び維持管理のほか、初期消火能力の向上を図る必要がある。

(2) 地域における共助

大きな被害が発生した場合に、一人でも多くの命を救うためには、発災直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮する。特に高齢者などの要配慮者の死者数の割合が高いことから、適切な支援が行われることが重要である。市内の自主防災組織は102組織あるが、これらのほとんどは各自治会を母体として結成されており、自治会の加入率は31.2%台(令和5年4月現在)と低いものとなっている。また、地域による活動にも温度差があり、市民一人ひとりの共助の取組への参画や自主防災組織の活動の活性化を一層推進していく必要がある。

避難所などで多様化する被災者のニーズによりきめ細かく対応していくためには、女性の力が 防災分野においても発揮されるよう女性の防災人材育成に取り組んでいくことが必要である。

(3) マンション防災における自助・共助

マンションの増加は、マンション防災の必要性を高めている。躯体が耐震化している建物が多く、被害が軽微であれば在宅避難が可能となる。しかし、早期のエレベーター復旧や建物の「給水ポンプ」(電気設備)の停電の影響を受けるため利用再開が困難、排水管等の修理が終了していない場合はトイレ使用不可、住民同士のつながりが稀薄、などの諸問題によって、在宅避難が困難となり、多数のマンションの居住者が避難所に避難することが想定される。

(4) 消防団の活動体制

本計画の被害想定では、焼失棟数が<u>最大3,021</u>棟予想され、また、自力脱出困難者も<u>最大740</u>人発生する想定となっており、消防団による消火活動や救助活動が迅速に行われる必要があり、消防団の活動体制<u>の整備など、さらなる充実強化を図る必要がある。</u>

(5) 事業所における自助・共助

事業所は、発災時において地域の住民とともに救助活動等を実施するとともに、<u>事業継続を通じて地域の経済活動や雇用を支えるなど地域住民の生活の安定化に寄与することといった役割を</u>求められている。

このことから、自治会や自主防災組織などとの応援協定や防災訓練の実施を進めていく<u>など災</u> <u>害時における事業所の役割を踏まえて、事業所の防災力を一層向上する必要がある。</u>

(6) ボランティア活動の支援体制

発災時においては、ボランティアによる避難所の運営支援や<u>炊き出し、災害廃棄物撤去といっ</u>

第

2

部

第 1

章

第1章 地域防災力の向上

た様々な役割を果たすことが期待される。しかしながら、東日本大震災の際には、甚大な被害の <u>影響から、</u>ボランティアが十分に活動できなかった事例もあった。<u>また、被害想定では最大約3</u> 万7千人の避難者の発生が想定されており、発災時にボランティアが円滑に活動することができ るよう支援体制を整備するとともに、市民活動団体等と連携体制の構築を図る必要がある。

第2節 自助による市民の防災力の向上

1 市民による自助の備え

市民は「自らの身の安全は自らが守る」という自覚の下、次のとおり防災対策を推進し、全ての市民が自助の備えを講じられるようにする。

- ① 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- ② 日頃からの出火の防止
- ③ 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- ④ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散・落下防止
- ⑤ ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- ⑥ 最低3日分の水(1日一人30目安)、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレ の準備
- ⑦ 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- ⑧ 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- ⑨ 自転車を安全に利用するための、適切な点検整備
- ⑩ 在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施(最低3日間分、推奨1週間分)
- ① 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- ② 市や防災機関等が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- ③ 自治会などが行う地域の相互協力体制の構築への協力
- ④ <u>避難行動要支援者がいる家庭における、個別避難計画の作成や「避難行動要支援者名簿」「個別避</u> <u>難計画」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意等の円滑かつ迅速な避難への備え</u>
- ⑤ 災害時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検並びに適切な情報収集方法の確認
- ⑩ 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

2 防災意識の啓発

市や防災関係機関は、市民の防災意識を喚起することにより、市民が「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、<u>家庭内での備蓄や自ら</u>建物の耐震化·不燃化、家具類の転倒・落下・移動防止等の防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発に努める。

| 機関名 | 内 | 容 |
|-----|---------------------|--------------------|
| | 1 要配慮者の把握に努め、避難行動要支 | 援者名簿及び個別避難計画を作成する。 |
| | 2 防災に係るパンフレット等を作成し、 | 配布する。 |
| 市 | 3 災害対策や防災情報について広報紙の | やホームページに掲載する。 |
| 111 | 4 防災や要配慮者支援に係る講習会等を | を実施する。 |
| | 5 動物の適正な飼養、災害時の備えなる | どに関する飼い主への普及啓発を実施す |
| | <u>る。</u> | |

- 1 広報紙・テレビ・ラジオ・ホームページ等における防災情報を提供する。
- 2 防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」等により、女性・要配慮者等の 視点、災害関連死対策の観点等を踏まえた防災対策について、普及啓発を推進 する。
- 3 多言語ややさしい日本語を使用するなど、誰もが使いやすい「東京都防災ア プリ」の開発・ダウンロード促進を図る。
- 4 自助・共助の取組向上に向け、性別や世代等の多様な視点を踏まえた調査に より、都民の防災意識や取組状況を把握する。
- 5 防災に係る各種冊子・パンフレットを作成し、配布する。
- 6 各局等が提供する情報をワンストップで入手できるポータルサイトを作成す るなど、ホームページやSNS等による分かりやすい防災情報を発信する。
- 7 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備え を周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催する。
- 8 Webサイト「東京備蓄ナビ」の運用及び普及広報により都民の日常備蓄の取組 を促進する。
- 9 防災への取組が十分でない若年層に対し、様々なツールを活用し、啓発を実 施する。
- 10 屋外大型ビジョンを活用した平常時の広報を実施する。
- 11 区市町村等と連携し、都民や地域コミュニティにおける防災対策の取組を促 進する。
- 12 子供に対する防災情報を「東京都こどもホームページ」に掲載する。
- 13 「震災対応マニュアル改訂支援のための手引き」等により、私立学校におけ る震災マニュアルの点検・整備を支援する。
- 14 大規模な震災が発生した際の復興を円滑に進めるため、都民参加型のシンポ ジウムを開催し、普及啓発を図る。
- 15 リーフレット「東京仮住まい」を作成・配布し、Web版を公表する。
- 16 災害時の医療救護活動等に関する各種マニュアルの作成、マニュアルに基づ く研修会を実施する。
- 17 都内の全病院、社会福祉施設等に対し、「防災週間」にあわせ、訓練指針等 について周知する。
- 18 避難行動要支援者名簿の整備、支援者や避難先など避難行動要支援者一人ひ とりに対応した個別避難計画の策定など、区市町村の取組に対する支援を実施
- 19 区市町村職員を対象とした要配慮者対策研修を実施する。
- 20 動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施す

都

第1章 地域防災力の向上

| | 1 「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、出火防止、初 |
|--------|--|
| | |
| | 期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・ |
| | 消防アプリ等による広報を実施する。 |
| | 2 要配慮者については、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」を活用した |
| | 意識啓発を実施する。 |
| | 3 関係団体と連携した効果的な啓発活動を展開する。 |
| | 4 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介 |
| | 及び加入促進を実施する。 |
| | 5 消防博物館、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による |
| | 広報を実施する。 |
| | 6 ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力を実施する。 |
| 昭島消防署 | 7 はたらく消防の写生会の開催及び防火防災標語の募集の際に防火防災思想の |
| | |
| | |
| | する指導助言を行う「防火防災診断」及び要配慮者を対象とする「住まいの防 |
| | 火防災診断」を実施する。 |
| | 9 出火防止及び初期消火に関する備えの指導を実施する。 |
| | |
| | 10 家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットや家具類の転倒・落下・ |
| | 移動防止ハンドブックによる普及啓発を実施する。 |
| | 11 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発を実施 |
| | する。 |
| | 12 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発を実施する。 |
| | 1 予防として都民等のとるべき措置等に係る広報を実施する。 |
| | 2 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯講話等諸警 |
| 切自数容器 | 察活動を通じての防災に係る広報活動を実施する。 |
| 阳島警察署 | 3 災害対策、治安情報、交通情報等の提供を行う。 |
| | 4 大震災発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの充実、 |
| | 教養訓練を実施する。 |
| | 1 災害時の電気関係の措置や利用者が行う事前の備え、感電事故防止などにつ |
| | いて、ホームページ等に掲載する。 |
| 東京電力 | 2 停電・復旧情報等についてホームページ、携帯サイトに掲載する。 |
| グループ | 3 災害に強い設備づくり、万一の災害に備えた復旧態勢の整備等、具体的な防 |
| | 災対策をホームページに掲載する。 |
| | 1 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板 |
| | (web171)の利用体験、防災パンフレット等を配布する。 |
| NTT東日本 | 2 災害用伝言ダイヤル171等の利用方法等を紹介する。 |
| | 3 事前設置型災害用公衆電話の運用訓練を支援する。 |
| | ・ 八東書がらが用し切り用してお井がおきたと |
| | |
| 昭島ガス | 災害時のガス関係の措置や利用者が行う操作について、ホームページへ掲載す |
| | る。 |

(資料2,3「防災マップ、ハザードマップ」参照)

3 防災教育・防災訓練の充実

災害に対し適切に対応するためには、日ごろから訓練や正しい防災知識の習得に努めることが大切である。市及び防災関係機関は、幼児期から社会人までの継続した総合的な防災教育を推進することにより、生涯にわたる自助・共助の精神を涵養していくとともに、性別や年齢による視点の違いに配意し、女性参画の促進に努め、女性や青年を含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。

また、市民、自主防災組織などを対象とした防災訓練を実施、広報等により訓練参加者の増加を図っていく。なお、訓練に際しては、女性や子どもが多数参加できるよう考慮する。

| 内 |
|---|
| 1 自主防災組織の育成指導を行う。 |
| 2 各家庭における地震時の身体防護、出火防止等の徹底を図る防災教育を推進 |
| する。 |
| 3 避難行動要支援者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援を |
| 行う。 |
| 4 各避難所運営主体による避難所運営訓練や市総合防災訓練等への要配慮者 |
| と家族の参加に対する支援を行う。 |
| 5 模擬消火器やスタンドパイプを活用した初期消火訓練など、実践的な防災訓 |
| <u>練の実施促進を図る。</u> |
| 6 あらゆる媒体を活用した広報等により訓練参加者の増加を図る。 |
| 7 昭島市教育委員会(以下「市教育委員会」という。)は、防災訓練及び日常 |
| の教育活動において、児童・生徒に対し、防災意識を高め、適切な防災教育を |
| 行うよう学校を指導するとともに、防災教育補助教材を活用した防災教育を推 |
| 進する。また、教職員に対し、防災知識や防災計画の周知を図り災害時に対応 |
| できるよう研修を行う。 |
| 1 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 |
| 2 市民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果 |
| 的な訓練の推進 |
| 3 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用したまちかど防災訓練や発災対応型訓 |
| 練など実践的な訓練や都民防災教育センターにおけるVR(災害疑似体験)コー |
| ーナー等を活用した体験訓練の実施 4 防災市民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 |
| 4 防炎市民組織等に対する地域特性に応じた美國的な訓練の推進 5 出火防止等に関する教育・訓練の実施 |
| 6 VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防 |
| ・ 上訓練及び初期消火訓練の推進 |
| 7 市民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰も |
| が安心して応急手当を実施できる環境を整備 |
| 8 一定以上の応急手当技能を有する都民に対する技能の認定等、都民の応急教 |
| |

第

2

部 第

1

護に関する技能の向上

- 9 都立高校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施
- 10 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進
- 11 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓 練等の実施
- 12 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命 講習の受講を推奨
- 13 町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要 支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施
- 14 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進
- 15 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施

昭島警察署

テロ対策のために全警察署(102署)に展開している地域版パートナーシップ を震災対策に活用した研修会、合同訓練の実施と幼稚園、小・中・高校を対象と した防災教育を推進する。

(1) 市の防災訓練

ア 総合防災訓練

大規模地震(立川断層帯地震)が発生したことを想定し、市、防災関係機関、市民及び事業 所等が緊密かつ有機的な連携を図り、防災活動を実施するとともに、防災対策の円滑な運用と 防災意識の高揚を図ることを目的とする。

(ア) 実施要領

震度6強以上の立川断層帯を震源とした地震が発生したことを想定し、市及び関係防災 機関が市民と一体になって実効性のある総合的、有機的な訓練を実施することにより、各機 関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高 揚に努める。 「昭島市総合防災訓練実施要綱」を定め、この要綱に従い実施する。

(イ) 参加機関

市、防災関係機関、市民及び事業者とする。

(ウ) 訓練項目

(市職員・防災関係機関等)

本部運営訓練、非常招集訓練、通信情報訓練、現地実働訓練、避難行動要支援者対策訓 練、避難所開設訓練、救援物資輸送訓練、災害医療救護訓練、災害ボランティア立ち上げ訓 練、応急給水訓練等

(市民・事業所等)

初期消火訓練、避難訓練、応急救護訓練、身体防護・地震体験訓練、避難所体験訓練、救 出・救助訓練、通報訓練、都市型水害対応訓練等

イ 水防演習

台風や集中豪雨に備え、昭島市・立川市・国立市の三市と昭島消防署・立川消防署の二署の 合同で多摩川河川敷を会場として、水防演習を実施する。

(2) 昭島消防署の訓練

消火、救出・救助、応急救護訓練を実施する。

昭島消防署においては、地震時の各種災害に対処するため、消防団、災害時支援ボランティア、事業所、住民等を対象として基本的防災訓練を個別に行うとともに、その成果を踏まえて連携活動を重視した総合訓練を実施する。

また、建物倒壊や電車脱線等による多数の死傷者が発生する救助救急事象及び大規模な市街 地火災に対処するため、医療機関、民間機関等との協力体制を確立し、連携活動を重視した総合 訓練を実施する。訓練内容は以下のとおり。

| 参加機関 | 訓練項目 | 実 施 時 期 等 |
|-----------------------|--|--|
| 消防団 | 情報活動訓練 (1) 参集(情報収集)及び初動措置(災害対応)訓練 (2) 情報整理及び通信運用訓練 2 任務班編成訓練 3 火災現場活動及び救出・救護訓練 | 年間教育訓練計画を作成し実施する ほか、防災キャンペーンの時期をとら え自治会等と総合的に実施する。 |
| 市民 | 出火防止訓練 初期消火訓練 救出、救助訓練 応急救護訓練 通報連絡訓練 身体防護訓練 避難訓練 その他の訓練 | 基本的訓練は、年間防災訓練計画を 作成し実施するほか、防災キャンペーンの時期をとらえ随時実施する。 総合訓練は年1回以上実施する。 |
| 災 害 時 支援ボラ ンティア | ボランティア技術取得訓練 (1) 応急救護活動 (2) 後方支援活動 2 都民指導技術取得訓練 (1) 防火防災訓練指導 (2) 応急救護訓練指導 (3) 総合防災教育指導 | 年度計画を作成し定期訓練を消防署等において実施するほか、防災とボランティア週間の時期をとらえ市民に対し防災訓練指導等を実施、東京消防庁総合震災消防訓練へ参加し後方支援活動訓練等を実施する。 |

第2部 災害予防計画

第1章 地域防災力の向上

| 事業所 | 初動措置訓練 (1) 出火防止訓練 (2) 身体防護訓練 2 初期消火訓練 3 救出救護訓練 4 避難訓練 5 情報収集・伝達訓練 6 通信連絡訓練 | 消防計画に基づいて訓練計画を作成 し事業所防災訓練を実施する。 また、そのうち一連の訓練を総合訓 練として実施する。 |
|------|---|---|
| 医療機関 | 1 現場救護所等の設置・運営訓練2 傷病者の緊急度に応じた分類(トリアージ)及び救急処置並びに搬送訓練 | 防災週間における総合防災訓練において実施するほか、火災予防運動期間 等において連携した訓練を実施する。 |

(3) 昭島警察署の実施訓練

訓練は、機関単独訓練又は関係機関及び地域防災組織等との合同訓練に区分して行う。

ア 訓練項目

- (ア) 警備要員の招集及び部隊編成訓練
- (イ) 情報収集と伝達訓練
- (ウ) 警備本部設置訓練
- (工) 交通対策訓練
- (オ) 避難・誘導訓練
- (カ) 広報訓練
- (キ) 救出・救護訓練
- (ク) 通信伝達訓練
- (ケ) 装備資器材操作訓練

イ 合同防災訓練

市及び関係機関と合同して、防災諸対策の総合訓練を行う。

4 外国人支援対策

市内には、2,913人(令和<u>5</u>年1月現在)の外国人がおり、増加傾向にある。市は、在住外国人及 び外国人旅行者が言語等で不都合を感じないよう、効果的な情報提供を推進する。また、平常時か ら、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進していく。

第1章 地域防災力の向上

| 機関名 | 内容 |
|-----|---|
| 市 | 1 市内の在住外国人支援団体と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、 防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成などを通じて防災 知識の普及を図る。2 都が作成する防災に関する動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で、 情報提供を行う。 |
| | 3 消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語標記を 推進する。4 東京都防災(語学)ボランティアを活用し、地域の防災訓練に参加する外 国人への支援を推進する。 |
| 都 | 1 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発 2 外国人旅行者対応マニュアルの作成・周知 3 在住外国人のための防災訓練の実施 |

第3節 地域による共助の推進

1 地域の備え

地域の住民は、地域の防災力を高めるため、災害時に住民同士が連携して初期消火や救出・救護などの活動ができる防災組織づくりに努める。特に自治会や地域住民が自主的に結成する自主防災組織は、近隣の負傷者の救助や避難所運営など、地域の防災活動の中核的役割を担うものであり、地域住民の積極的な参加が望まれる。

地域住民は、「自分たちのまちは、自分たちで守る。」という自覚の下、次のとおり防災対策に努めるものとする。

【日頃からの備え】

- ① 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- ② 初期消火、救出・救護、避難など、各種訓練を実施する。
- ③ 消火、救出、炊出し用資器材等の整備・保守及び携帯トイレ・簡易トイレ等の備蓄を図る。
- ④ 地域内の危険個所を点検・把握し、地域住民に周知する。
- ⑤ 地域内の避難行動要支援者の把握に努め、<u>避難行動要支援者の個別避難計画作成等の災害時</u> の支援体制を整える。
- ⑥ 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制を整備する。

【災害発生時の対応】

- ① 出火防止及び初期消火を実施する。
- ② 地域内の住民救出にあたる。
- ③ 避難行動要支援者の安否確認を行う。
- ④ 災害情報の収集及び地域住民への迅速な伝達を実施する。
- ⑤ 避難住民の安全な誘導を行う。

【避難所での役割】

- ① 食料及び生活必需品の配布に協力する。
- ② 避難所の管理運営に住民代表として参加する。
- ③ 市及び防災関係機関と避難住民との連絡調整を行う。

2 自主防災組織

自主防災組織は、地域住民が防災に対する市民の責務を果たすため、「自分たちのまちは自分たちで守る。」という自覚と地域の連帯感に基づき、自主的に結成する組織である。自主防災組織が災害対策において重要な役割を担うこととなってきた背景には、少子高齢社会の到来や地域社会の変ぼうなどにより地域の連帯感が希薄化してきたことがあげられる。

市は、こうした社会的背景を踏まえ、地域振興や自治会活動の支援など、地域コミュニティの醸成に努め、自主防災組織の活動を支援する。

(1) 自主防災組織の現状

自主防災組織は、自治会を主体として市内で<u>102</u>の組織が結成されている。市内の自主防災組

第1章 地域防災力の向上

織の状況は次のとおりである。(資料4 「自主防災組織(部)規約[例]」参照)

【自主防災組織の結成状況】

六親自治会

朝日町住宅自治会

| | | | | | (令和 <u>5年4月</u> 現在) |
|----|--------------|----|---------------|-----|---------------------|
| 1 | 郷地第一自治会 | 41 | 朝日町共栄会 | 81 | 拝島団地中央連合自治会 |
| 2 | 郷地第二自治会 | 42 | 中神駅前親交自治会 | 82 | 中神団地自治会 |
| 3 | 郷地第三自治会 | 43 | 宮沢町自治会 | 83 | 昭文自治会 |
| 4 | 五月自治会 | 44 | 大神町自治会 | 84 | むさしの自治会 |
| 5 | 東町第五自治会 | 45 | 東ノ岡自治会 | 85 | 目の出自治会 |
| 6 | 東町東町会 | 46 | 昭島中央自治会 | 86 | 文化自治会 |
| 7 | 東町親睦会 | 47 | 上の原自治会 | 87 | メゾンエクレーレニュー昭島自治会 |
| 8 | 東町中央自治会 | 48 | 光華小前自治会 | 88 | ブルーミングガーデン昭島自治会 |
| 9 | 昭島団地自治会 | 49 | あさひ自治会 | 89 | バーデン昭島自治会 |
| 10 | 郷地住宅自治会 | 50 | 緑親交自治会 | 90 | 田中町自治会 |
| 11 | 郷地玉川自治会 | 51 | 上川原自治会 | 91 | 昭島田中町住宅自治会 |
| 12 | 福島第一自治会 | 52 | 昭島駅前上友自治会 | 92 | グリーンタウン昭島自治会 |
| 13 | 福島第二自治会 | 53 | 仲よし自治会 | 93 | つつじが丘東自治会 |
| 14 | 福島第三自治会 | 54 | 昭和町一丁目自治会 | 94 | つつじが丘西自治会 |
| 15 | 福島第四自治会 | 55 | 松原町一丁目自治会 | 95 | 西武拝島ハイツ自治会 |
| 16 | 福島第五自治会 | 56 | 坂下自治会 | 96 | 西武拝島ハイツ樹だち館自治会 |
| 17 | 栄町自治会 | 57 | 拝島町東自治会 | 97 | つつじが丘北自治会 |
| 18 | 八清親和会 | 58 | 坂上自治会 | 98 | プレイシア防災組織 |
| 19 | 築地地区自治会 | 59 | 森ノ上町会 | 99 | 玉二会 |
| 20 | 都営玉川町自治会 | 60 | 中宿自治会 | 100 | ダイアパレス西立川 |
| 21 | 東中神公団自治会 | 61 | 上町自治会 | 101 | AYUMOCITY昭島自治会 |
| 22 | サーパス中神自治会 | 62 | 栗の沢自治会 | 102 | ポレスター昭島自治会 |
| 23 | 東中神睦会 | 63 | 富士見坂自治会 | | |
| 24 | 富士見ヶ丘団地自治会 | 64 | 松原自治会 | | |
| 25 | 都営中神アパート自治会 | 65 | 拝島駅前自治会 | | |
| 26 | 都営中神第二団地自治会 | 66 | 緑ヶ丘自治会 | | |
| 27 | 富士見町会自治会 | 67 | 小荷田自治会 | | |
| 28 | 新栄会 | 68 | 二葉自治会 | | |
| 29 | 昭島東部自治会 | 69 | 美野里会 | | |
| 30 | 昭和伸栄自治会 | 70 | 互助会 | | |
| 31 | 昭島第二公務員住宅自治会 | 71 | 多摩野会 | | |
| 32 | 昭島住宅自治会 | 72 | 八八会 | | |
| 33 | 中神始自治会 | 73 | 上向自治会 | | |
| 34 | 中神親和自治会 | 74 | 富士美自治会 | | |
| 35 | 中神東上自治会 | 75 | 美堀町つくし自治会 | | |
| 36 | 交友自治会 | 76 | 山緑自治会 | | |
| 37 | 泉会 | 77 | みまつ自治会 | | |
| 38 | 朝日町団地会 | 78 | 上川原二丁目アパート自治会 | | |

シティテラス昭島自治会

美堀会

第2部 災害予防計画

第1章 地域防災力の向上

(2) 自主防災組織活動の充実

自主防災組織の役割には、平常時における防災知識の普及、防災訓練の実施のほか、発災時における情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、負傷者の救出・救護、住民の避難誘導、給食・給水など、初動期における応急活動への期待が大きい。しかし、自主防災組織のおかれている現状をみると、主として自治会を結成母体としているため、自治会役員の短期交代や構成員の高齢化、行動力あるリーダーの不足、活動環境の未整備、訓練参加率の低下など、多くの課題を抱えている。このことから、自主防災組織の活動の質の向上と活性化を図り、地域防災力を高めていくため、市及び関係機関は自主防災組織の指導育成に力を入れ、自主防災組織の結成や市民の参加を推進し、災害時に自ら行動できる人材を育成していくとともに、防災士の資格取得を奨励し、防災リーダーの養成を図る。

| 機関名 | 内容 |
|-----|---|
| | 1 自主防災組織の活動環境の整備 |
| | 現在、市は災害救助道具セット、活動用資器材等を貸与し、自主防災組織の |
| | 活動を支援しているが、新たに消火栓を活用した初期消火器具を貸与するな |
| | ど、引き続き活動に使用する資器材の配備や各種訓練等を行うための広場、消 |
| | 防水利の確保等活動環境の整備を行う。 |
| | 2 自主防災組織の活性化 |
| | 市は、昭島消防署と協力し、自主防災組織の防災力を一定のレベルに向上さ |
| | せるため、次の施策の実施に努める。 |
| | (1) 自主防災組織と関係機関との連絡体制の確保及び情報提供の場を確保す |
| | るため、自主防災組織の連絡組織を設立する。 |
| | (2) 自主防災組織が組織的な活動ができるようにするため、各組織において震 |
| | 災時活動マニュアルが策定できるよう支援する。 |
| | (3) 昭島消防署と連携し、防災に関する研修等を実施する。 |
| | (4) 昭島消防署及び昭島市消防団と協力し、地域住民の防災行動力の向上及び |
| 市 | 組織活動の習熟を目的とする自主防災組織が実施する自主的な訓練を支援 |
| | する。 |
| | 3 自主防災組織の拡大 |
| | 現在、市内の自主防災組織は各自治会を母体としてほとんどの地域で結成さ |
| | れているが、自治会の加入率は31.2%台(令和5年4月現在)となっている。 |
| | 市は、今後こうした自主防災組織に参加していない市民に対して、機会をと |
| | らえ積極的な加入促進を図ることとする。 |
| | (1) 広報紙、市ホームページによる啓発 |
| | (2) 各種イベント等における加入促進 4 リーダーの育成 |
| | 市は、昭島消防署と連携し、次のとおり自主防災組織の中核となるリーダー |
| | の育成に努める。 |
| | (1) リーダー研修会の実施 |
| | (2) 国や都、防災関係機関の主催する研修会への自主防災組織会員の積極的派 |
| | 造 電 (部、例)人民が「成民・・・・」 工房 (1 工房) (1 TTR |
| | (3) 防災士の資格取得の奨励 |

第1章 地域防災力の向上

| 機関名 | 内 | 容 |
|-------|--|--|
| 昭島消防署 | 1 防災意識の啓発(再掲) 2 防災教育・防災訓練の充実(再掲) 3 軽可搬消防ポンプやスタンドパイ策を指導し、防災市民組織等におけ 4 初期消火マニュアルを活用し、防 5 防災市民組織のリーダーに対する | プ等を活用した実践的な初期消火対 る初期消火体制の強化を推進 災市民組織等への指導を実施 |

第4節 マンション防災における自助・共助の構築

1 マンション居住者による自助・共助の備え

マンション居住者は、本章第2節の「1 市民による自助の備え」及び同章第3節「1 地域の備え」に掲げる対策を推進するとともに、マンション特有の課題である次に掲げる対策を行う。

- (1) エレベーターが使用不可となる場合を想定し日常備蓄を実施する。
- (2) 排水管等の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・ 簡易トイレを準備する。

2 防災意識の啓発

行政等は、本章第2節の「市民による自助の備え」に掲げる対策のほか、マンション居住者がマンション特有の課題に取り組むよう次のとおり啓発を行う。

| 機関名 | 対 策 内 容 | |
|--------------|--|--|
| 市 | 市ホームページ等を活用したマンション防災に係る対策の周知 | |
| | 1 マンション防災に係る各種冊子・パンフレットの作成、配布 | |
| <u>都</u> | 2 在宅避難の必要性とそれに向けた取組について居住者の声を交えマンションポー | |
| | タルサイト等で発信し「東京とどまるマンション」制度を周知 | |
| 不 | マンションを販売した際に、購入者に対する、(賃貸の場合は、賃借人に対する、) | |
| 不動産会社等 | 災害時にマンションに想定される被害とその備えについての周知に協力する。 | |
| マンション | マンション居住者に対する、自助の備えの周知や、(自治会があれば自治会と連携 | |
| 管理組合等 | し、) 防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知に協力する。 | |
| マンション | マンション居住者に対する、自助の備えの周知や、(自治会があれば自治会と連携 | |
| <u>管理会社等</u> | し、) 防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知に協力する。 | |

3 防災教育・防災訓練の充実

行政等は、本章第2節「3 防災教育・防災訓練の充実」に掲げる対策のほか、マンション居住者がマンション特有の課題に取り組むよう、次のとおり防災教育を実施していく。

| 機関名 | 対 策 内 容 | |
|---------------|--------------------------------------|--|
| 直 | 昭島消防署と連携し、マンションにおける防災訓練等を支援する。 | |
| ± ∠ 17 | 1 マンション防災セミナーの開催 | |
| <u>都</u> | 2 マンション管理組合等へ防災の専門家を派遣し、活動を活性化 | |
| 了私立人从然 | マンション購入者(賃貸の場合は賃借人)に対する、都が実施するセミナーや防 | |
| 不動産会社等 | 災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。 | |
| マンション | マンション居住者に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制 | |
| 管理組合等 | 度の周知に協力する。 | |
| マンション | マンション居住者に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制 | |
| 管理会社等 | 度の周知に協力する。 | |

第5節 消防団の活動体制の充実

消防団は、常備消防、市をはじめとする行政機関と自主防災組織や住民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。

消防団員は、本業を持ちながらも、地域の安全・安心の確保のために活動しているが、近年、全国的に消防団員数は減少傾向にある一方で、特に風水害を中心とする災害が多発化、激甚化する中、消防団に求められる役割は多様化、複雑化しており、消防団員個人の負担も増加している。

<u>こうした中、総務省消防庁では、令和4年12月に「消防団員の処遇等に関する検討会」を立ち上げ、消防団員の適切な処遇のあり方や消防団員の加入促進等について検討を行い、団員数の確保、地</u>域防災力の一層の充実強化を図ることとした。

市及び昭島消防署は、<u>消防団運営のあり方等について検討し、</u>消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資器材の整備など、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。

| 機関名 | 内容 |
|-------|--|
| | 1 女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホー |
| | ムページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進する。 |
| | 2 震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分 |
| | 団施設の整備をはじめ、活動に必要な救助資器材や可搬ポンプ積載車(緊急 |
| 市 | 自動車)等を整備する。 |
| 113 | 3 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規 |
| | 模災害時に有効に活用できる体制を整備する。また、消防団に対し機能別団 |
| | 員制度の周知を図る。 |
| | 4 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連 |
| | 携を強化し、地域防災力の向上を図る。 |
| | 1 各種資機材を活用して地域特性に応じた教育訓練を実施し、災害活動能力及 |
| | び安全管理能力の向上を図る。 |
| | 2 教育訓練の推進による消防団員の応急救護技能の向上を図る。 |
| | 3 新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。 |
| 市 | 4 消防団の活動等に係る自主学習用教材、e-ラーニングを活用するなど、団員 |
| 昭島消防署 | の生活に配慮した訓練方法により、団員の仕事や家庭との両立を図る。 |
| | 5 消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、 |
| | 地域防災体制の一層の充実を図る。 |
| | │ 6 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連 |
| | 携を強化し、地域防災力の向上を図る。 |

第6節 事業所による自助・共助の強化

1 事業所の備え

事業所は、専門的な技術を有する従業員や資器材等を保有していることから、災害時における地域 防災力の担い手として大きく期待されている。災害時にこうした事業所の防災力が効果的に発揮でき るよう、事業所は日頃から地域の活動を通じて地域と交流し、相互に連携し合える良好な関係を構築 する。

また、首都直下地震等による東京の被害想定によると、多くの帰宅困難者が発生すると予想されており、事業所は、自社の従業員などが帰宅困難者となることを想定し、あらかじめその対応策を検討しておかなければならない。

事業所は、地域の安全に対する社会的責任を自覚し、次のとおり防災対策に努めるものとする。

【従業員及び顧客等の安全を守るために】

- ① 社屋の耐震性を確認し、できる限り耐震補強を施す。
- ② 事務機器等の転倒防止や窓ガラスの飛散防止など、身の回りの安全を確保する。
- ③ 防災訓練を実施し、従業員や顧客の安全向上に努める。
- ④ 防災計画や非常用マニュアルなどを整備し、災害時の安全確保に努める。

【帰宅困難者対策のために】

- ① 東京都帰宅困難者対策条例を踏まえ、帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画(BCP)等の計画に反映させる。(その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記する。)
- ② 従業員が帰宅困難者となる可能性を想定し、最低3日間程度の食料、飲料水を社内に備蓄する。
- ③ 従業員家族と事業所の連絡体制を整備する。
- ④ 従業員及び顧客等が帰宅困難者となる可能性を考え、災害発生当日の避難場所等その救援対策を検討する。

【地域連携のために】

- ① 日頃から地域活動へ積極的に参加し、地域との良好な関係を構築する。
- ② 帰宅困難者となった従業員が地域の応急活動に従事できる体制を検討する。
- ③ 初動期において、市、防災関係機関及び地域住民と連携して緊急の災害対策にあたれる体制 の整備を推進する。

【業務継続のために】

① 災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく 対応方針に係る計画、いわゆる、重要業務継続のための事業継続計画(BCP)を策定し、 事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフ ィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策を推進する。

2 事業所の防災力の向上

市及び防災関係機関は、地域との協定締結の促進や合同訓練の実施、事業所防災計画の作成促進等により、事業者の防災力を向上させる。

| 機関名 | 内容 |
|-------|---------------------------------------|
| 市 | 広報紙や防災展等で、事業所相互間及び事業所と自主防災組織等の連携の重 |
| 111 | 要性について、広く啓発に努め、地域との協定締結などの促進を図る。 |
| | 1 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化を図る。 |
| | 2 事業所の救出・救護活動能力の向上を図る。 |
| | 3 事業所防災計画の作成を指導する。 |
| | 4 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者に対して |
| 昭島消防署 | 講習の受講を促進する。 |
| | 5 事業所防災計画作成促進を目的とした冊子を配布する。 |
| | 6 東京都震災対策条例第11条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策 |
| | 上重要な施設に指定された事業所との連携訓練を実施する。 |
| | 7 都民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及を図る。 |

第7節 ボランティアとの連携

ボランティアや民間非営利団体(以下「NPO」という。)等の市民活動は、救出・救護、初期消火、交通整理、

建物の被災状況把握、避難所運営など、発災時において多岐にわたるボランティア活動が期待される。また、柔軟性やきめ細かな対応といった特性を持つことから、災害時には行政とは異なる立場や 視点から被害者の救護や災害の除去に期待されるものであり、公的な救援活動とともに欠くことのできない存在である。

大規模災害においてこうした市民活動からの効果的な救援活動を実現するためには、平常時からこれらの活動を支援し、行政との信頼関係や連携のしくみを構築しておかなければならない。

1 都及びボランティアセンターとの連携

市及び防災関係機関は、日頃から市民のボランティア活用について支援するとともに、市民活動 組織との連携を深め、救援体制の充実に努める。また、災害活動時には、ボランティア組織の活動の 拠点を提供し、連携して住民の救援にあたるものとする。

また、ボランティア活動については、性別により活動内容を固定せず、男女それぞれが能力を発揮できるよう、適材適所な配置を考慮する必要がある。

| 機関名 | 内 | 容 |
|--------------|-------------------------------------|--------------------|
| 市 | 1 昭島市社会福祉協議会等との連携による昭島市災害ボランティアセンター | |
| 昭島ボラン | の設置・運営訓練等を実施する。 | |
| <u>ティアセン</u> | 2 平常時から、市民活動団体等と協働し、 | 幅広いネットワークを構築する。 |
| <u>ター</u> | | |
| | 1 東京ボランティア・市民活動センターと | の連携による災害ボランティアコ |
| | ーディネーターの計画的な養成、東京都災 | きまボランティアセンターの設置・ |
| 都 | 運営訓練等を実施する。 | |
| | 2 平常時から、市民活動団体等と協働し、 | 多様な市民活動団体同士の顔の見 |
| | える関係づくりを推進する。 | |
| 東京ボランテ | 1 都との連携による災害ボランティアコー | -ディネーターの計画的な養成、東 |
| ィア・市民活 | 京都災害ボランティアセンターの設置・追 | 運営訓練等を実施する。 |
| 動センター | 2 平常時から、市民活動団体等と協働し、 | 幅広いネットワークを構築する。 |

2 昭島市災害ボランティアセンターの指定

災害時におけるボランティアの有効活用を図るため、昭島市社会福祉協議会と協働して、下記場所に昭島市災害ボランティアセンターを立ち上げる。

| 名 称 | 所 | 在 |
|------------|-----|-------|
| 総合スポーツセンター | 東町5 | -13-1 |

なお、万一上記場所が被災した場合の代替場所として、下記を指定する。

| 名 称 | 所 | 在 |
|----------|-----------|---|
| 保健福祉センター | 昭和町4-7-1 | |
| 市役所本庁舎 | 田中町1-17-1 | |

3 都の登録ボランティア

都では平成7年5月に「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、<u>事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用し、ボランティアの拡充を推進している。</u>都市整備局では「応急危険度判定員」及び「被災宅地危険度判定士」の募集、育成を、生活文化<u>スポーツ</u>局では「語学ボランティア」の募集、育成を行っている。また、建設局では、平成9年6月に「東京都建設防災ボランティア制度」を制定し、道路等公共土木施設に関する被害情報の迅速な収集や応急復旧を支援する仕組みを築いている。(資料5「東京都防災ボランティアに関する要綱」参照)

市は、災害時にこれら資格や経験を有する登録ボランティアの派遣を要請し、有効な活用を図るため、平常時から都と情報交換を行い、緊密な連携を図ることとする。

(1) 応急危険度判定員

| 所管 | 資格 | 業務内容 |
|----------|-----------------------|---------------------|
| 市 | 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条 | 余震等による建築物の倒壊などの二次災 |
| 京初 | に規定する1級建築士、2級建築士、木造建 | 害を防止するため、地震発生後できるだけ |
| 都都 | 築士又は知事が特に必要と認めた者であっ | 早く、かつ短時間で建築物の被害状況を調 |
| 市整 | て都内在住又は在勤者 | 査し、その建築物の当面の使用の可否を判 |
| 東京都都市整備局 | | 定する。 |
| /FJ | | |

(2) 被災宅地危険度判定士

| 所管 | 資 格 | 業務内容 |
|----------|--|---|
| 東京都都市整備局 | 宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令 第16号)第17条に規定する土木又は建築技 術者 | 災害対策本部が設置される規模の地震又 は降雨等の災害により、宅地が大規模に被 災した場合に、被害の発生状況を把握し、危 険度判定を実施する。 |

(3) 東京都防災 (語学) ボランティア

| 所管 | 資 格 | 業務内容 |
|--------------|------------------------------------|--|
| 東京都生活文化スポーツ局 | 一定以上の語学能力を有する者(満18歳以上の都内在住、在勤、在学者) | 大規模な災害発生時において、語学力を 活用し、被災外国人等を支援する。 |

(4) 建設防災ボランティア

| 所管 | 資 格 | 業務内容 |
|--------|---|---|
| 東京都建設局 | 公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被害状況について一定の把 握ができる知識を有する者 | 建設局所管施設の被害状況の点検業務支援・都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被害状況の把握等。 |

4 東京消防庁災害時支援ボランティア【昭島消防署】

東京消防庁は、平成7年7月から、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。平成18年1月には「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大した。

(東京消防庁災害時支援ボランティアの概要)

| 所管 | 登 録 要 件 | 活 動 内 容 |
|----|---------|---------|
|----|---------|---------|

原則として東京消防庁管轄区域内に居住 1 災害時 する者又は東京消防庁管轄区域内に勤務若 しくは通学する者であり、かつ震災時等に おいて東京消防庁の支援を行う意志がある 15歳(中学生を除く。)以上の者で次のい ずれかの要件を満たす者

東京消防庁

- 1 応急救護に関する知識を有する者
- 2 過去に消防団員、消防少年団として1 年以上の経験を有する者
- 3 元東京消防庁職員
- 4 震災時等、復旧活動時の支援に必要と なる資格、技術等を有する者

災害時には、東京消防庁管内の消防署に 参集し、チームを編成後、消防職員の指導 と助言により、消防署内での後方支援活動 や、応急救護活動などを実施。

2 平常時

消防署が都民に対して行う防火防災訓 練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実 施。

チームリーダー以上を目指す人に対して は、「リーダー講習」、「コーディネーター 講習」を実施。

5 交通規制支援ボランティア【昭島警察署】

警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平 成8年8月から運用を開始している。「交通規制支援ボランティア」は、警察署長からの要請によ り、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器(機)材の搬送及び設 置などの活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機減灯時の対応の強化を図っている。

| 所管 | 要件 | 活動內容 |
|----|-----------------|--------------------------|
| | 警察署の管轄区域内に居住し、 | 1 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理 |
| | 又は活動拠点を有している者で、 | 誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器(機)材の |
| 数 | 大震災等の発生時に、警察署長か | 搬送及び設置を行う活動 |
| | らの要請により交通規制の支援 | 2 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂 |
| 視 | を行う者 | れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定 |
| 广 | | する箇所にこれらの設置を行う活動 |
| | | 3 その他大災害等の発生時に実施する交通規制に関 |
| | | し署長が必要と認める活動 |

6 赤十字ボランティア

日本赤十字社が所管するボランティア団体は、次のとおりである。

| ┃ 所管 |
|------|
|------|

| | 赤十字救護ボランティア | 災害時にボランティアとして救護活動するために必要な 知識と技術に関する研修を修了した者で、災害時には赤十字 ボランティアによる救護活動全般のコーディネートを行う。 |
|-------|-------------|---|
| 日赤 | 地域赤十字奉仕団 | 地域において組織された奉仕団で、災害時には市と連携 し、避難所等において被災者への支援をはじめ他のボランティアに対する支援活動を行う。 |
| 東京都支部 | 特別赤十字奉仕団 | 学生及び社会人で特定の技能・知識を有した者で組織される奉仕団で、災害時には各団の特色を生かし、避難所等において被災者のケア等の活動を行う。 |
| | 赤十字個人ボランティア | 日本赤十字社東京都支部や病院、血液センター等に希望する活動内容で、個人登録されたボランティア。災害時は個人の能力、技能、活動希望などにより被災者等への支援活動を行う。 |

7 昭島市社会福祉協議会との連携

市は、災害ボランティアに的確な情報を提供し効率的なボランティア活動が行えるよう、平成24年3月に昭島市社会福祉協議会と「災害時におけるボランティア活動に関する協定」を締結し、連携して災害ボランティア活動を行うとともに、日頃から市内のボランティア団体の育成に努める。

(1) 災害ボランティアセンターの運営

市は、災害時にボランティア活動の中心となる災害ボランティアセンターの管理・運営について、 昭島市社会福祉協議会が作成した「災害ボランティアセンター<u>設置・運営</u>マニュアル」に基づき、 訓練等を実施し、連携した運営を行う。

(2) 人材の育成

市は、昭島市社会福祉協議会と連携し、研修などを通じて災害時にボランティアとして活動できる人材の育成に努める。

(3) ボランティア団体の育成

市は、昭島市社会福祉協議会と連携し、市内にあるボランティア団体について、防災の研修や訓練などを実施し、災害時ボランティア活動の啓発を行う。

8 市登録ボランティア制度

技術や経験を有し災害時にボランティア活動を行おうとする者は、現在、登録ボランティアとして都、消防、日本赤十字社に登録されている。市内には医師、看護師、ヘルパー等技術や経験を有する多くの人材が在住していることから、市は、昭島市社会福祉協議会と連携し、市内で災害時にボランティア活動を行う意思のある個人やグループの募集・登録を行い、災害時に地域に密着したボランティア活動を実施する体制の整備に努める。

第8節 市民・行政・事業所等の連携

市及び防災関係機関は、市民、地域、事業所(企業)、ボランティアなどの組織が、自らの役割を認識し、日頃からそれぞれの立場で災害に備え、万一の災害に迅速かつ的確な行動がとれるよう、平常時から相互に連携し合うネットワークづくりを推進する。

| 機関名 | 内容 |
|-------|---------------------------------------|
| | 1 関係機関及び市の関係部課の担当者間で、防災対策に関する情報交換を行う場 |
| | を設ける。 |
| | 2 避難所運営を円滑に実施するため、市の関係部課及び担当者と住民との連絡会 |
| | 議を開催する。 |
| 市 | 3 関係機関及び市の関係部課と水防に関する事前協議を出水時期前に実施する。 |
| 111 | 4 地域の自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会 |
| | の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図るとともに、地域住民が |
| | 主体となった合同防災訓練の充実を図る。 |
| | 5 市民等から地区防災計画の提案があった場合、必要があると認められれば、地 |
| | 域防災計画の中に位置づける。 |
| | 1 応急手当の普及促進のため、専門的な知識技能を有する消防団、災害時支援ボ |
| | ランティア等と協働した救命講習会の実施を推進する。 |
| 昭島消防署 | 2 昭島市及び関係防災機関は、地域の防災市民組織、事業所、ボランティア等が |
| | 相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進 |
| | を図るとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。 |

第2章 災害に強く安全に暮らせるまちづくり

第1節 基本的考え方

災害時においては、多くの建物被害や火災の発生などにより、大量の避難者や帰宅困難者の発生が予想される。災害から、市民の生命、身体、財産を守るとともに、災害時においても市の機能を維持していくためには、防災性能を高めるまちづくりを進めていく必要がある。このことから、市は、災害に強いまちづくりの実現に向け、関係機関等と連携を図りながら、建物の耐震化、不燃化、オープンスペースの確保など、安全な市街地整備を進めていくとともに、家具転倒防止金具の取付け普及や出火・延焼防止対策を進めていく。

1 現状

市では、災害に強いまちづくりとして、安全な市街地の整備やオープンスペースの確保など「昭島市都市計画マスタープラン」に基づき都市計画を推進してきた。災害時における市民の安全を確保するスペースとして、国営昭和記念公園など4か所の広域避難場所と35か所の一時避難場所を確保している。

また、地震災害から建物を守るため、平成 21 年 5 月に「昭島市耐震改修促進計画」を策定し、この計画に基づき耐震化を推進しており、令和 5 年 1 月現在の耐震化率は、一般住宅約 77.1%、民間特定建築物約 98.8%、防災上重要な市有建築物約 98.2%となっている。建物内部の安全対策としては、市が指定した事業者と協定を結び、家具転倒防止金具の取付けあっせんを行っている。

出火、延焼等の防止対策として防火水槽の整備を図り、市の震災時における消防水利の充足率は、 令和5年8月末で95.5%となっている。

2 課題

本計画の地震災害対策として想定している立川断層帯地震の被害想定では、火災により 3,021 棟 の建物が焼失し、地震動等により 1,669 棟の建物が全壊する</u>想定となっており、以下の課題がある。

(1) 出火、延燒防止

震災時等における火災の延焼拡大を防止するためには、建物の不燃化促進と道路閉塞による消防活動困難要因となる建物倒壊を防止するための建物耐震化の促進、震災時に使用が可能な消防水利の確保が必要である。

また、木造住宅密集地域を中心に、街頭消火器の増設及びスタンドパイプを配置するなど初期消火体制の強化を図るとともに、街頭消火器が設置されていない地区についても併せて設置していく必要がある。

(2) 建物の耐震化、安全対策

平成31年3月に改正した「昭島市耐震改修促進計画」では、重点的に耐震化を図るべき建築物として①住宅、②民間特定既存耐震不適格建築物、③防災上重要な市有建築物を上げ、それぞれの状況に応じた取り組むべき施策を掲げている。

また、家具の転倒・落下・移動防止対策については、一層の推進を図っていく必要がある。

第2節 安全に暮らせるまちづくり

市街地などのまちづくりは、防災空間としての道路、公園等を計画的に確保し、店舗など建築物の 共同化や不燃化の促進により防災機能の向上を図り、安全で快適な都市環境を創造していく必要があ る。安全な市街地の整備のため、駅前などの密集市街地を中心に、まちづくりのあり方について、住 民との合意形成を図りながら市街地の再編整備を進める。

1 東中神駅北側地区

東中神駅北側地区は老朽化した都営住宅の建て替えが進む一方、商業住宅市街地については 過小宅地が密集するなど、まちづくりの上からも課題を抱えているため、まちづくりの機運を 見て、この地区の再編整備について検討していく必要がある。

2 拝島駅前地区

拝島駅前地区については、拝島駅南口地区地区計画を中心として、市民との協働によるまちづく りの推進や商業の活性化を図る。

| 事 業 名 | 規模 | 事 業 期 間 |
|-------------|------------------|--------------|
| 拝島駅南口地区地区計画 | 建築物等の用途の制限、壁面後退等 | 平成 23 年 4 月~ |

3 土地区画整理事業

道路、公園、駅前広場等公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図ることにより、良好な市街地を形成し、安全で住みよいまちづくりを進めるため、現在、市が行っている中神土地区画整理事業の概要は次のとおりである。

| 事 業 名 | 施行面積 | 事 業 計 画 |
|----------------|-----------------|-----------------------|
| 中神土地区画整理事業第二工区 | <u>16. 6</u> ha | 平成7年度~ <u>令和12</u> 年度 |

なお、令和5年2月より中神土地区画整理事業区域の対象外となったエリアについて、地区計画 を策定し中神駅北側地域整備事業として道路・公園等を整備し安全・安心なまちづくりを進める。

4 立川基地跡地昭島地区

立川基地跡地昭島地区(約66.1ha)は、土地区画整理事業により市街地整備を行う。本地区内を 縦横断する都市計画道路を整備することにより、多摩地域の防災活動の拠点である立川地域防災セ ンターへのアクセス強化を図る。

5 防火地域等の指定

大地震の発生時には木造住宅が密集している地域を中心に、火災や建物倒壊等により大きな人的・

物的被害が生じる可能性がある。

市では、都の基準に準拠した次の「指定方針及び指定基準」(令和3年4月)に基づき、防 火地域の指定に努める。

- ① 防火地域…… 原則として容積率400%以上の区域 ※容積率200%以上の区域で市街地の安全性の向上を図る区域については、 防火地域に指定することができる。
- ② 準防火地域… 原則として建蔽率50%以上の区域

また、都では、都市型火災に対する体質強化を図るため、防災上重要な地域を中心に都市計画法による地域地区制度の一環として防火地域・準防火地域の指定拡大に努めるとしており、都と連携を図りながら不燃化の促進に努める。

6 オープンスペースの確保

公園、緑地などのオープンスペースは、火災の延焼防止や災害時の避難場所など、安全で快適な都市環境を確保する面からも重要な役割を担っている。しかしながら、近年、都市化の進展とともに市街地の緑は失われつつあり、緑の確保や公園の整備に対する社会的要請は一段と強まっている。市は引き続き、公園や緑地などを中心としたオープンスペースの積極的な確保を図る。

(1) 公園の整備、緑地の保全

公園や緑地は、市民のレクリエーションや環境保全の場、都市景観としての機能などに加え、 災害時の延焼防止の機能を持っている。市は、地域においてこれらの機能が発揮できるよう、計 画的に防災対策に有効な公園の整備を図る。また、既存公園の改修時などを捉え、マンホールト イレが設置可能なマンホールの設置など、防災機能を持たせた整備に努める。

緑地の保全については、平成23年3月に策定された「昭島市水と緑の基本計画」に基づき、市内に残された貴重な緑を保全するため、保存樹木や樹林の指定などの助成事業を実施している。また、崖線に連続して残る樹林地は、都と連携し公有化を図っているところであるが、今後もあらゆる機会をとらえ、緑の保全に努める。現在の都市公園等の状況は次のとおりである。

【都市計画公園・緑地の現況】

(令和5年4月現在)

| 公園・緑地面積 | 開設済面積 | 未開設面積 |
|-------------------------|------------------------|-----------------------|
| 都市計画公園 25 園(95.7ha) | 22 園(<u>83. 4</u> ha) | 3 園(<u>12. 3</u> ha) |
| 都市計画緑地 2 緑地(64. 6ha) | 1 緑地(17. 1ha) | 1 緑地(47. 5ha) |

(2) 農地の保全

市街化区域における農地は、良好な環境の確保はもとより、火災の延焼防止や被災者への生鮮 野菜供給等、防災上も重要な役割を担っている。

市は、こうした緑地機能や防災機能をもつ農地を維持・保全するため、生産緑地の指定や営農者の育成に努める。

【都市計画生産緑地地区の現況】 (令和5年4月現在)

| 生産緑地地区 | 面積 |
|---------------|--------------------|
| <u>215</u> 地区 | 約 <u>44. 97</u> ha |

7 ブロック塀等の安全化

市では、災害に強いまちづくりの推進を目的として、避難路沿道において震災時に危険が生 じる可能性があるブロック塀の撤去等に係る工事費について補助を行っている。危険なブロッ ク塀の所有者に対して、更なる啓発が必要である。

8 急傾斜地崩壊危険箇所(資料33参照)

都では、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、急傾斜地崩壊危険箇所のうち危険度の高いものから順次、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、崩壊防止工事を行っている。

また、都では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。)に基づく土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)に指定された保全地域の都有地において、近隣に民家等の保全対象施設がある箇所について急傾斜地崩壊対策工事を行う。

市内には、急傾斜地崩壊危険箇所が河岸段丘の周辺に9か所点在しており、ハザードマップ 等により情報提供しているが、警戒避難時の避難方法について周知徹底を図る。

9 土砂災害(特別)警戒区域(資料34参照)

土砂災害警戒区域等における<u>土砂災害防止法</u>に基づく都の調査により、市内の37か所が、急傾斜地の崩壊のおそれがある区域として土砂災害警戒区域に指定され、そのうち32か所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。これらの区域は、今後、ハザードマップの整備等による情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難方法について周知徹底を図る。

また、土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の要配 慮者が利用する施設(以下「要配慮者利用施設」という。)を市の地域防災計画に施設の名称及び所 在地を定める。(資料35参照)

なお、定められた施設の管理者等には、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、土砂災 害防止法により「避難確保計画の作成」及び「避難訓練の実施」が義務づけられている。

第3節 建築物の耐震化及び安全対策の促進

大地震時には、大きなゆれにより、木造住宅が密集している地域を中心に建物の倒壊や火災が発生し、大きな人的・物的被害が生じる可能性がある。被害の軽減を図るため、建物の耐震化、不燃化やエレベーター閉じ込め防止対策と家具類の転倒・落下・移動防止対策などの促進を図る。

1 建築物の耐震化の促進

(1) 耐震改修促進計画の策定

都は、昭和56年に施行された現行の耐震基準以前に建てられた建築物(以下「既存建築物」という。)について、耐震診断・耐震改修を計画的かつ総合的に推進するために、「東京都耐震改修促進計画」を策定し、これに基づき事業展開を図ることとし、<u>市においても、「昭島市耐震改修促進計画」を策定し、都と連携を図りながら耐震化を推進している。</u>

耐震化の現状と目標については、以下のとおりである。

| | | | 耐震化率 | | | |
|------------------|-------------|-------|---------------------|----|-------------------|--|
| | 建築物の | の種類 | 現状目標 | | 目標 | |
| | | | (<u>令和5年1月時点</u>) | | (令和7年度) | |
| / } - | <i>1</i> => | 一般住宅 | <u>77.</u> | 1% | 耐震性が不十分な住宅をおおむね解消 | |
| 住 | 宅 | 市営住宅等 | 100 |)% | 100% | |
| 民間 | 特定建築特 | 勿 | <u>98.8%</u> | | 耐震性が不十分な住宅をおおむね解消 | |
| 防災 | 上重要な「 | 市有建築物 | 98. 2% 100% | | 100% | |

(2) 公共建築物等の耐震化

市は、大地震時に防災活動の中心となる公共施設及び避難所となる学校について、昭和56年に改正された耐震基準以前に建築された施設の耐震診断を実施し、その結果に基づき順次、補強、改築を進めてきた。

公立小・中学校の耐震補強については、平成23年度で全ての耐震補強が完了し、他の施設については、令和7年度までに耐震化率を100%とする。

(3) 住宅等民間建築物の耐震診断・耐震改修等

建築基準法(昭和25年法律第201号)が改正される前の昭和56年以前に建築された市内の木造住宅は、令和5年1月でおよそ6,435戸となっている。これらの住宅は大地震に対しては十分な耐震強度が保たれていない可能性があり、早急に耐震診断を実施する必要がある。しかし、住宅等民間建築物の耐震診断は、所有者又は管理者が行うことが原則であるため、広報やパンフレット等を活用した啓発を行うとともに、現在実施している木造住宅に対する耐震診断及び耐震改修等の助成制度を引き続き実施し、令和7年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標に、耐震化の促進を図る。

<u>また、令和5年5月に拡充した平成12年以前に建てられた木造住宅の耐震診断や耐震化の助成</u>制度について周知を図り、更なる耐震化の促進を図る。

多数の者が利用する民間特定建築物は、経済活動の促進に大きな役割を果たしているが、震災により建物が倒壊すると人的被害が大きくなることから、特に耐震化を図る必要がある。

部

第

2 章

第2部 災害予防計画

第2章 災害に強く安全に暮らせるまちづくり

利用者の生命の保護と経済活動における減災を図るため、国の基本方針等では、耐震化率を令和7年度までに95%以上とすることを目標としているが、本市においてはすでに達成しているため、耐震性が不十分な建築物をおおむね解消することを目標とする。

(4) マンションの耐震化等

マンションは戸建住宅に比べ規模が大きく、地震により倒壊した場合、道路閉塞を引き起こす など、周辺地域にも大きな影響が及ぶことが予想されるが、合意形成の難しさからその再建には 困難を伴うことが多い。

都は、マンション耐震セミナーの開催等による管理組合に対する普及啓発や、耐震診断等に対 して財政的支援を行うとともに、専門家派遣による診断や改修の実施に向けた助言などにより合 意形成を支援し、アドバイザー派遣助成等により耐震化を促進している。

市は、マンションの耐震化を一層促進するため、都と連携し、東京におけるマンションの適 正な管理の促進に関する条例に基づく「管理状況届出制度」により把握した情報を分析・活用 するとともに、適正管理の啓発と併せて耐震化を促していく。

2 エレベーター対策

震災時においては、地震により停止装置が働き緊急停止し、エレベーター内に閉じ込められることが想定される。このことから、震災時におけるエレベーター閉じ込め防止及び早期救出体制を確立するとともに、エレベーター復旧を円滑に行う体制構築のため、以下の対策を行う。

| 区分 | 内 | 容 | | | | |
|------------------|------------------------------------|--|--|--|--|--|
| | 1 市の施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上を図る。 | | | | | |
| | エレベーターの閉じ込め防止 | 装置 | | | | |
| | 装 置 名 | 機能 | | | | |
| | リスタート運転機能 | 地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動 で安全を確認しエレベーターを再作動させることによ り、閉じ込めを防止する機能 | | | | |
| | 停電時自動着床装置 | 停電時に、エレベーターを最寄り階に着床させるの に必要な電力を供給する装置 | | | | |
| 市 | P波感知型 地震時管制運転装置 | 主要動(S波)が到達する前に、初期微動(P波)を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置 | | | | |
| | 2 都が作成したリーフレット等を活用し、普及啓発に努める。 | | | | | |
| | 3 昭島消防署と連携し、エ | レベーター閉じ込め発生時の早期救出体制を確立す | | | | |
| | る。 | | | | | |
| | 4 できるだけ多くのマンシ | ョンやビルの機能の回復を早期に図るため、1ビルに | | | | |
| | つき1台のエレベーターを復旧させる「1ビル1台」ルールの徹底を都と | | | | | |
| て市民・事業者等に普及啓発する。 | | | | | | |
| | 1 都立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上を図る。 | | | | | |
| 都 | 2 都営住宅に停電時自動着 | 都営住宅に停電時自動着床装置の設置を推進する。 | | | | |
| | 3 エレベーターの安全対策を示したリーフレットによる普及啓発を実施す | | | | | |

3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止対策

(1) 天井等の落下防止対策

都は、都内建築物について、特定天井(脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井)、 外壁タイル、はめ殺し窓ガラスについて、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等 の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、改善指導を継続して行っていく。

市は、既存公共施設の窓ガラス、取付け物等の飛散、落下を防止するための点検を行い、 必要な措置を講ずる。

(2) 屋外広告物

都及び市は、広告塔・看板等の屋外広告物の設置者に対し、東京都屋外広告物条例及び道路法(昭和27年法律第180号)に基づき、落下や脱落防止の改善指導を行う。

(3) 自動販売機

道路に設置する自動販売機は、道路の有効幅員を狭め、通行の阻害要因となるばかりか、災害時には、転倒して人的被害を誘発し、さらに道路上の障害物となり緊急車両等の活動の妨げにもなることが予想される。このため、市は、主要道路沿道に設置されている自動販売機の転倒防止措置について業者指導を働きかけ、昭島警察署の協力を得て不法設置の取締り等、必要な指導を行う。

(4) 学校備品・薬品等の安全管理

学校の教室内にある各種備品について、災害発生時はもとより、平常時においても落下、 転倒等の事故が起きないよう、各学校において再点検を行う。特に、教室・廊下等での落下 物の防止、テレビ等の重量物の固定化や図書室の書架や靴箱の固定化などを実施する。

また、学校内に保管されている化学薬品等については、収納戸棚等の転倒・落下・移動防止及び容器の破損等による流出並びに混合発火等の防止について対策を講じるよう安全管理に厳正を期するとともに、保管庫、倉庫等の設備面で改修等が必要な部分については、改善に努める。

(5) 家具転倒防止対策

近年発生した地震でけがをした原因を調べると、約30%から50%の人が、家具類の転倒・落下・ 移動によるものであった。

家具類の転倒・落下・移動防止策に関するアンケートによると防止策の実施率は、消防に関する世論調査(令和4年9月)によると都全体では、62.6%の実施率となっているが、本市においては、昭島市市民意識調査報告書(令和2年2月)によると、38.7%にとどまっており、啓発と実施に向けた支援が必要である。

市は、耐震啓発事業として、指定した事業者と協定を結び、家具転倒防止金具の取付け<u>あっせん</u>を行っている。今後、市及び昭島消防署は、地震時において、屋内の安全確保を図るため、家具類の転倒・落下・移動防止器具による転倒等防止措置を次のとおり推進し、令和<u>12</u>年度までに市内の家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施率を75%にする。

第2部 災害予防計画

第2章 災害に強く安全に暮らせるまちづくり

| 機関名 | 内容 |
|-------|---|
| 市 | 1 家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及啓発を推進する。 2 公益社団法人昭島市シルバー人材センターと協定し、家具転 倒防止金具の取付け <u>あっせん</u> を行う。 3 市保有施設のオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策を推 進する。 |
| 昭島消防署 | 1 具体的に家具類の転倒・落下・移動防止対策を示した資料等を作成し、市民や事業所に対する防災指導に活用する。 2 防災週間等のイベントや防災訓練時に映像など多様な手法を活用し、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発を実施する。 3 自治会、自主防災組織等と連携し、家具類の転倒・落下・移動防止を周知する。 |

第4節 出火、延焼等の防止

首都直下地震による東京の被害想定では、立川断層帯地震、M7.3、風速8メートル、18時発生の場合で、昭島市においては、15件の火災が発生し、倒壊建物を含めて3,021棟の建物が焼失し、66名の死者の発生が想定されている。地震による火災の被害を軽減するためには、出火の防止、初期消火、火災の拡大防止、危険物・有毒物質等の漏えい防止などの対策を推進していく必要がある。

1 出火の防止【昭島消防署】

(1) 地震時の出火要因には、熱源等としてのガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに、危険物、化学薬品等からの出火が考えられる。市内には、これらのものが複雑に存在しており、地震時には火災の発生が予想される。

このため、出火の危険につながる要因を検討し、あらゆる施策を講じて安全化対策をすすめる とともに、必要に応じ規制の強化を図る。また、事業所や一般住宅等についても、立入検査及び 防火診断を通じた同様の指導とともに、地震後の出火防止徹底のため、安全確保要領の指導を行 う。

- (2) 各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。
- (3) 発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、市民への指導を行っていく。

2 初期消火体制の強化【市、昭島消防署】

市は、木造住宅密集地域を中心に、街頭消火器を増設するとともに、スタンドパイプを配置する など初期消火体制の強化を図る。また、街頭消火器が設置されていない地区についても併せて設置 していく。

昭島消防署は、消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、市民及び事業者に耐震措置を指導する。

各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器<u>及び住宅用消火器などの</u>住宅 用防災機器等の普及を図る。

3 火災の拡大防止【市、昭島消防署】

消防水利の整備について、次の項目を推進する。

- (1) 昭島消防署は水利整備を行う市と連携し、効果的な消火活動が行えるよう消防水利の確保に努める。
- (2) 木造住宅密集地域等に設置されている消火栓について、関係機関と連携して、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。
- (3) 水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。
- (4) 経年防火水槽を再生し、震災時の消防水利を確保する。
- (5) 市が公共施設及び特殊建築物を整備するときには、東京都震災対策条例第27条に基づき、防火 水槽等の確保に努める。また、民間の開発事業等に際しては、都市計画法の開発行為に伴う協議

や、市における宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づき防火水槽等の確保に努める。

(6) 市有地等の売却に際し、既存の防火水槽等の存置や代替水利の確保を図る。

4 危険物施設等の安全化

危険物施設については、法令等で建物や設備などの耐震措置対策が規定されているが、過去の地震等では、建物の倒壊、防火塀の転倒等が発生していることから、昭島消防署は、建築基準法に求められている耐震の構造とすることはもとより、防火塀などの耐震設計強度の確認を行っている。

(1) 高圧ガス保管施設【昭島消防署】

高圧ガスは、利便性に富む一方、高い危険性を含んでいることから、常に徹底した保安対策が必要であり、国や都は、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)や液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に基づき厳しい規制・指導を行っている。昭島消防署では、高圧ガス取扱事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

(2) 毒物・劇物保管施設

毒物・劇物の取扱者には、「毒物・劇物営業者」「特定毒物研究者・使用者」「要届出業務上取 扱者」「非届出業務上取扱者」がある。

学校では、毒物劇物災害を防止するため、<u>都教育庁は「実験・実習用薬品類の保管・管理の徹底</u>について」を市立小・中学校に周知し、事故防止に努めていく。

市内にある毒物・劇物保管施設への関係機関の対策は、次のとおりである。

| 機関名 | 安 全 化 対 策 |
|--|--|
| 機 関 名 多摩立川保健所 <mark>都保健医療局</mark> 健康安全研究 センター | 女 至 化 対 東 1 営業者に登録基準に適合した施設を維持させ、毒物・劇物保有量に対応した貯蔵設備を講ずるよう指導する。 2 営業者に毒物・劇物による市民の生命及び保健衛生上の危害を生ずるおそれのあるときは、ただちに最寄りの多摩立川保健所、昭島警察署又は昭島消防署に連絡することを徹底させる。 3 毒物・劇物による緊急事態発生の通報を受けたときは、速やかに関係機関への連絡を行うとともに、防災上適切な措置を講じられる態勢の確立を図る。 4 毒物・劇物を大量に使用する業態の現況の把握に努め、特にシアン化合物、酸アルカリ等を大量に取り扱っている業態に対し、貯蔵等取扱いについて重点的に指導する。 |

(3) 放射線等使用施設

放射線等使用施設については、国(原子力規制委員会)が、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)」に基づき、ラジオ・アイソトープの使用、販売廃棄等に関する安全体制を整備し、立ち入り検査の実施により安全確保を図っている。

これに対する関係機関の対策は、次のとおりである。

| 機関名 | 安 全 化 対 策 |
|----------------|--|
| 昭島警察署 | 放射性物質保管施設の実態を把握し、施設管理者に対しその保守管理及び地震 発生時の措置要領等についての指導を徹底する。 |
| 昭島消防署 | 放射線等使用施設を有する事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。また、各施設の立入検査等を実施し、防火管理者を中心とした自主保安体制の確立及び維持管理について指導する。 |
| 多摩立川保健所 都保健医療局 | RI(ラジオ・アイソトープ)使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるため、多摩立川保健所を中心としたRI測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、市民の不安解消に努める。 |

(4) 石綿含有建築物等からの石綿飛散防止体制の構築

都は、災害時における石綿飛散防止対策に関する情報を得られるよう、住民等へ周知する。更に、災害時に都民、作業員、ボランティア等へ配布する周知用チラシを準備する。また、協定締結団体及び区市は協力して、年1回災害訓練を実施する。

5 危険物等の輸送の安全化

石油類、高圧ガスを大量に輸送する場合、走行車両は、転倒、転落防止義務、警戒標識等の表示義務、消火器等防災資材・器具等の携行義務など様々の規制が行われているが、今後とも、関係機関との連携により、定期的な路上取締りを実施するとともに、危険物積載車両については、常置場所において立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図っていく。

また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施するなど、保安意識の高揚に努める。 関係機関の安全対策は、次のとおりである。

| 機関名 | 安 全 化 対 策 |
|-------|--|
| 昭島警察署 | 1 危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取締りを推進する。2 関係機関との連絡通報体制を確立する。 |
| | 1 タンクローリー、トラック等の危険物を輸送する車両については、立入検査を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、 当該基準が維持されるよう指導を強化する。 |
| 昭島消防署 | 2 鉄道タンク車による危険物輸送について、東京都震災対策条例に基づき関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。 3 「危険物の運搬又は移送中における事故等の措置、連絡用の資料(イエローカード)」の車両積載を確認し、活用促進する。 |

第2部 災害予防計画

第2章 災害に強く安全に暮らせるまちづくり

| 多摩立 | 保健所 |
|-----|-----|

- 1 毒物劇物運搬車両の路上点検及び集積する場所での監視を行い、法令基準 に適合するように指導取締りを行う。
- 2 要届出劇物運搬業者の所有する毒物劇物運搬車両に対する指導取締りを 行う。
- 3 関係機関との連絡通報体制を確立する。

第5節 液状化、長周期地震動等への対策

1 液状化対策

昭島市における液状化のおそれについては、本計画の立川断層帯地震の被害想定では、市域南東部及び南西部の一部に液状化発生のやや高い地域が存在するほか、多摩川河川敷周辺では液状化の低いあるいはきわめて低い地域とされている。他の地域は液状化の可能性がない、あるいはきわめて低い地域とされている。また、東京都土木技術支援・人材育成センターが公表した「東京の液状化予測図(令和3年度改正版)」では、液状化の予測が3段階で評価されており、多摩川河川敷周辺のほか、市内南部に点在して液状化の可能性がある地域が存在する。

今後は、液状化の被害の発生を見据え、インフラ施設等の液状化対策、市民への情報提供など、 適切な対策を講じる。

(1) 液状化のおそれのある地域における建築物等の安全確保

| 機関名 | 対策 内容 |
|--------|-----------------------------------|
| | 木造住宅などの建築物について、液状化のおそれがある地域において、 |
| | 建築確認審査などの機会を捉え、建築物の設計者などに対して的確な対策 |
| | を講じるよう促していく。液状化のおそれのある地域における建築物を対 |
| 特定行政庁 | 象とした対策工法などについて情報提供するとともに、建築確認審査等を |
| 指定検査機関 | 通じて液状化対策の指導の充実を図る。液状化のおそれのある地域に公共 |
| | 建物等の工事をする際、液状化対策として建物自体を強化する方法、地盤 |
| | を改良する方法などを採用し、公共建築物の液状化対策を促進する。ま |
| | た、大規模な開発を行う場合、関係者との連絡・調整について考慮する。 |
| 士 | 液状化のおそれのある地域における市有建築物を工事する際は、液状化 |
| 市 | <u>対策を講じる。</u> |

(2) インフラ施設等の液状化対策

ア 市 (水道部)では、上水道について、水道管路の耐震管への交換を進めている。

イ 下水道については、液状化危険度の高い地域より下水マンホールの浮上抑制対策計画策定 などを講じていく必要がある。

(3) 液状化に係る情報提供

市は、都が作成する「液状化による建物被害に備えるための手引」を踏まえ、既存の地盤調査データ、地盤調査の実施方法、対策の工法などについて、市民に情報提供する。

また、市民からの相談に対し、地域の状況に即して適切に対応していくため、液状化対策に 関し必要な知識を有するアドバイザーの紹介や、液状化による建物被害に備えるための手引き の活用などについて、都と連携して取り組んでいく。

| 機関名 | | | | | | | 対 策 内 容 |
|-----|---------------|---|---|----|-----|---|-----------------------------------|
| ±47 | ± ≠ 17 | # | 整 | 備 | 局 | 1 | 「液状化による建物被害に備えるための手引き」の <u>改定</u> |
| 都 | 都 | 市 | 雀 | 加用 | /PJ | 2 | 既存の地盤調査データ、対策工法などの情報提供 |

第2部 災害予防計画

第2章 災害に強く安全に暮らせるまちづくり

| 都 | 建 | 設 | 局 | 最新の「東京の液状化予測図」を都民に情報提供 |
|---|-----|-------|-----|---------------------------------|
| 都 | 港 | 湾 | 局 | 取利の「東京の個人化」の側図」を創成に情報促展 |
| 特 | 定 | 行 政 | 庁 | 液状化のおそれのある地域において、建築確認審査時に建築物の設計 |
| 指 | 定確認 | 以検 査模 | と 関 | 者等に対し的確な対策を講じるよう促す。 |

2 長周期地震動対策

長周期地震動とは、地震発生時に通常の短い周波数の震動とは異なり、約2~20秒周期で揺れる 震動のことである。長い周期での震動は特に高層建築物の固有振動数と一致して、建造物を共振させ急激に振幅が増大する。東日本大震災では、震源から離れた東京都内(23区の震度は「5強」)で 長周期地震動を観測し、新宿センタービルなどの超高層ビルが最長13分間、最大108センチほど揺れていたことが判明している。長周期地震動では、建物が大きくゆっくりと揺れ、家具等が移動、 転倒するなど、計測震度以上の被害が起こる可能性がある。このことから、高層建物においては、 長周期地震動を推進し、室内の安全確保を図る必要がある。

| 機関名 | 対 策 内 容 |
|--------|---|
| 市昭島消防署 | 長周期地震動の危険性や、家具の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く市民や事業者に周知する。 |

第3章 安全な交通ネットワークと災害に強いライフライン等の確保

第1節 基本的考え方

道路や<u>橋梁</u>、鉄道といった交通関連施設は、市の活動を支える基盤として重要な役割を担っており、特に地震等の発災時においては、人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行い、市民の生命を守るため、その機能を確保する必要がある。

また、発災後の市民の暮らしを支え、都市機能を維持するためには、上下水道をはじめとした各種 ライフラインの機能を確保するために耐震化を進めるとともに、こうした施設を機能させるためのエネルギー(電力)の確保が不可欠である。

本章では、市民生活や都市機能を支える交通ネットワークやライフライン、エネルギー確保についての対策を示す。

1 現状

(1) 道路等の整備状況

市内には、広域幹線道路として国道1路線と都道<u>7</u>路線があり、<u>1,270</u>路線の市道がこれらと連携しネットワークを形成している。都市計画道路は、21路線、総延長36,210mが計画決定されており、都市計画道路の整備率は、74.8%(令和<u>5</u>年4月現在)となっている。

(2) ライフライン施設状況

上水道については、計画的に耐震化を進めており、令和<u>5</u>年3月末で管の耐震適合管率は、58.2%となっている。

下水道については、計画的な耐震化に努め、重要施設における耐震化を優先的に進めている。昭島市下水道総合地震対策計画に基づく汚水管の重要な幹線等の耐震化率は、令和4年3月現在36.8kmのうち67.4%であり、汚水中継ポンプ場(郷地ポンプ場)の耐震化は完了している。

2 課題

本計画の想定地震である立川断層帯地震の被害想定では、断水率が $\frac{47.4}{4}$ %、下水道管きょ被害率が $\frac{5.1}{5}$ %、停電率が $\frac{21.9}{5}$ %、ガス<u>供給停止</u>率 $\frac{0}{5}$ %、固定電話の不通率が $\frac{10.6}{5}$ %の<u>被害</u>が想定されている。

(1) 道路等の整備

災害時における交通ネットワークを確保するため、都市計画道路の整備を推進する必要がある。

<u>橋梁</u>については、ひとたび落下すると、<u>橋梁</u>がまたぐ道路や河川などへの影響が大きいため、補強、補修など適切な対策を進めていく必要がある。

(2) ライフライン施設状況

水道については、耐震化の取組を進めてきているが、<mark>耐震化率</mark>が低いため、布設替えを進めている必要がある。また、下水道については、避難所や防災拠点の排水を受け入れている管きょの耐震化を推進し流下機能の確保を図る必要がある。雨水管についても、緊急輸送路等に埋設され

第2部 災害予防計画

第3章 安全な交通ネットワークと災害に強いライフライン等の確保

た管路の対策が必要である。

電気、ガス、通信については、これまでも耐震設計基準に基づいた施設整備等が進められているが、引き続き、こうした事業者による取組を着実に進める必要がある。

第2節 道路・橋梁の安全確保

道路及び<u>橋梁</u>は、都市における基本的な都市基盤であり、災害時の避難、消火活動及び緊急物資等の輸送ルートとして、また、延焼防止機能や避難場所への避難路として都市防災上重要な機能を担っている。

このため、市は、道路等の整備に当たっては、都市計画道路を骨格とした防災性の高い広域的な道路網の確立について検討するとともに、その整備促進に努める。

1 都市計画道路の整備

広域的な道路網整備として、都市計画道路の整備に努める。

【都市計画道路の現況】

(令和5年4月現在)

| | | 計画決定 | 事業決定 | 施行済 | 施行率 |
|---|---|-----------|----------|-----------|-------|
| 路 | 線 | 21 | 17 | 12 | _ |
| 延 | 長 | 36, 210 m | 28, 065m | 27, 075 m | 74.8% |

2 市道の整備

市域は、一部地域を除き北西から南東に向かって、多摩川まで緩やかな傾斜を保ち、地形的な構造からの崖崩れ及び埋没、降水による影響は比較的少ない。市道の整備については、既存道路の改修工事を主体とし、逐次計画的に実施していく。

【市道の現況】 (令和5年4年現在)

| 種別 | | 合 計 | | 舗 装 道 | | 舗 装 率 (%) | |
|----|------------|-----------------|--------------------|-----------------|--------------------|--------------|------|
| 作里 | <i>D</i> 1 | 延長 (m) | 面積(m²) | 延長 (m) | 面積 (m²) | 延長比 | 面積比 |
| 市 | 道 | <u>228, 502</u> | <u>1, 367, 511</u> | <u>199, 878</u> | <u>1, 297, 196</u> | <u>87. 5</u> | 94.9 |

また、都市化の進展に伴い、宅地開発は既成市街地の周辺におよび、がけ地や急な斜面に宅地を造成し、住宅を建築する事例が多くなっている。

道路の防災と震災対策を目的として、国土交通省の指導の下、全国一斉に落石、崩壊、地すべり、雪崩、土石流、よう壁、液状化等について道路防災総点検を平成8年度に実施し、現在はこの調査に基づく市内における危険地域の解消に努めている。

【道路防災総点検により対応が必要な箇所】

| 種類 | よう壁 | 横断歩道橋 | 開削トンネル | 合 計 | |
|----|-----|-------|--------|-----|--|
| 件数 | 3 | 0 | 0 | 3 | |

3 都道の整備【北多摩北部建設事務所】

都は、幹線道路の整備を促進して、道路網の多重化を図るとともに、救援・消防活動にも有効な道路の整備を進めていくこととしている。

【都道の現況】 (令和4年4月現在)

| _ | | | | | | | | |
|---|----|---|---------|----------|---------|----------|-----------|------|
| | 種別 | | 合 計 | | 舗 装 道 | | 舗 装 率 (%) | |
| | | | 延長(m) | 面積 (m²) | 延長 (m) | 面積 (m²) | 延長比 | 面積比 |
| | 都 | 道 | 25, 102 | 432, 037 | 25, 102 | 392, 619 | 100 | 90.8 |

4 国道の整備【相武国道事務所】

一般国道 16 号(東京環状) は、東京近郊都市(横浜、大和、相模原、八王子、昭島、福生、川越、大宮、柏、千葉、横須賀等の各都市) を連絡する延長約 339 kmの環状道路である。

八王子〜瑞穂拡幅事業のうち、昭島市松原(小荷田交差点)から福生市熊川(武蔵野橋北交差点)までの延長 1.7 k m (うち市内約 0.8 k m)が、平成 30 年 3 月に 6 車線にて供用開始された。

【国道の現況】

(平成 25 年 4 月現在)

| 種別 | | 合 計 | | 舗 装 道 | | 舗 装 率 (%) | |
|----|-----|--------|----------|--------|----------|-----------|-----|
| 作里 | נים | 延長 (m) | 面積 (m²) | 延長 (m) | 面積 (m²) | 延長比 | 面積比 |
| 国 | 道 | 3, 810 | 113, 196 | 3, 810 | 113, 196 | 100 | 100 |

5 <u>橋梁</u>の整備

(1) 市の橋梁

大きな橋は少なく、ほとんど永久橋に改修されており、安全性は確保されているが、必要に応じた補修、補強を行うものとする。 (令和5年4月現在)

| 種 | 別 | 永久橋 | 木 橋 | 合 計 |
|-----|----|----------|---------|----------|
| 士 冼 | 橋数 | 58 | 1 | 59 |
| 市道 | 延長 | 247.71 m | 2. 23 m | 249. 94m |

(2) 都の橋梁【北多摩北部建設事務所】

震災時における避難、救護、復旧活動等に支障のないよう、市街地や主要路線上の<u>橋梁</u>について、必要に応じて補修を行う。

(令和5年4月現在)

| 種 | 別 | 一般橋 | 歩道橋 | 人道橋 | 合 計 |
|------|----|-------------|--------|--------|-------------|
| **** | 橋数 | 17 | 9 | 1 | 27 |
| 都道 | 延長 | 1, 181. 72m | 507.6m | 16.00m | 1, 705. 32m |

6 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化

都は、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」(平成23年東京都条例第36号)に基づき、特定緊急輸送道路の沿道建築物について、<u>重点的に耐震化を推進し、令和7年度末までに総合到達率99%、かつ、区間到達率95%未満の解消を目指す。また、一般緊急輸送道路の沿道建築物について、助成制度の拡充や耐震化アドバイザーの活用などにより、区市町村や関係団体と連携しながら令和7年度末までに耐震化率90%を目指す。</u>

市では、同条例第7条第1項に規定する特定緊急輸送道路の沿道建築物に対し、地震発生時における倒壊による道路閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、耐震診断・耐震改修等の補助を行うことにより耐震化を促進する。

7 緊急通行車両等の確認

関係機関は、震災時に緊急通行車両等としての使用を予定している車両について、緊急輸送 業務等の実施の責任者からの申請書の提出を受けた場合には、事前に審査を行う。

緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、届出済証を申請者に交付する。 各機関は、届出済車両について確認の申請があった場合には、提出された届出済証により審査を 省略し、標章を交付する。

- (1) 確認実施機関
 - ア 昭島警察署

市の保有車両及び市が調達した車両については、事前に届出し、昭島警察署が確認を行う。

イ 都財務局

市の要請により都が調達、あっせんした車両については、都財務局が確認を行う。

- (2) 確認対象車両
 - ア 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両又は次のいずれかに該当する車両であること
 - (ア) 警戒宣言発令時の地震予知情報の伝達、災害発生の警報の発令及び伝達並びに<u>避難指示等</u> に使用されるもの
 - (イ) 消防、水防その他応急措置に使用されるもの
 - (ウ) 応急の救護を要すると認められるものの救護、被災者の救難・救助その他の保護に使用されるもの
 - (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの
 - (オ) 施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの
 - (カ) 清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの
 - (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に使用されるもの
 - (ク) 緊急輸送の確保に使用されるもの
 - (ケ) 警戒宣言発令時、地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他物資の確保、清掃、 防疫その他保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に使用 されるもの
 - (1) その他災害の発生の防御又は拡大の防止並びに軽減を図るための措置に使用されるもの
 - イ 指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動専用に使用し、又は警戒宣言発令

時及び災害発生時、調達契約の相手方から調達する車両であること

8 緊急輸送ネットワーク

都及び各防災機関は、震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次(区市町村、他県との連絡)第二次(主要初動対応機関との連絡)、第三次(緊急物資輸送拠点との連絡)の緊急輸送ネットワークを整備する。

(1) 第一次緊急輸送ネットワーク

応急対策の中枢を担う都本庁舎、立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び 重要港湾、空港等を連絡する輸送路で、昭島市の場合は、主要地方道第29号線(新奥多摩街道)、 国道16号線、都道59号線(多摩大橋通り)が該当している。

(2) 第二次緊急輸送ネットワーク

第一次緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路で、昭島市の場合は、主要地方道第29号線(奥多摩街道)、江戸街道、緑街道、大師通りが該当している。

(3) 第三次緊急輸送ネットワーク

トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路で、都道 153 号線、<u>都道 162 号線(諏訪松中通り)</u>が該当している。なお、市の地域内輸送拠点は、総合スポーツセンターを想定しているため、昭和公園北側の江戸街道も緊急輸送ネットワークを整備する必要がある。

昭島市内緊急輸送道路ネットワーク図



2021 ZENRIN CO.,LTD. Z23JD 第 462 号

第3節 ライフライン施設の安全化

市民の生活を維持していくうえで、上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設は極めて重要である。また、震災直後の応急対策を進めるうえでも、ライフライン施設の果たす役割は欠かすことができない。

関係機関は、震災時においてもライフライン施設がその機能を充分に発揮し、社会全体に及ぼす影響を最小限にとどめるための安全化対策を実施する。

1 水道施設

(1) 施設の現況

ア水源

(7) 深井戸

20本の水源井は、口径300mmの水源井が5本、口径350mm水源井が15本で、SGPまたはSUSを使用したケーシング構造であるので、よほどの地殻変動のない限り、これらが破壊することはないと考えられる。

しかし、これらの水源井の揚水は、水中モーターポンプが電力により運転されているので、当然ながら送電が止まればモーターは停止し揚水不能となる。このため取水の一部を確保するため4本の水源井について配水場から自家発電機の運転により送電され、導水管の破損さえなければ配水場まで送水可能である。

- ·東部配水場 2本(4,740m³/日)
- ・西部配水場 2本(5,810㎡/日)

(イ) 都水

災害や非常の場合の緊急応援及び暫定分水用として、西部配水場及び中央配水場から東京都の供給管(浄水)に接続している。

イ 導水管

導水管は、各水源から配水場に導水するための管で、鋳鉄管及びダクタイル鋳鉄管、口径 $150 \text{mm} \sim 600 \text{mm}$ であり、1本の導水管に水源 $1 \sim 6$ 本が合流している。 <u>既に、耐震管への</u> 布設替えを計画的に行っている。

ウ 配水場施設

市の配水場は、東部・中央・西部・北部配水場の4か所があり、各配水場から市内に布設された配水管網を通じて各戸に給水されている。災害対策時の電源確保と構造物の耐震については、次のとおりである。

(ア) 電源

配水場が4か所あり、それも別系統の配電線から受電しており、電力は、広域的に送 配電線で結ばれ比較的早く復旧するものと思われる。また、停電しても各配水場には、 予備電源として自家発電設備があり、これを稼動することにより、配水ポンプを運転す ることが可能となっている。

なお、災害時に備え、各配水場に自家発電機用燃料貯蔵庫を設置しており、配水圧力は低下するが、東部配水場で<u>61</u>時間、西部配水場で39時間、中央配水場では<u>19</u>時間、北部配水場で24時間程度運転可能である。(燃料の供給が保持できる場合は、引き続き長

時間の運転が可能となる。)

(イ) 構築物

配水場内の構造物(建物・着水井・配水池)は、耐震化を完了している。

工 配水管

配水管は、各配水場から配水区域に配水する管である。<u>老朽管については、令和4年度</u> に策定した管網整備計画のなかで、管路耐震化更新計画を設定し、耐震管への布設替えを 行っている。

才 危険物

(ア) 燃料

自家発電機用燃料の貯蔵量及び貯蔵庫施設は、消防法(昭和23年法律第186号)に基づき設置してあり、次のとおりである。

(令和5年9月現在)

| 配水場名 | 燃料 | 最大貯蔵量 | 容 器 | 貯蔵室(構造) |
|-------|----|-----------------|--------|--------------|
| 東部配水場 | 灯油 | <u>23, 000@</u> | 鋼板製タンク | 屋外(鉄筋コンクリート) |
| 西部配水場 | 灯油 | 10,000@ | 鋼板製タンク | 屋外(鉄筋コンクリート) |
| 中央配水場 | 灯油 | <u>*4, 000@</u> | 鋼板製タンク | 屋外(鉄筋コンクリート) |
| 北部配水場 | 灯油 | 7,000@ | 鋼板製タンク | 屋外(鉄筋コンクリート) |

※令和6年度更新

なお、各配水場には消防設備として消火器、消火栓が設置してあり、中央配水場電気 室にはハロゲン化物消火設備が設置してある。

2 下水道施設

(1) 施設の現況

市の公共下水道施設は、以下の通りである。

ア 汚水施設 管渠 (ϕ 200mm $\sim \phi$ 900mm) 総延長 約<u>268,634</u>m (令和<u>4</u>年度末)

中継ポンプ場1か所

イ 雨水施設 管渠 (φ250~口3400×3400) 総延長 約<u>40,333</u>m(令和<u>4</u>年度末)

(2) 安全化対策

経年劣化等により安全性の低下した施設の長寿命化対策を進めるとともに震災時における下水 道施設の機能の確保を図るために、「下水道施設の耐震対策指針」(以下「耐震対策指針」という。)、 「昭島市総合地震対策計画」に基づき、次のとおり安全化対策を推進していく。

ア 点検・調査の推進

既存施設の機能を確保し、震災被害を最小限にするため、目視やテレビカメラ等による調査 と耐震診断に基づき補強・改良及び更新工事を行う。

イ 耐震基準による施設整備の推進

耐震対策指針に基づき液状化の程度や施設の重要度に応じた施設整備を推進する。 なお、「下水道施設耐震構造指針」に基づき適切な処置を行う。

第3章 安全な交通ネットワークと災害に強いライフライン等の確保

ウ 整備計画

安全化対策に基づき、今後も施設等の整備を図っていく。

| 施設名 | | 整 | 備 | 計 | 画 | |
|-------------|--|---------------------------|--------------------------|------------------------|--------------------|---------|
| ポンプ場 管 渠 | 経年劣化等により安な震災時における下水 1 目視・テレビカッ う。 2 現行の耐震対策指 を推進する。なお、 う。 | 道施設の機 くラ等の調査 f針に基づき | 能の確保第 ・ 耐震診 ・ 液状化の | を図る。 断に基づき 程度や施設 | ·補強・改良及 対の重要度に応 | び更新工事を行 |

また、避難所や防災拠点の施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化を優先し、令和<u>8</u>年度までに重要な幹線等の耐震化率を82.6%とする。

エ 都との連携

都は、市町村による下水道施設の耐震化を支援する。

都は、市町村の下水道施設が損傷した場合、早期に復旧を図るため、市町村間の相互支援の 調整や都下水道局からの支援及び他自治体からの応援の受入を円滑に行うための体制を充実さ せる。また、市町村との協定等に基づき、訓練を実施する。

3 電気施設【東京電力グループ】

電気施設の耐震性強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、災害時の被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を講ずるものとする。

(1) 施設の現況

ア 変電設備

機器の耐震は、変電設備の重要度その他地域で予想される地震動を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

イ 送電設備

(7) 架空送電設備(鉄塔)

電気設備技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に 基づき設計を行う。

(イ) 地中送電設備

油槽台設計については、建築基準法により耐震設計を行っている。

(ウ) 配電設備

電気設備技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に 基づき設計を行う。

4 ガス施設【昭島ガス】

(1) 防災計画

東京都震災対策条例に基づき、地震によるガス施設に係る災害を未然に防止し、被害を軽減するための諸施策についての基本的事項を定めることにより地域住民の生命、財産の保護並びに公益事業としての使命を果たすことを目的とする。

(2) 基本方針

関東大震災と同程度の地震及び直下型地震を想定し、予想される被害に対し、災害の予防、 災害復旧等の具体的対策を樹立し二次災害の発生を予防するとともに、ガスの供給を停止し た需要家に対し、早期に供給が再開できるよう復旧対策を確立することにある。

(3) 基礎的事項

昭島ガスは、都市ガスと液化石油ガスを供給している。また、<u>本社を含む4か所</u>に地震計 を設置して、震度を常に把握できるよう対処している。

ア 都市ガスの供給状況等(令和4年現在)

- (ア) 都市ガス (13A 45M J) は、東京ガスより中圧A (圧力0.3M P a 以上、1 M P a 未満) 導管で受け入れ、市内の幹線は中圧B (圧力0.1M P a 以上、0.3M P a 未満) で輸送している。さらに一般需要家には、中圧から低圧 (0.1M P a 未満、通常2.5 k P a) にガバナ (整圧器) で降圧し供給している。
- (イ) CNGスタンドは、軽自動車、乗用車、バス、トラック等を対象に充填販売している。
- (ウ) 都市ガスの設備、使用量等

ガス導管、<u>ガバナ(整圧器)</u>、需要家、ガス使用量、感震器付マイコンメータ数等については、次のとおりである。

a ガス導管

| 圧 力 | 口 径(直径cm) | 延 長 (km) |
|--------------|-------------------|-------------------------|
| 中圧 A 中圧 B | 100A以上 | 2. 4 29. 2 |
| 低 圧 | 100A以上 未満 計 | 137 <u>67</u> 204 |
| 計 | 100A以上 未満 計 | 168 68 236 |

b ガバナ(整圧器)

昭島市内 41か所(地区21か所、専用20か所)

c 需要家

昭島市内 34,635戸(商・工業等 1,065戸、一般家庭 33,570戸)

d ガス使用量(令和4年データ)

年間 <u>30,083</u>千㎡である。(商・工業等<u>13,660</u>千㎡、一般家庭<u>10,305</u>千㎡) 最高供給日(一日の供給量) 130,400㎡

e 感震器付マイコンメーター 設置台数 34,882台

第3章 安全な交通ネットワークと災害に強いライフライン等の確保

取付率 一般家庭及び業務用 (ルーツ型 (大型) 39台を除く。) 100%

イ 液化石油ガスの状況

- (ア) 液化石油ガスは、他製造業者と購入契約を結び、昭島ガス構内に設置するオートスタンド(LPGスタンド)及び本市を中心とした近県の広範囲に散在する顧客に配送供給している。
- (4) LPGスタンドは主として、営業用タクシーを対象に、充填販売している。
- (4) ガス施設の耐震性と被害の予想
 - ア 都市ガス関係の本・支管、供給管、内管、<mark>ガバナ</mark>(整圧器)等ガス導管の敷設等は、ガス事業法(昭和29年法律第51号)、建築基準法等の諸法規に基づいて、設計・施工している。
 - (ア) 中圧本管は鋼管で、継手は電気溶接で接合されている(低圧導管はポリエチレン管を採用)。また、配管条件も整備されていることから、大被害の発生する恐れはないと思われるが敷設後長期にわたる低圧管については、腐食の恐れもあるので、計画的に経年管を取り替え、漏えい検査等により被害の未然防止に努めている。
 - (イ) 支管、供給管は接合部がネジ込み接合及びメカニカル接合(ポリエチレン管については融着)のため、本管に比べ多少の被害が予想される。
 - (ウ) 内管は、土冠りは浅く、接合は、ネジ接合及びメカニカル接合で、ネジ接合は、特に 家屋の倒壊により立管部の被害等の危険度も高く、本・支管、供給管に比し耐震性は弱 い。倒壊家屋では、内管の被害が伴い、小規模の被害が同時多発することも予想される。
 - (エ) 耐震対策として、ネジ接合に替わり耐震強度の高いメカニカル接合や、柔軟性に富ん だポリエチレン管を採用し計画的に入れ替えを実施している。
 - (オ) 内管のうち、ガスメータ以降については、感震器を内蔵したガスメータで250ガル以上 の場合、ガスを遮断するマイコンメータにより対処する。
 - (カ) <u>ガバナ</u>(整圧器)については、建物、機器類等は、耐震性が強く、被害の発生はないものと思われる。<u>また、市のハザードマップを自社導管図に取り込み、水害地区の本支管、地区ガバナ(整圧器)を把握しているほか防災ブロックの整備及び地区ガバナ(整圧器)への水位センサー、水害対策用のカメラも設置している。</u>
 - (キ) 構内CNGスタンドについては、高圧ガス設備の設置基準に基づいて設計施工している。また、防火設備として50/m³分以上の能力を有する散水装置を設けている。

イ 液化石油ガス関係

- (ア) 一般家庭に対する液化石油ガスについては、充填配達の都度、転倒の防止及び漏えい の有無を確認するとともに、注意を喚起している。
- (4) 構内 L P G スタンドについては、原料となる液化石油ガスを貯蔵するための貯槽があり、同貯槽は、高張力鋼板を溶接加工して作られており、設計水平震度0.2以上の耐震能力を有している。また、防火設備として $5 \, \ell/m^2$ 分以上の能力を有する散水装置を設けている。
- (ウ) 重要施設を中心に災害時にLPGを使用し、都市ガス設備にガスを臨時供給できる移動式ガス発生設備の普及を促進する。(昭島ガスでは<u>7基</u>所有している。)
- (5) 防災に関する体制・組織
 - ア 日常の体制

3 章

第2部 災害予防計画

第3章 安全な交通ネットワークと災害に強いライフライン等の確保

耐震性のある本社事務棟に災害対策本部室を設置し、需要家情報、保安関係情報の管理 に万全を期している。

大地震による災害の予防措置に当たっては、総務部は、体制、組織、資機材の確保等について企画立案・検討のうえ対策を講じ、また、ガス供給設備、需要家設備等の保全については、技術本部が主として担当し対策を講じる。これら各部の対策を有機的に結び付けるため、復旧支援システムを構築している。

イ 地震発生時の社員の招集

震度5弱以上の地震が発生した場合には、社員は、就業中であると否とにかかわらず自動的に直ちに出社する。また、震度4以下の場合であっても、供給停止等、被害が発生している場合は同様とする。

ウ 非常災害対策本部の設置

大地震の発生が予知され、又は発生した場合は直ちに非常災害対策本部を設置し、別に 定める各対策班の編成により災害の応急措置及び復旧対策の推進に当たる。

5 通信施設【NTT東日本】

電気通信設備及び附帯設備の防災設計(耐震・耐火・耐水設計等)を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

(1) 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その附帯設備(建物を含 す。以下「電気通信設備等」という。)の防災設計を実施する。

- ア 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造 化を行うこと。
- <u>イ</u> 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行うこと。
- ウ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行うこと。
- (2) 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行 う。

- ア 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。
- イ 主要な中継交換機を分散設置する。
- <u>ウ 大都市において、とう道(共同溝を含む。)網を構築する。</u>
- エ 通信ケーブルの地中化を推進する。
- オ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- カ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。
- (3) 災害時用公衆電話

<u>区市町村が指定した避難所(小中学校、公民館等)のうち各区市町村から設置要望のあった</u> 施設に災害時用公衆電話(特設公衆電話)を事前に設置する。

6 郵便施設【昭島郵便局】

(1) 施設の安定化

- ア 郵便物の運送、取集、配達の確保を図るため、車両等の運送集配施設の整備に努める。
- イ 為替貯金、簡易保険の利用確保のため、ATM(現金自動預払機)等の各種オンラインの整備に努める。
- ウ 郵便局舎の防災設備の整備点検及び災害時における応急復旧に必要な資料並びに備品 等の確保に努める。

(2) 施設の現況

昭島市内における郵便局施設は次のとおりである。

| 局 | 名 | | 所 在 地 |
|-------|---------|----|-------------------|
| 昭 島 | 郵 便 | 局 | 昭島市松原町1-9-31 |
| 昭 和 | 郵 便 | 局 | 昭島市宮沢町2-33-7 |
| 拝 島 | 郵 便 | 局 | 昭島市拝島町 5 - 1 - 25 |
| 昭 島 玉 | 川郵便 | 局 | 昭島市玉川町 3 -23- 1 |
| 昭 島 中 | 神 郵 便 | 局 | 昭島市中神町1169-6 |
| 昭島 | 录 郵 便 | 局 | 昭島市緑町 2 -28-7 |
| 昭 島 松 | 原 四 郵 便 | 局 | 昭島市松原町4-4-12 |
| 昭 島 田 | 中 郵 便 | 局 | 昭島市田中町2-22-7 |
| 昭島つつじ | が丘ハイツ郵位 | 更局 | 昭島市つつじが丘3-5-6-117 |
| 昭 島 郷 | 地 郵 便 | 局 | 昭島市郷地町2-36-10 |
| 昭 島 駅 | 前 郵 便 | 局 | 昭島市田中町562-1 |
| 中神駅 | 前 郵 便 | 局 | 昭島市朝日町1-6-1 |

7 電力の確保【市】

震災時においては、大規模な停電が予想される。現在、市は避難所となる学校に設置されている簡易備蓄倉庫内に小型の発電機を配備しているが、避難所など災害時の拠点となる施設においては、防災行政無線や衛星携帯電話などの通信機器、テレビやラジオなどの情報収集機器等の電力を確保する必要がある。このことから、当該施設の建設や維持管理計画の中で、拠点施設の機能を維持するための電力確保を図っていく。

第4節 鉄道施設の安全化

鉄道は、多数の人員を高速で輸送するため、いったん地震による破壊が生じた場合、多数の死傷者を伴う事故を起こすおそれがある。このため、各鉄道機関は、従来から施設の強化や防災設備の整備を進めてきたところであるが、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、これら施設等の改良整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図るものとする。

1 対策内容と役割分担

耐震化をはじめとした鉄道の安全確保策や、早期復旧に向けた対策を図る。

| 機関名 | 対 策 内 容 |
|---------------|--|
| | 1 鉄道駅や駅間施設の耐震化を促進する。 |
| | 2 内部での情報連絡のほか、運行再開に当たって、国や各鉄道事業者等と再開 |
| | 時刻等必要な調整をするための通信手段を確保する。 |
| <u>各鉄道事業者</u> | 3 気象庁から配信される「緊急地震速報」を活用し、大きな揺れが到達する前 |
| | に列車無線で乗務員に通報し、列車を停止する。 |
| | 4 エレベーターの安全対策を推進する。 |
| 都都市整備局 | 鉄道施設の耐震対策を支援する。 |
| 昭島消防署 | 震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例第10条に基づき、事業所防災計画の作成を指導する。 |

2 施設の耐震化と安全対策

| 機関名 | 事業計画 |
|---------|---|
| | 1 地震計を始め、雨量計、水位計、風速計等沿線に設置した各種センサーと中央情 |
| | 報処理装置を組み合わせた防災情報システムの活用により、リアルタイムに情報を |
| | <u>感知し列車運行の安全を確保するための体制をとっている。</u> |
| | 2 駅舎等建築物については、阪神・淡路、新潟県中越地震等の教訓を踏まえ、耐震 |
| | 診断の結果補強工事を要するものは計画的に進めており、高架橋、橋梁等の構造物 |
| J R 東日本 | については、「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令(平成25年国土交通省 |
| | <u>令第16号)」に基づき、耐震補強工事を計画実施している。</u> |
| | 3 運転士、指令間の情報連絡設備の整備 |
| | 列車の緊急停止装置の整備と並行して、停止後の運転再開の指示、列車の被害状 |
| | 況の報告等を的確、迅速に行うため、運転士、指令間の無線による情報連絡設備の |
| | 整備を図っている。 |
| | 1 駅舎、事業所 |
| | (1) 定期検査により健全度を調査し、必要に応じ補修を行い、機能の強化を図る。 |
| | (2) 建物の位置、構造については、建築基準法その他関係法令に基づき耐震性上の |
| | 安全を確保する。 |
| 西武鉄道 | (3) 旧耐震基準建物については、関東運輸局通達による補強対象駅以外の建物につ |
| | いても、順次耐震診断を行い必要に応じて耐震補強を実施していく。 |
| | 2 その他の構造物 |
| | 構造物については、定期検査により健全度を調査し、必要に応じ補修を行い、機 |
| | 能の強化を図る。 |

第4章 応急対応力の強化

第1節 基本的考え方

大規模な地震等が発生した場合には、市は災害対策本部を設置し、市及び関係機関が迅速な初動態勢をとることが必要である。このため、市及び関係機関は、日ごろから訓練や研修など通じて、防災活動能力の向上に努めるとともに、事業継続体制の充実を図るため、事業継続計画(BCP)の策定や見直しを行い、円滑な初動態勢の構築に努めなければならない。また、関係機関相互の連絡調整機能の強化を図っていくことはもとより、近隣県、市や民間事業者との連携による円滑な広域連携体制の構築に努めていくものとする。

1 現状

市では、勤務時間内の初動態勢としては、震度4から震度5弱以上の地震に対して、段階的な非常 配備態勢を発令し、職員を配備<u>することとしている。</u>また、夜間・休日等の勤務時間外の場合は、震 度5弱以上の場合に全職員が自主的に参集することとしている。

また、震災時において、各対策班が速やかに応急対策を図れるよう、対策班ごとに災害時業務計画 を作成し、具体的な活動内容を計画している。さらに、市としての業務継続計画(BCP)を策定し、 災害時における対策を実施している。

2 課題

(1) 市の初動対応

平成23年3月の東日本大震災では被害が極めて広範囲に及び、かつ甚大なものであった。また、被災地では自治体自身が被災した例もあり、被害状況や支援要請の集約に時間を要した。本市では、直接的な被害はなかったものの、多くの職員が帰宅し、鉄道運行停止により発生した帰宅困難者に対応する職員が足りなかったこともあり、初動態勢を強化する必要性が認識された。

本計画の想定地震である立川断層帯地震では、多くの人的被害及び建物被害が発生すると想定されることから、迅速な応急活動の実施に向けて、より効率的かつ効果的な体制を構築するため、業務継続計画(BCP)を見直すとともに、災害時業務計画の適宜修正を図る必要がある。

(2) 広域連携体制

広域的な物資調達のほか、帰宅困難者対策や広域避難などについては、自治体の枠を超えた対応が 求められる場合もあり、都を通じた近隣区市町村等との円滑な連携を図るため、広域連携体制の実効 性を高める必要があることから、災害時における受援応援計画を作成する必要がある。

第2節 初動対応体制の整備

1 市本庁舎設備

市災害対策本部が設置され、災害時優先業務の多くが行われる本庁舎は、災害時においても平常時 と同等の機能を保つ必要がある。非常時における本庁舎設備の対応についての現状は、次のとおりで ある。

| 設備 | 現 状 |
|--------|--|
| 電気 | ○ 停電時は自家発電機にて、非常電灯・消火ポンプ・水道設備・情報シス <u>テム課マシン室</u>に電源を供給。(定格 625 k V A 燃料タンク 13,5000 で約72時間運転。追加補給できれば長時間の運転は可能。) ○ 照明は、執務室の約1/3が点灯、上水道及び自動ドア、セキュリティ ドア、防災無線には給電するが、執務室内OA機器には給電しない。 |
| 水道 | ○ 上水道(手洗い、飲料用)有効水量: 約20 t○ 中水道(水洗トイレ)有効水量: 約39 t※使用可能期間 上水道 約1日(20 t/日)中水道 約2日(25~30 t/日) |
| 電話 | ○ 使用可能(内外線すべて) バッテリーのみでおおむね2時間程度。自家発電機により継続使用可能 |
| エレベーター | ○ 自家発電機の供給にかかわらず停止する。 |
| 空調 | ○ 個別空調を有する、執務室のうち、 <u>情報システム課マシン室</u> 、地下電気室のみ稼動する。 |
| 什 器 | ○ キャビネットは、左右連結を行っているが、OA床となっているので完全な固定が出来ていない。○ パソコン、プリンタ、コピー機等の事務機器も、固定されていないものが多い。 |

震災等においては、電気、水道、電話等のインフラの被害が想定される。特に電力については、非常時に優先して実施しなければならない業務の遂行に支障がないよう、必要最低限のOA機器の稼働を担保するため、日ごろから省電力器具の採用や非常用発電装置の燃料確保体制を整備する。

また、庁舎内の什器等の転倒防止対策の徹底を図り、災害時における執務可能な環境を整備していく必要がある。

さらに、情報システムが使用できない場合を想定し、必要な証明事務等を手書きで発行するなどの 事前対策を講じていく。

2 市民総合交流拠点施設の整備

市は、令和7年に開設予定の「市民総合交流拠点施設」について、新たな防災拠点としての機能を加え、整備している。本施設は、免震構造を取り入れており、平時は市民等の交流施設や図書館等の総合施設として機能を有し、大規模災害発生時は、避難所としての機能のほか、市役所本庁舎が被災した場合における災害対策本部の代替施設としての役割を担うとともに、市東部地域の防災拠点として活動できるよう整備を進めている。

3 学校給食調理場の整備

市は、令和6年に開設予定の「学校給食共同調理場」について、新たな防災拠点としての機能を加 之、整備している。本施設は、建物の耐震化を図り、万が一、施設の損壊やライフラインが停止した 場合においても、避難所等へ食糧を提供するため、米飯や温かい汁物の炊き出しを可能とするための 調理機器や必要な熱源の確保など、地震に強いライフラインの設備を導入している。

4 業務継続計画(BCP)の作成及び見直し

市は、大規模災害が発生した場合、応急対策や復旧・復興対策を主体として重要な役割を担うとともに、災害時においても継続して行わなければならない通常業務にも従事する必要があることから、「昭島市業務継続計画(BCP)震災編」を策定している。「昭島市業務継続計画(BCP)震災編」は、昭島市地域防災計画の修正や都のBCP等を踏まえ、適宜見直しを図る。

<u>5</u> 災害時業務計画の作成<u>及び見直し</u>

市は、災害発生時に迅速に応急対策が実施できるよう、本計画の第3部第1章「応急活動体制」に 定める市災害対策本部の業務を担当する各対策班は、初動態勢、具体的な業務内容、人員配置などを 定めた計画及び別に定める「昭島市業務継続計画(BCP)震災編」において、非常時優先業務に指 定されている業務の具体的な実施計画を含めた「災害時業務計画」を作成している。「災害時業務計画」 は、昭島市地域防災計画の修正等を踏まえ、適宜見直しを図る。

6 対応マニュアルの作成

今日、市に発生する災害としては、自然災害や列車事故など、様々なものが想定される。市の各部 課は、所管する事業の遂行上、想定される緊急事態に対して、本計画の第5部第2章第4節「危機管 理対応計画の作成」に定める対応マニュアルを作成し、組織の危機管理向上を図る。

7 連絡体制の確立

市の各部課は、常に緊急職員連絡網を整備し、所属職員への周知を図るとともに、定期的な連絡体制の検証を行い災害初動期の職員参集に万全を期す。

8 訓練の実施

(1) 市が行う訓練

市は、災害対策活動の円滑を期するため、日頃から地域住民、事業所、関係機関と訓練を実施するとともに、日常的な事務事業から災害時の緊急体制への速やかな移行が図れるよう、職員を対象とした訓練を実施する。市の実施する主な訓練は、次のとおりとし、必要に応じて適宜実施する。

ア 昭島市総合防災訓練

市は、震度6強以上の大地震を想定し、年1回、市、市民、関係機関等が一体となって実効性 のある総合的、有機的な訓練を実施する。

イ 職員参集訓練

大規模災害が発生し、交通機関が不通となったことを想定し、自宅から徒歩等で各職場へ参集 する。これにより、職員については、参集経路の危険箇所を把握するとともに、参集時間を検証 し、災害対策本部においては、市の初動態勢及び災害対策本部運営の基礎資料とする。

ウ 通信連絡訓練

災害時の連絡体制を確立するため、夜間・休日など、勤務時間外に緊急職員連絡網に基づく通信連絡訓練を実施する。これにより、震災時の緊急連絡体制を確認する。

工 図上訓練

災害発生から72時間(3日間)程度の各職場の対応を災害時業務計画に基づき図上訓練として 実施する。これにより、計画の問題点を検証し、職員は、災害時に自分が行う業務を確認すると ともに、自らの責務を認識し防災意識の向上を図る。

才 庁内防災訓練

勤務時間中に災害が発生したことを想定し、職員の初動態勢訓練を実施する。これにより、来 庁している市民の安全確保や施設管理の問題点を検証する。

力 個別訓練

各対策部若しくは班ごとの個別訓練を実施し、各対策班の災害対応能力の向上を図るとともに、 災害時業務計画を検証し、計画の見直しを図る。

- (2) 昭島警察署の防災訓練
 - ア 署内での災害救助訓練 (レスキュー、水難救助資格者、寮員、女性特別チームを中心)
 - イ 隣接署、機動隊との災害対策訓練
 - ウ 消防署、他官庁等との災害対策訓練
 - エ 市内民間企業等との災害対策訓練 (パートナーシップ)
- (3) 昭島消防署の震災消防訓練
 - ア 震災消防活動能力の向上を図るため震災消防訓練を実施するとともに、年1回、全庁的に総合 震災消防訓練を実施する。
 - イ 訓練項目は、非常招集命令伝達訓練、参集訓練、初動処置訓練、情報収集訓練、通信運用訓練、 警防本部等運営訓練、部隊編成訓練、部隊運用訓練、火災現場活動訓練、救助・救急活動訓練、 その他必要と認める訓練を実施する。

9 研修の実施

市は、職員を対象とした研修を実施し、災害に対する正しい知識の習得及び防災技術の向上に努める。市の実施する主な研修は、次のとおりとし、必要に応じて適宜実施する。

(1) 初任者研修

職員初任者研修において防災についてのカリキュラムを設け、新任職員の防災意識の向上に努める。

(2) 職員研修

過去の災害の事例や最新の防災情報に基づく研修を行い、職員の防災意識及び防災技術の向上に 努める。

第3節 消火・救助・救急活動体制の整備

1 市の役割

市は、災害時における消防団の消火・救助・救急活動が円滑に行われるよう、昭島消防署と連携を 図りながら、消防訓練所等における消防団の教育訓練を充実させる。

また、災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、救助・救急体制の整備を図る。

消防団の配置と資器材整備状況

(令和5年4月1日現在)

| 名 | 称 | 団員数 | 車 両 数 | C級可搬ポン | ※救助資器材 |
|--------|---------|-----|-----------|--------|----------|
| 昭島市消防団 | 本団 (1団) | 10人 | | | |
| 昭島市消防団 | 分団 (4団) | 76人 | 消防ポンプ車 4台 | 各分団 2台 | 各分団 3セット |
| 合 | 計 | 86人 | 5台 | 8台 | 12セット |

※救助資器材:大型ハンマー、大型バール、ボルトクリッパー、のこぎり、救助ロープ 上記の救助資器材のほか、各分団にエンジンカッター1台、チェンソー2台を配置

2 昭島警察署の救出救助体制

(1) 昭島警察署の救出救助活動

昭島警察署に救出救助部隊を編成する。

平常時は、 昭島消防署と合同訓練を実施し、災害時においては、昭島消防署と協働して被災者 の救出救助活動を実施する。

3 昭島消防署の消防活動体制

- (1) 消防隊員の震災消防活動能力向上
 - ア 昭島市、昭島市消防団、昭島警察署と連携した震災総合訓練において救出救助活動訓練、遠距離放水訓練、震災対策用資器材の取扱い訓練を実施することとし、災害現場と署隊本部、災害対策本部間におけるスムーズな情報伝達訓練を実施する。
 - イ 東京消防庁管下全域における震災<u>総合</u>訓練において、<u>署隊運用訓練及び</u>方面隊運用訓練を実施する。
 - ウ 昭島消防署署隊本部運営訓練を年間3回以上実施し、関係機関との連携を含めた総合的な運営 訓練を図上訓練形式で実施する。
- (2) 震災消防活動体制の整備

署震災消防計画(発災時、警戒時)の随時見直しと検証を図り、実態に沿った効率的な計画を策定していく。

第4節 広域連携体制の整備

市は、地震等、大規模災害発生時における応急対応力の強化を図るため、関係機関等と様々な協定を締結し、連携体制の整備に努めている。(協定1~58参照)

| 機関名 | <u>対 策 内 容</u> |
|----------|------------------------|
| + | 1 相互応援協定等の締結 |
| <u>市</u> | 2 災害時受援応援計画の策定 |
| | 1 相互応援協定等の締結 |
| <u>都</u> | 2 東京都災害時受援応援計画の策定 |
| | 3 区市町村の災害時受援応援計画等の策定支援 |

1 他の自治体との相互応援体制

市は、災害対策基本法に基づき災害時における相互応援協定を他の自治体と締結しているが、被害が広範囲に及ぶ場合は、被災していない他府県の自治体の協力が不可欠となることから、引き続き同時に被災しない距離にある自治体を基本として、広域応援の可能な自治体を選定し、相互応援体制の拡大に努める。

(1) 東京都及び都内の自治体との応援協定

市と東京都及び都内の自治体との間で締結している消防防災に関する協定は次のとおりである。

| 協定の名称 | 締結先・締結日 | 協定の内容 |
|------------------------|----------------------|-----------|
| | 人王子市・昭和44年12月 1 日 | 近隣水・火災時の応 |
| 八工丁川・昭岡川侗奶相互心援励足 | 八工于川。哈和纽平12万1日 | 援出動 |
| 立川市・昭島市・国立市・東大和 | 同左・昭和40年9月10日 | 近隣火災時の応援 |
| 市・武蔵村山市消防相互応援協定 | (平成2年4月1日一部改正) | 出動 |
| 東京都及び区市町村相互間の災害時等協 | 東京都、都内23特別区、都内26市、都内 | 人的・物的協力 |
| 力協定 | 13町村・令和3年12月27日 | 人口, 物口小脚刀 |
| 震災時等の相互応援に関する協定 | 多摩地区30市町村・平成8年3月1日 | 人的·物的支援 |
| 短小士,即自士沙吐和五大经协学 | 短件去,亚代0年2月21日 | 近隣水・火災時の応 |
| 福生市・昭島市消防相互応援協定 | 福生市・平成9年3月31日 | 援出動 |
| (公宝時の)政権担託担互利用)と関わて协会 | 文川吉,亚出19年 2 日 1 日 | 指定避難場所•避難 |
| 災害時の避難場所相互利用に関する協定 | 立川市・平成12年3月1日 | 所の相互利用 |

(2) 他県との応援協定

災害が発生し被害が広範囲に及ぶ場合には、近隣の市町村も同時に被災してしまう可能性があることから、本市からおおむね50~100 km圏内の他県にある自治体との応援協定を進めている。現在、この趣旨に基づく応援協定は、災害対策基本法第8条第2項第12号の規定に基づき、下記自治体と締結しており、防災訓練への相互参加などを通して連携を図っている。

第4章 応急対応力の強化

| 協定の名称 | 締結先・締結日 | 協定の内容 |
|--------------------------------|-------------------------|-------------|
| 大規模災害時における相互応援 に関する協定 | 群馬県館林市・平成18年3月27日 | 大規模災害時の応援出動 |
| 大規模災害時における相互応援 に関する協定 | 岩手県下閉伊郡岩泉町 平成23年8月6日 | 大規模災害時の応援出動 |
| 廃棄物と環境を考える協議会 加盟団体災害時相互応援協定 | 1都5県65市町村 平成25年7月12日 | 大規模災害時の応援出動 |

(3) 他市との連携

近隣自治体と広域的連携を図るため、市周辺の9自治体(昭島市、立川市、小平市、日野市、国 分寺市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市)で防災担当者連絡会を設置する。

(4) 都機関との覚書

市は、災害時に避難所等から発生するし尿の水再生センターへの搬入及びその受入れについて、 都下水道局流域下水道本部と覚書を締結している。

(5) 国機関との協定

市は、災害時において迅速かつ的確な災害対処に資するため、国土交通省関東地方整備局と災害時の情報交換に関する協定を締結している。

2 他の自治体への応援

他の自治体、特に相互応援協定を締結している自治体で大規模な災害が発生した場合には、災害派遣手続に基づき、速やかに職員を派遣する。

3 民間団体等との協力

市及び東京消防庁は、災害対策業務に関係する民間団体等に対して、災害時に積極的に協力が得られるよう協力体制の確立に努める。現在、この趣旨に基づく協定を次のとおり締結し、災害時における協力業務及び協力方法を定めている。今後も民間団体やNPO法人などと協定を締結し、協力体制を確保していく。

(1) 市

(令和6年1月現在)

| 協定の名称 | 締 結 先 | 協定の内容 |
|---------------------------------------|---|--------------------|
| 避難場所に関する協定 | 都立拝島高校・都立昭和高校・学校法人啓明学 園・国営昭和記念公園 | 避難所施設の提供 |
| 災害時における二次(福祉)避 難所の開設及び運営に関する 協定 | ハピネス昭和の森・ニューフジホーム・フジホーム・愛全園・もくせいの苑・社会福祉法人恩 賜財団東京都同胞援護会・発達プラザホエール | 避難所施設の提供 |
| 災害時における帰宅困難者一 時滞在施設の開設等に関する 協定 | 社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会 | 帰宅困難者一時滞在 施設の提供 |
| 大規模災害時における避難所 等としての施設利用に関する 協定 | 矯正研修所・東日本成人矯正医療センター・ 東日本少年矯正医療教育センター・東京西法務 少年支援センター | 避難所施設等の提供 |

| 災害時における避難場所等と しての施設利用に関する協定 | TRC・野村不動産パートナーズ共同事業体 | アキシマエンシスを 災害時に避難所等と して使用する際の施 設管理者の協力 |
|--|--|--|
| 災害時等における宿泊施設の 提供等に関する協定 | 株式会社東横イン昭島駅南口 | 宿泊施設の提供 |
| 災害時の医療救護等の活動に ついての協定 | 昭島市医師会・昭島市歯科医師会・昭島市薬剤 師会・昭島市接骨師会・医療法人徳洲会東京西 徳洲会病院・医療法人社団晨明会植ビルクリニ ック | 医療救護活動等への協力 |
| 災害時における医薬品等の調 達業務に関する協定 | 酒井薬品株式会社・東邦薬品株式会社・株式会 社メディセオ・株式会社スズケン・アルフレッ サ株式会社 | 医薬品等の調達業務 |
| 災害時の応急救護活動におけ る妊産婦及び乳児ケアに関す る協定 | 公益社団法人東京都助産師会北多摩第一分会 | 災害時応急救護活動 における妊産婦及び 乳児のケア |
| 災害時における動物救護活動 に関する協定 | 昭島市獣医師会 | 動物救護活動等への 協力 |
| 災害時における応急対策業務 に関する協定 | 昭島市管工事組合 | 水道資器材及び労力 等の提供 |
| 災害時における応急対策業務 に関する協定 | 昭島市建設業協会・昭島市造園業協同組合 | 建設資器材、労力等の 提供 |
| 災害時における応急対策業務 に関する協定 | 東京土建一般労働組合多摩西部支部 | 資器材、労力等の提供 |
| 災害時における車両等障害物 除去応急活動に関する協定 | 一般社団法人東京都自動車整備振興会 立川支部 | 車両障害物除去活動 の協力 |
| 災害時における応急給水活動 の応援に関する協定 | 株式会社両毛システムズ東京支社 | 応急給水活動の応援 |
| 多摩地域における下水道管路 施設の災害復旧支援に関する 協定 | 都下水道局、多摩地域30市町村、公益財団法人 東京都都市づくり公社、下水道メンテナンス協 同組合 | 下水道管路施設の復 旧支援 |
| 多摩地域における災害時の下 水道施設に係る技術支援協力 に関する協定 | 都下水道局、多摩地域30市町村、公益財団法人 東京都都市づくり公社、公益社団法人全国上下 水道コンサルタント協会関東支部 | 災害時における技術 支援協力 |
| 応急食料の供給に関する協定 | グリコマニュファクチャリングジャパン株式 会社・敷島製パン株式会社パスコ東京多摩工 場・三多摩綜合食品卸売市場協同組合・シマダ ヤ関東株式会社・ <u>ガーデンベーカリー株式会社</u> | 応急食料等の確保 |
| 平時における物資保管及び災 害時等における物資輸送に関 する協定 | 江崎グリコ株式会社・グリコマニュファクチャ リングジャパン株式会社 | 平時における液体ミル ク・粉ミルクの保管と 災害時における輸送 |

| 災害時における生活必需品等 の供給に関する協定 | 株式会社イトーヨーカ堂・イオンリテール株式会社ザ・ ビッグ昭島店・株式会社カインズ・株式会社マ ミーマート | 生活必需品等の供給 |
|---|---|------------------------|
| 災害時における飲料水等の供 給に関する協定 | 株式会社八洋 | 飲料水等の供給 |
| 災害時における応急燃料供給 業務等に関する協定 | ガソリンスタンド6業者 | 燃料の供給等 |
| 大規模災害時における学校給 食施設の稼働に関する協定 | 昭島ガス株式会社 | 燃料の供給等 |
| 災害時における緊急輸送業務 に関する協定 | 一般社団法人東京都トラック協会多摩支部 | 緊急輸送業務の実施 |
| 災害時等における緊急物資輸 送及び緊急物資拠点の運営に 関する協定 | ヤマト運輸株式会社 | 緊急物資輸送及び緊 急物資拠点の運営 |
| 災害時における支援物資の受 入れ及び配送等に関する協定 | 佐川急便株式会社 | 支援物資の受け入れ 及び配送 |
| 災害時等における要配慮者等 の移送協力等に関する協定 | 武州交通興業株式会社 | 災害時等における要 配慮者等の移送 |
| 災害時における応急対策業務 に関する協定 | 株式会社アイネス | 情報機器の応急対策 業務 |
| 災害時応急対策業務相互応援 に関する協定 | 昭島郵便局 | 相互応援 |
| 災害時における衛生活動に関 する協定 | 東京都理容生活衛生同業組合 | 衛生活動の協力 |
| 災害時におけるし尿の収集及 び運搬に関する協定 | 有限会社原島組 | し尿の収集及び運搬 |
| 災害時における災害情報等放 送業務に関する協定 | エフエムラジオ立川株式会社 | 災害時放送業務の協 力 |
| 災害時における放送等に関す る協定 | 株式会社ジェイコム多摩 | 災害時放送業務の協 力 |
| 行政告知放送の再送信に関す る協定 | 株式会社ジェイコム多摩 | 行政告知放送の再送 信 |
| 防災情報サービスの提供に関 する協定 | 株式会社ジェイコム多摩 | 行政告知放送の専用 端末による情報提供 |
| 災害時に係る情報発信等に関 する協定 | ヤフー株式会社 | 災害時の情報発信業 務の協力 |
| 避難誘導標識設置事業に関す る協定 | 特定非営利活動法人都市環境標識協会 | 避難誘導標識設置事 業 |
| 災害時における被災者支援に 関する協定 | 東京都行政書士会多摩西部支部 | 災害応急支援業務 |
| 災害時における被災者への民 間賃貸住宅の情報提供等に関 | 公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会立川支部 | 災害時における被災 者への民間賃貸住宅 |

第4章 応急対応力の強化

第2部第4

第4章 応急対応力の強化

| | | T |
|---|--|---|
| する協定 | | の情報提供等 |
| 広告付避難場所等電柱看板掲 出事業に関する協定 | 東電タウンプランニング株式会社 | 広告付避難場所等電 柱看板掲出事業 |
| 災害時における無人航空機を 活用した支援活動等に関する 協定 | 特定非営利活動法人 クライシスマッパーズ・ジャパン | 災害時における無人 航空機を活用した支 援活動 |
| 大規模災害時における被害状 況調査活動等に関する協定 | 特定非営利活動法人NPO 昭島バイクレスキュー隊 | 大規模災害時におけ る被害状況調査活動 等 |
| 災害時における自転車の提供 に関する協定 | 一般社団法人公園財団 昭和管理センター | 自転車の提供協力 |
| 災害時における電気自動車等 の貸与に関する協定 | トヨタモビリティ東京株式会社 S&D多摩ホールディングス株式会社及び トヨタS&D西東京株式会社 | 電気自動車等の貸与 |
| 災害時におけるボランティア 活動等の支援に関する協定 | 社会福祉法人昭島市社会福祉協議会 | ボランティア活動等 の支援 |
| 災害時における昭島市立小中 学校開錠に関する協定 | 公益社団法人昭島市シルバー人材センター | 避難所となる市立小 中学校の開錠協力 |
| 災害時における昭島市とあき しま地域福祉ネットワークと の要介護高齢者の安否確認等 に関する協定 | あきしま地域福祉ネットワーク | 市内の居宅介護事業 所で介護サービスを 利用している方の安 否確認及び居宅介護 サービスの提供 |
| 災害時における支援協力に関 する協定 | 一般社団法人全国冠婚葬祭互助組合 | <u>葬祭関連業務</u> |

(2) 東京消防庁

東京消防庁では、災害時に民間団体から積極的協力が得られるよう、次の団体と協定を結び、震災時の協力業務及び協力方法を定めている。

(令和5年4月現在)

| 協定名 | 締 結 先 | |
|----------------|-------------------|--|
| 災害時における救助・救急業務 | 市古净池光协会 | |
| に関する協定 | 東京建設業協会 | |
| 災害時における救急用酸素の | 日本産業・医療ガス協会 | |
| 調達業務に係る協定 | 口や座未・医療刀へ励云 | |
| 災害時における救急資器材の | 口术匠按继职协会 | |
| 調達業務に係る協定 | 日本医療機器協会 | |
| 災害時における医薬品類の調 | 東京尼英里知光协 会 | |
| 達業務に係る協定 | 東京医薬品卸業協会 | |

| 災害時における衛生材料の調 達業務に係る協定 | <u>日本衛生材料工業連合会</u> |
|---|--|
| 震災時における消防活動業務 の協力に関する協定 | 東京セメント建材協同組合 |
| 震災時における消火活動業務 に関する協定 | 東京都生コンクリート工業組合、東京地区生コンクリート協同組合、三 多摩生コンクリート協同組合、東関東生コン協同組合、埼玉中央生コン 協同組合、玉川生コンクリート協同組合、湘南生コンクリート協同組合 |
| 震災時における消防職員及び 消防資器材の搬送に関する協 定 | 東京都公園協会 屋形船東京都協同組合 |
| 災害救助犬団体等との協定 | ジャパンケンネルクラブ、災害救助犬協会(富山)、 日本救助犬協会、日本レスキュー協会 |
| 震災等大規模災害時における 傷病者の搬送業務に関する協 定 | 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会 |
| 水による消火が適さない金属 を取り扱う工場等での火災発 生時における消火資器材提供 に関する協定 | <u>日本消火器工業会</u> <u>日本マグネシウム協会</u> |

4 災害時受援応援計画の策定

大規模災害発生時は、市では膨大な災害対応業務が生じることが想定される。市のみで災害対応業務の全てに対応することはできないという前提のもと、全国の自治体や自衛隊等からの人的、物的支援を円滑に受け入れ、一刻も早い対応を行うため、平時から受援に係る役割分担、連絡窓口、応援要請の受け入れ手順等の具体的なルール、手順及び体制等を可能な限り明確化しておく必要がある。

また、他地域が被災した場合の市の応援体制についても計画しておく必要がある。

以上のことから、市では「災害時受援応援計画」を策定し、受援応援体制を構築しておくものとする。また、策定後は、適宜見直しを図るものとする。

第5節 応急活動拠点の整備

1 オープンスペースの確保

震災時には、避難誘導、救出・救助、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧などの応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことで、人命の保護と被害の軽減を図るとともに、震災後の市民生活の再建と都市復興を円滑に進めることができる。そのため、事前にこれら活動に供する土地及び家屋の確保に努めることが東京都震災対策条例で定められている。

このことから、市は、国、都、関係機関と連携を図り、オープンスペースの確保に努める。

2 ヘリコプター活動拠点の確保

都は、迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急離着陸場を 国や区市町村及び関係機関と協議の上、あらかじめ確保することとなっており、昭島市において は、「市立大神公園・くじら運動公園」、<u>「旧アーバンリゾーツ昭和の森(株) ゴルフ場」の2か所</u> が災害時臨時離着陸場候補地となっている。

3 大規模救出救助活動拠点等の確保

都は、自衛隊、警察災害派遣隊(広域緊急援助隊)、緊急消防援助隊(消防)、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペース(大規模救出救助活動拠点)を国や区市町村及び関係機関と協議の上、あらかじめ確保することとなっている。本市においては、屋外施設の活動拠点は有していないが、屋内施設として市清掃センターが指定されている。多摩地域においては、「都立小金井公園」、「都立神代植物公園」、「都立武蔵野の森公園」などの都立公園や「立川地域防災センター」等が活動拠点に指定されている。

4 ヘリサインの設置

震災時には、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部 と連携するために、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行う。ヘリサインは、避難 所など、災害対策上重要な施設を上空から即時に特定するための応援航空部隊の道しるべとして、 重要な役割を果たす。

このことから、市では、市内の市立小学校・中学校の屋上にヘリサインを整備している。ヘリサインの設置に当たっては、「九都県市首脳会議防災対策委員会による申し合わせ」を基準にすることとなっているが、市のヘリサインは、本申し合わせ以前に整備したため、建物名称が明記されていないなど、基準に適合していないため、ヘリサインを修正していく必要がある。

市は、屋上の改修工事等の際にヘリサインを修正していくものとする。

第5章 情報通信の確保

第1節 基本的考え方

災害発生時における被災状況などの災害関連情報は、関係機関による応急対策などの具体的な活動を 展開する上で欠かせないものである。このような必要な情報を伝達するためには、発災時に機能する通 信網を確保していく必要がある。さらには、行政機関等における通信だけではなく、家族との安否確認 のための情報通信も、発災時の混乱を避けるために大切である。

また、本計画で基本としている立川断層帯地震の被害想定では、固定電話の不通や停電などの被害や、携帯電話の不通が想定されている。

こうした想定を踏まえ、平常時に使用している電話などの通信網だけではなく、発災時に備え、多様な通信手段による通信網の確保に取り組む必要がある。

1 現状

(1) 防災機関等相互の情報連絡体制

市では、防災関係機関等との情報連絡手段として、防災行政無線移動局85、衛星携帯電話25、消 防団無線31、携帯電話120を整備している。

(2) 住民等への情報提供体制

固定系防災行政無線子局68、エリアメール、緊急速報メール、市メール配信サービス、市公式X、防災行政無線電話応答装置を配備するとともに、市公式ホームページによる情報提供体制を整えている。また、令和4年12月1日から、昭島市公式LINEによる情報提供を開始した。

(3) 住民相互の情報収集等

伝言ダイヤルなど、通信事業による安否確認サービスの利用について普及啓発を実施している。

2 課題

本計画の被害想定である立川断層帯地震では、固定電話の不通率が<u>最大で0.9</u>%、停電率が<u>最大で</u>2.2%となっており、電話やFAXによる通信手段の機能の低下が予想される。

(1) 防災機関等相互の情報連絡体制

防災関係機関等との情報連絡に影響し、情報の一元化に支障をきたすおそれがあり、多様な情報 手段の確保と通信装置の増強などが必要である。

(2) 住民等への情報提供体制

ホームページ等へのアクセスの集中で、閲覧等に時間を要したり、防災行政無線が場所により聞き取りにくいなどの<u>課題があることから、様々な媒体を活用することにより、より多くの市民に対</u>し、情報を適切かつ迅速に提供できる体制を構築する必要がある。

(3) 住民相互の情報収集・確認等

<u>電話や</u>携帯電話がつながりにくくなることが予想されるが、通信事業者<u>が提供している発災時の</u> 安否確認ツールが十分に活用されていない。

第2節 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

震災時には、電話、FAX等の通信手段の機能が大きく低下し、都や市の行政機関内部における情報連絡や協力機関等との情報連絡が影響を受けることが予想される。

その結果、市内の被害状況や関係機関における対応状況について、情報の一元化がスムーズに行われなくなるなど被害の全容が把握できず、その後の応急・復旧活動に支障が生じるおそれがあることから、各機関において情報通信連絡体制を整備しておく必要がある。

1 通信連絡体制

(1) 情報連絡体制

災害時の各機関との通信連絡体制は、次のとおりである。

| | 機関との通信連絡体制は、次のとおりである。 内 容 |
|------------|---|
| 区 分 | 11 |
| | 1 市は、東京都防災行政無線を活用した都本部との情報連絡体制を構築する。 |
| | 2 市は、都及び市保有の防災行政無線、衛星携帯電話、携帯電話その他の手段の |
| | 活用により、昭島警察署、昭島消防署、各行政機関、公共機関等防災機関との情 |
| | 報連絡体制を構築する。 |
| 市 | 3 災害に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、昭島警察署、昭島消防 |
| | 署等の協力を確保する。 |
| | 4 緊急を要する通信を確保し、有線通信の途絶に対処するため、非常(緊急)通 |
| | 話又は非常 (緊急) 電報及び非常無線通信を活用できるようNTT東日本及び各 |
| | 施設責任者の協力体制を確保する。 |
| | 東京都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線等の通信連絡手段により、 |
| 都 | 関係防災機関と情報連絡体制を構築(東京都防災行政無線や可搬型の衛星通信設 |
| | 備による総合的な防災行政無線網の整備) する。 |
| | 都及び市保有の防災行政無線、衛星携帯電話、携帯電話その他の手段の活用に |
| 昭島警察署 | より、市との情報連絡体制を構築する。 |
| | 1 消防救急デジタル無線、消防電話及び防災行政無線等により、各方面本部、管 |
| | 下消防署、消防団及び関係防災機関と情報連絡体制を構築する。 |
| | 2 都、市及び関係機関が有する災害情報等をリアルタイムで共有する体制を構築 |
| | する。 |
| 日 昭島消防署 | ^ ~ 。 3 救急告示医療機関等に病院端末装置 <mark>の活用により、情報共有の強化を図る。</mark> |
| | 4 高所カメラの整備、緊急情報伝達システム、地震被害判読システム及び他機関 |
| | 保有映像の活用などにより情報収集伝達体制を強化する。 |
| | 5 震災消防活動支援システム、延焼シミュレーションシステム等の震災消防対策 |
| | システムの効果的な運用を図る。 |
| 7 0 11 - | 777, 777, 777, 777 |
| その他の | それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段による通信連絡 |
| 防災機関 | 体制を構築する。 |

(2) 通信連絡責任者

情報の正確性及び確実性を確保するため、市本部及び防災関係機関に次のとおり、正副各1人 の通信連絡責任者を定める。

| 機関 | 通信連絡責任者 | 副通信連絡責任者 |
|-------|----------|--------------------|
| 市 | 危機管理担当部長 | 総務部防災 <u>安全</u> 課長 |
| 昭島消防署 | 警防課長 | 警防課防災安全係長 |
| 昭島警察署 | 警備課長 | 警備課警備係長 |

また、通信連絡責任者は、あらかじめ通信連絡従事者を指名しておく。

(3) 市の連絡窓口

ア 市本部設置前の対応

通常の勤務時間内において災害が発生した場合は、総務部防災安全課が担当し、夜間・休日等の勤務時間外においては、災害対策要員が参集するまでは警備員室に通信連絡窓口を暫定的に設置する。

イ 市本部設置後の対応

本部長室に、市防災行政無線、衛星携帯電話、電話等の通信設備を配置し、本部長室において処理する。

2 通信施設の整備状況及び運用

(1) 東京都防災行政無線

都は、災害時における被害情報の収集、伝達その他の連絡のため、市、東京都防災センター、 警視庁、東京消防庁、気象庁、ライフライン機関、放送機関等の防災機関及び建設事務所、<u>東京都立病院機構、東京都水道局の</u>水道施設等の都の主要出先機関との間に総合的な情報連絡施設として東京都防災行政無線を整備している。

この防災行政無線は、無線電話、ファクシミリ機能のほか、データ通信、画像通信及び衛星 通信を導入し、都全域における防災情報通信ネットワークを構成するものである。

(2) 昭島市防災行政無線

ア 固定局

市は、広範囲かつ迅速に情報の伝達を実施するため、市内<u>68</u>ヶ所に防災行政無線の子局を整備している。災害時には、このスピーカーから市内全域に警報や災害情報を広報する。

イ 移動局

市は、市本部内及び関係機関との情報収集・伝達を目的として、83の移動局を整備している。災害時には、市本部と各部、班及び昭島消防署などの関係機関との情報収集・伝達に使用する。

(3) 衛星携帯電話

情報収集・伝達をより確実なものとするため、25基の衛星携帯電話を整備しており、通信手段の多重化を図っている。

(4) タブレット端末

第

第5章 情報通信の確保

災害時に市本部内及び各避難所との情報共有を目的として、60台のタブレット端末を整備している。

(5) 消防団無線

昭島市消防団は本団と4個分団で構成するが、災害対策時の各分団同士の通信手段として31個の無線機を整備している。

(6) 消防団タブレット端末

災害対策時の本団と各分団の情報共有等の手段として5台のタブレット端末を整備している。

(7) 携帯電話

防災行政無線の副系統として、市教育委員会が市内の市立小学校、中学校に配備している携帯電話を活用し、避難所との通信手段の多重化を図る。

配備機器

| 機 種 | | 設置個数 | 用 途 |
|---|------------------|-----------|-----------------------|
| 昭島市防災行政無線 | 親局 | 1 | |
| (固定系) | 子 局 | <u>68</u> | 市民への情報伝達(市→市民) |
| 昭島市防災行政無線 | 統制局 | 1 | 部、班との情報連絡(市本部←→部長、班長) |
| (移動系) | 基地局 | 1 | (部長、班長←→部長、班長) |
| () () () () () () () () () () | 移動局 | 83 | 関係機関との情報連絡(市本部←→関係機関) |
| 衛星携帯電話 | | 25 | 班との情報連絡(市本部←→部長、班長) |
| (移動系のサブシステ、 | ム) | 25 | (部長、班長←→部長、班長) |
| | | 60 | 市本部内と各避難所の情報共有 |
| タブレット端末 | | | (市本部←→各避難所) |
| | | | (市本部内) |
| 消防団無線 | | 31 | 団との情報伝達(本団←→分団) |
| 相例回無例 | | 31 | (分団←→分団) |
| 当時国々ずレット農士 | | 5 | 団との情報伝達(本団←→分団) |
| 何例四グノレット端木 | ┃消防団タブレット端末 ┃ | | (分団←→分団) |
| 東京都防災行政無線 | | 1 | 都災害対策本部との情報伝達 |
| | | | (市本部←→都本部) |
| 携帯電話 | | 120 | 小学校・中学校(避難所)との情報連絡 |
| | | | 市←→市内の市立小学校、中学校 |

3 電気通信設備の優先利用(電話、電報の優先利用)

災害時において、応急対策、交通、通信、電力、ガス等の確保又は社会秩序の維持など、公共の利益のために緊急に通信することを要する通話及び電報については、「非常又は緊急電話・電報」として取扱い、他の通話、電報に優先して接続又は配達する。

優先利用する場合は、NTT東日本へ優先利用する電話の電話番号等を申し込む。(市では8回線確保している。)

第3節 市民等への情報提供体制の整備

震災時においては、市のホームページへのアクセス集中により、閲覧や更新に時間を要するなどの問題が発生したり、防災行政無線による音声内容が場所によって聞き取り難いなどの問題がある。このことから、市民への適切な情報を迅速かつ確実に提供できる体制整備が必要である。

1 情報提供体制の対策内容と役割分担

各防災機関の情報提供体制は、次のとおりである。

| 区分 | 内容 |
|--------------------------------------|--|
| 市 | 1 市は、市民への情報連絡のために固定系や移動系の防災行政無線を整備する。 2 市は、新聞社及び放送機関との連携体制を整備し、市民等への情報提供ルートを確保する。 3 市は、市民への情報伝達手段の多様化を図る。 |
| 都 | 1 災害発生時に的確な対応が図れるような情報発信体制を確立する。 2 放送や報道要請等に関する協定の締結など、報道機関との連携体制を整備する。 3 防災X、東京都防災アプリ、都等保有のデジタルサイネージなど多様な情報提供ツールの活用を図る。 4 在住外国人に対して、防災に関する動画のインターネット配信など、平常時から情報提供を行う。 5 スマートポールのサイネージを活用し、Lアラートと連携した発災時における災害情報や避難場所情報等の発信を行う。 |
| 昭島警察署 | 効率的かつ確実な <mark>避難指示等</mark> の提供を図る。 |
| 昭島消防署 | ホームページ、SNS等を活用した各種情報の提供を図る。 |
| 東京電力グループ 昭島ガス NTT東日本 | 災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信 体制を確立する。 |

2 市の情報提供手段

(1) 昭島市防災行政無線

市は、昭島市防災行政無線を整備し、市内の<u>68</u>か所に子局を配置し、子局に設置されているスピーカーを通して、市内全域に警報や災害情報などの情報提供を行っている。<u>また、全国瞬時警報システム(Jアラート)による緊急地震速報等についても防災行政無線により情報伝達</u>する。

第5章 情報通信の確保

しかしながら、防災行政無線の難聴地域が存在することから、以下の対策を講じている。

ア 子局の増設

難聴地域に対して、防災行政無線の子局を増設して解消を図る。

イ 防災行政無線電話応答装置

防災行政無線が聞き難い場合に、専用のダイヤル(0800-800-1875)へ電話をかけることにより、防災行政無線で流された内容を聞くことができる。

ウ 防災情報サービスの提供

市は、株式会社ジェイコム多摩と「防災情報サービスの提供に関する協定」を締結し、J: COMの専用端末から防災行政無線の放送内容を聞くことができる防災情報サービスを提 供している。

(2) 昭島市メール配信サービス

市は、スマートフォンや携帯電話のメール機能及びパソコンからのインターネットを利用し、「文字」として災害情報等を提供している。事前に登録することにより情報提供が受けられる。

(3) 昭島市公式Xの活用

市は、市公式Xにより、災害情報等を提供している。

(4) 昭島市公式 LINEの活用

市は、市公式LINEにより、災害情報等を提供している。

(5) Yahoo!防災速報の活用

市では、ヤフー株式会社と「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結している。同社が提供 している「Yahoo!防災速報」サービスを活用し、市からの緊急情報等をスマートフォンや携帯電話 等に配信している。

(6) コミュニティFMの活用

市は、エフエム立川株式会社と「災害時における災害情報等放送業務に関する協定」を締結 している。市が提供する災害情報等をFMラジオにより放送している。

(7) ケーブルテレビ局の活用

市では、株式会社ジェイコム多摩と「災害時における放送等に関する協定」を締結している。 市が提供する災害情報等を放送している。

(8) NTTドコモ緊急速報「エリアメール」・au、ソフトバンク、楽天モバイル「緊急速報メール」の活用

携帯電話会社の提供するサービスで、対応機種では無料で提供を受けることができる。緊急 地震速報や津波警報、災害・避難指示等を、回線混雑の影響を受けずに受信することができるとされ ている。

第4節 市民相互の情報連絡等の環境整備

震災時は、携帯電話が通信規制によりつながりにくくなること等が予想され、家族等の安否や鉄道の 運行状況に関する情報などが不足し、帰宅困難者の冷静な判断を妨げるおそれがある。また、通信事業 者が提供している発災時の安否確認ツールが、市民に十分活用されていない。このことから、帰宅困難 者等への情報提供を充実させるなど、市民相互の情報連絡がとれる環境整備が必要である。

1 情報連絡等の環境整備の対策内容と役割分担

市民が相互に安否確認が取れる環境を整え、市民がその方法を事前に熟知できる体制整備の各機関の役割内容は次のとおりである。

| 区 分 | 内容 | | |
|----------------|--------------------------------|--|--|
| 市 | 市は、市民が相互に安否確認できる手段を周知できるようにする。 | | |
| ± ± 217 | 1 市民相互間の安否確認手段の確保と周知を図る。 | | |
| 都 | 2 通信手段の多様化や通信基盤の強化を推進する。 | | |
| NTT東日本 | 安否確認手段の確保及び周知を図る。 | | |
| JR東日本 西武鉄道 | 駅における情報提供体制の整備を図る。 | | |

2 安否確認手段の周知

市は、広報紙、ホームページ、各種防災イベントなど、あらゆる機会を捉えて、安否確認手段や災害時の情報入手手段の方法の周知に努める。

(資料6「災害用伝言板の利用方法(総務省ホームページ抜粋)」参照)

第6章 帰宅困難者対策

第1節 基本的考え方

大規模な震災が発生した場合、<u>多くの帰宅困難者が発生し、駅周辺</u>や大規模集客施設などにおいて混乱が想定される。一方、帰宅困難者による混乱が最も懸念される発災直後から3日間程度は、行政や救出救助機関等の「公助」の機能は、救出救助活動や人命救助活動等を最優先としてその資源を振り向けていく必要があり、さらに膨大な数の帰宅困難者に対応するには限界がある。また、大勢が一斉に動くことによる群集事故や、余震等による二次災害の危険性など、帰宅困難者自身の安全が脅かされる恐れがある。

このようなことから、「公助」に限らず民間事業者や学校などにおいて、「自助」「共助」が連携した総合的な取組が必要になる。例えば、従業員や児童・生徒を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者自身の安全を確保しながら社会としての混乱を防止する必要がある。

都は国とともに、「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」を設置し、「東京都帰宅困難者対策実施計画」を策定するとともに、都民、事業所、行政等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組を明文化した「東京都帰宅困難者対策条例」を制定した。また、対策を更に前進させるため、有識者等で構成する「帰宅困難者対策に関する検討会議」を設置し、報告書を公表(令和3年12月)した。さらに、一斉帰宅抑制の実効性を高めるため、令和4年3月から「事業所防災リーダー」制度を開始。最新のDX技術を活用し、発災時の対応を高度化するため、令和4年度からは帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発に着手している。

市は、条例の趣旨を踏まえ、<u>駅周辺をはじめとした混乱の防止や帰宅困難者の安全な帰宅を実現するために、</u> 行政機関だけでなく、市民、事業者、学校など社会全体で連携した対策を実施する。

1 現状

市では、帰宅困難者の受入れ施設として、市内39か所の避難所(二次避難所を除く)を計画している。また、徒歩帰宅者の支援対策として、2か所の帰宅困難者支援ステーションを設置することとしている。

東日本大震災では、市内の鉄道も運行を停止し、ターミナル駅である拝島駅を中心に帰宅困難者が発生した。市は、市民会館・公民館を収容施設として開設して255人の帰宅困難者を受け入れするとともに、拝島駅に停車中の車両に待機していた帰宅困難者約200人に対して、非常食料の提供などを実施した。

2 課題

(1) 市で予想される帰宅困難者数

首都直下地震等による東京の被害想定(立川断層帯地震)で、市の帰宅困難者数の想定は次のと おりである。 (単位:人)

| | | 内 | 訳 | |
|-----------------|---------|--------------|---------------|---------------|
| 市内滞留者 | 帰宅可能者数 | 帰宅困難者数 | 距離帯別※ | |
| | | | 10∼20km | 20km∼ |
| <u>103, 528</u> | 94, 774 | <u>8,754</u> | <u>2, 955</u> | <u>5, 799</u> |

第2部 災害予防計画

第6章 帰宅困難者対策

- ※ 距離帯別内訳については、多摩地区における比率から算定
- (2) 「東京都帰宅困難者対策条例」の周知

一斉帰宅を抑制するためには、東京都帰宅困難者対策条例について、市民、事業所などに周知徹 底し、従業員などの施設内待機に係る計画の作成や3日分の水や食料等の備蓄を行う必要がある。

一方、東日本大震災から一定の時間が経過し、企業や市民の条例認知度が低下傾向にあり、これ まで以上に防災教育や普及啓発が重要である。特に市内滞留者の大半を占める企業等の従業員に対 しては、より効果的な対策が求められる。

(3) 帰宅困難者への情報通信体制

東日本大震災では、各通信事業者が提供している安否確認ツールの活用が不十分であり、ツールの周知と通信事業者と連携した情報提供体制の整備が必要である。市では、市公式ホームページ、市公式X及び市公式LINEなどを整備している。

また、発災時にスマートフォンをはじめとした情報端末からの情報入手の重要性がますます高まってきており、適時適切な情報発信や通信環境の強靭化等が一層求められる。

(4) 一時滯在施設

多くの帰宅困難者が想定されており、一時滞在施設の確保と備蓄の充実が必要である。 市では、現状では、市が所有・管理する施設を一時滞在施設として39か所の避難所を計画している。

(5) 帰宅支援

帰宅困難者等は、救命救助活動が落ち着く発災4日目以降を目途に順次帰宅することが想定されるが、例えば、鉄道の運行が再開された場合、むやみに帰宅を開始すると駅等に滞留者が殺到するおそれがある。地震による混乱収拾後の帰宅方法についての事業者等への周知徹底や、代替交通機関による帰宅困難者の搬送体制や徒歩帰宅者をサポートする災害時帰宅支援ステーションなどの支援体制が必要である。これらの課題に対し、以下の対策を進める。

第2節 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

1 帰宅困難者対策条例の概要

- (1) 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- (2) 企業等従業員の3日分の備蓄(飲料水、食料等)の努力義務化
- (3) 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- (4) 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- (5) 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- (6) 一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- (7) 帰宅支援(災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等)

2 事業所における従業員等の施設内待機に必要な備蓄の考え方

東京都帰宅困難者対策条例第7条2項において規定する知事が定めるところとは、下記のとおりである。

- (1) 対象となる従業員等
 - 雇用の形態(正規、非正規)を問わず、事業所内で勤務する全従業員
- (2) 3日分の備蓄量の目安

水については、1人当たり1日3リットル、計9リットルとする。

主食については、1人当たり1日3食、計9食とする。

毛布については、1人当たり1枚とする。

その他の品目については、物資ごとに必要量を算定する。

- (3) 備蓄品目の例示
 - ア 水:ペットボトル入り飲料水
 - イ 主食:アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺 ※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。
 - ウ その他の物資(特に必要性が高いもの)

毛布<u>(それに類する保温シート)</u>、簡易トイレ、衛生用品(トイレットペーパー等)、敷物(ビニールシート等)、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、救急医療薬品類

(備 考)

- 1 上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味して、企業ごとに必要な備蓄品を検討していく ことが望ましい。 (例) 非常用発電機、燃料 (危険物関係法令等により消防署への許可申請等 が必要なことから、保管場所・数量に配慮が必要)、工具類、調理器具(携帯用ガスコンロ、 鍋等)、副食(缶詰等)、ヘルメット、軍手、自転車、地図
- 2 企業等だけでなく、従業員自らも備蓄に努める。
 - (例) 非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

また、チェックリストを作成し、保有数量、保存期間を確認することが必要である。

第6章 帰宅困難者対策

3 各機関の役割

帰宅困難者対策条例及びガイドラインを踏まえ、帰宅困難者の発生による混乱を防止するための一 斉帰宅の抑制について、各機関は次のとおり対策を進め、周知徹底を図る。

| 機関名 | -ついて、各機関は次のとおり対策を進め、周知徹底を図る。 対 策 内 容 |
|-----|---|
| 市 | 1 市は、都民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、「東京都帰宅困難者対策条例」について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発を図る。 2 駅周辺に多くの滞留者が発生した場合に備え、都及び市が連携し、あらかじめ駅ごとに、都、市、所轄の警察署・消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする、駅前滞留者対策協議会を設置し、災害時の各機関の役割を定める。 【駅前滞留者対策協議会の主な所掌事項】 ・滞留者の誘導方法と役割分担・誘導場所の選定・誘導計画、マニュアルの策定・駅前滞留者対策訓練の実施また、駅前滞留者対策訓練の実施また、駅前滞留者対策協議会では、首都直下地震発生時の駅周辺の滞留者の安全確保と混乱防止に向けた「地域の行動ルール」を策定する。基本となる「地域の行動ルール」は以下のとおりである。 【地域の行動ルール】 ・組織は組織で対応する(自助)事業所、施設、学校その他組織単位で、従業員、顧客、学生等に対応する。・地域が連携して対応する(共助)駅前協議会が中心となって、組織化されていない買物客、観光客等に地域で対応する。・公的機関は地域をサポートする(公助)市、都、国が連携・協力して、地域の対応を支援する。 3 駅周辺の滞留者の一時滞在場所となる誘導先を確保する。 |
| 都 | 1 東京都帰宅困難者対策条例の都民・事業者への普及啓発を図る。 2 都は、国とともに、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置する。 3 「事業所防災リーダー」制度を活用し事業所の防災対策・帰宅困難者対策の強化を図る。 4 各駅・地域間の連携・情報共有に資するため、広域的な立場から、都内区市町村、駅前滞留者対策協議会等が参加する東京都帰宅困難者対策フォーラムを開催する。 5 駅前に多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、駅周辺事業者、公共施設の管理者などが連携し、混乱防止や安全確保に努めるため地元自治体と合同で帰宅困難者対策訓練を実施する。 6 児童・生徒等の安全確保のための体制を整備する。 |

| | 7 中北人衆の東米姚体計画(POP)然ウナナ極上で |
|-------|---|
| | 7 中小企業の事業継続計画 (BCP) 策定を支援する。 |
| 昭島警察署 | 1 計画の策定、広報及び誘導要領等に関し、駅前滞留者対策協議会等に対して必要な助言を行う。2 駅前滞留者対策協議会等と連携した訓練を実施する。3 地域版パートナーシップを活用した広報・啓発活動を推進する。 |
| 昭島消防署 | 1 駅前滞留者対策協議会等に対して指導助言を行う。2 事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導を行う。 |
| 事業者 | 1 事業者は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で取りまとめた「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、従業員等の施設内待機に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画又は事業継続計画(BCP)に反映させておく。その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても可能な範囲において計画に明記しておく。また、事業者は、施設内待機計画または事業継続計画を冊子等にまとめ、全従業員に周知する。 2 東京都からの防災情報等を活用するために、事業所防災リーダーへの登録を行う。3 従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、必要な水、食料、毛布、携帯トイレ・簡易トイレ・無生用品(トイレットペーパー等)、燃料(非常用発電機のための燃料)等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。その際、円滑な偏蓄品の配ができるよう、備蓄場所についても考慮する。高層ビルに所在する企業等においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する必要がある。 至災後3日間は、救出・救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰室が救出・救助活動の妨げとならないよう、発災後3日間は、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。 このことから、備蓄量の目安は3日分となる。ただし、以下の点について留意する必要がある。 事業者は、震災の影響の長期化に備え、3日分以上の備蓄についても検討していく。 4 事業者は、施設内に従業員等が留まれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止措置等に努める。 災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。また、停電時の対応も含め、建物及び在館者(発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者)の安全確保の方針について、事業所防災計画等で具体的な内容をあらかじめ定めておく。なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。。 |

第6章 帰宅困難者対策

- <u>5</u> 事業者は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する必要がある。
- (1) 外出する従業員等の所在確認

外出する従業員等は、事前に訪問先を告げ、急な変更の場合は、なるべくメール等で所在場所を職場に連絡するなど、発災時に企業等が、従業員等の居場所を 把握できるよう努める。

また、被災した場所から会社若しくは自宅の距離に応じて従業員等が取るべき 対応を検討しておくことが望ましい。

(2) 安否確認手段

安否確認については、電話の輻輳や停電等の被害を想定し、以下の手段のうち、それぞれの通信手段網の特性を踏まえて複数の手段を使うことが望ましい。

- ・ 固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの
 - (例) 災害用伝言ダイヤル171
- ・ 固定及び携帯電話のデータ通信ネットワークを利用するもの
 - (例) 災害用伝言板 (web171)、SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)、IP電話、専用線の確保等

(資料<u>6</u>「災害用伝言板の利用方法(<u>総務省ホームページ抜粋</u>)」参照) 事業者は、従業員等に対し家族等との安否確認の訓練を行うように<u>努める。</u> (例)毎月1日・15日は、NTTの安否確認サービスの体験利用が可能であるこ

とを、社内報等を活用し、定期的に従業員へ周知する。

6 自衛消防訓練等を定期的に実施する際に、施設内待機に関する訓練を行い、施設 内待機の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。

事業者は、年1回以上の訓練を定期的に行い、その結果は必ず検証し、計画等に 反映させる。

昭島市商工会

1 団体及び会員企業<u>に向けて、企業備蓄の啓発、事業所防災リーダーの普及啓発等</u>の対策を実施する。

2 団体における連携協力体制を整備する。

集客施設及び 駅の事業者

1 事業者は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で取りまとめた「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画(BCP)等の計画に反映させておく。その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記する。

<u>テナントビルの場合や事業者が存在する複合ビルの場合、事業者はビルの施設管</u> 理者や他の事業者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担 を取り決める。

事業者は、計画をマニュアル等にまとめた後、必要な箇所に配備し、発災後にすぐに確認できるようにしておく。また、事業者は、計画についてあらかじめ全従業員に周知し、理解の促進を図る。

2 事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。

この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、要配慮者 (高齢者、障害者、<u>難病患者、</u>乳幼児、妊産婦、外国人)、<u>通学の小中学生</u>や急病 人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。

・要配慮者、通学の小中学生への対応

事業者は、施設の特性や状況に応じ、必要となる物資をあらかじめ<u>備えておく。</u>例えば、車椅子や救護用担架、段差解消板等を備えておく。また、可能な限り優先的に環境の良いスペースや物資が提供されるように配慮する。

・ 外国人への対応

誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導 案内板による対応や、<u>外国人でも分かりやすいピクトグラム・「やさしい日本語」</u> の活用を検討する。

3 事業者は、日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止措置施 設内のガラス飛散防止措置等に努める。なお、高層ビルについては、高層階で大き な揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。

事業者が管理する施設に隣接して、道路や通路、広場など、自治体等が管理所有する施設がある場合は、これらの管理者と連携し、案内又は誘導に必要な経路の確保や経路上の被災時の安全確保等について確認するなど、状況に応じた施設の安全確保に努める。具体的な対象施設として、駅及び駅に接続する市管理の自由通路などが考えられる。

事業者は、施設の安全点検のためのチェックリストを作成する。その際、事業者は、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストも準備しておく。

- 4 各事業者は、一時滞在施設の開設が遅れることも視野に入れ、施設の特性や事情に応じて、当該施設において利用者の保護に必要な水や毛布等を備蓄しておくことが望ましい。
- 5 各事業者は、訓練等を定期的に実施することにより、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。

事業者は、建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、年1回以上の訓練を定期的に行い、その結果を必ず検証し、計画等に反映させる。<u>訓練に当たっては、停電や通信手段の断絶など、発災時の様々な状況を想定した利用者への情報提供に関する訓練を行うことが望ましい。</u>

学校・幼稚園 保育園

学校等は、学校防災計画や危機管理マニュアル等に基づき、施設内での生徒・児童・園児の安全確保に向けた体制整備や、発災時における生徒・児童・園児の安全確保のため、あらかじめ保護者等との連絡体制を周知徹底しておく。

市民

外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保や安 否確認方法の事前共有、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩き やすい靴などその他必要な準備をする。特に携帯電話やスマートフォンの充電用ケ ーブルや予備バッテリー等の準備もしておくことが望ましい。

第3節 帰宅困難者への情報通信体制整備

震災時等において、帰宅困難者等の混乱を防止するためには、帰宅困難者等に対する安否の確認や災害情報等を提供することが大切である。各関係機関は、次の対策を行う。

| 機関名 | 対 策 内 容 |
|---|--|
| | 震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、 |
| 市 | 通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体 |
| | 制の構築と情報提供ツールの周知を行う。 |
| | 1 スマートフォンの GPS 情報等を活用し発災時の人流混雑状況を把握するとともに |
| | 一時滞在施設の開設・運営状況を把握する帰宅困難者対策オペレーションシステム |
| | を開発・運用し、都内の滞留者・帰宅困難者に対し適時適切な情報発信を実施する。 |
| | なお、令和5年度末を目途に、都内の一時滞在施設の開設・運営状況を把握する |
| | システムを実装し、その後順次運用を開始する。令和6年度末までに、人流混雑状 |
| | <u>況を含め、帰宅困難者対策に必要な機能を実装できるよう、開発を進めていく。そ</u> |
| | <u>の後、実災害等で運用し、さらなる機能向上を図る。</u> |
| | 2 協議会において、帰宅困難者等への円滑な情報提供を確保すべく、関係機関の役 |
| | 割分担・連携要領、情報提供内容の具体的イメージ等についてあらかじめ定めた帰 |
| | <u> 宅困難者等への情報提供ガイドラインを作成した。このガイドラインを基に、国・</u> |
| | 都・区市町村・事業者は取組を進める。 |
| | 3 震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うた |
| Later | め、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するた |
| 都 | めの体制を構築する。都民向け防災ブックやWeb広告等、利用可能なあらゆる手段で |
| | 災害時の安否確認方法について周知啓発を行う。 |
| | 4 都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等を活用し、情報提供 |
| | <u>を行う。</u> 5 都立一時滞在施設に対し、帰宅困難者が安否確認等に使用可能な Wi-Fi アクセス |
| | 5 都立一時滞在施設に対し、帰宅困難者が安否確認等に使用可能な Wi-Fi アクセス ポイントや災害時用公衆電話(特設公衆電話)を整備する。また、帰宅困難者のス |
| | マートフォン等を充電可能な蓄電池を配備する。 |
| | 6 民間一時滞在施設に対し、帰宅困難者のスマートフォン等を充電するために必要 |
| | な蓄電池等の機器の購入費用に対し補助を実施してきた。今後、都立施設も含め、 |
| | 一時滞在施設において帰宅困難者がスマートフォン等の通信端末を用いて安否確認 |
| | や情報収集ができるよう、施設の電力・通信環境等を調査し、既存のインフラを活 |
| | 用しエリア単位で強靭化を図るなど具体的な取組を検討し進めていく。 |
| | 7 都は、電源途絶時でも帰宅困難者等が一時滞在施設を判別・認識できるよう、一 |
| | 時滞在施設専用の案内表示を作成し、施設へ展開する。 |
| 昭島警察署 | 適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資器材を整備する。 |
| \ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | 通信事業者は、あらかじめ行政機関や報道機関と連携協力して、事業者及び帰宅困 |
| 通信事業者 | 難者が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。 |

また、災害用伝言ダイヤル、災害伝言板等の<u>災害用伝言サービスの</u>普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用<u>体験</u>を実施する。

第4節 一時滞在施設の確保及び運営の支援

駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などは、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がない場合が多い。そのため、このような帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設(一時滞在施設)を確保する必要がある。

また、発災時に迅速な施設の開設につながるよう、一時滞在施設の運営のための支援を継続的に行う 必要がある。

1 各機関の役割

ガイドラインを踏まえ、各機関は次のとおり一時滞在施設を確保する。

| 機関名 | 対 策 内 容 |
|-----|---|
| 市 | 1 市が所有・管理する施設を一時滞在施設として指定する。 (現状では、市内39か所の避難所(二次避難所を除く)を指定する。) 2 地元の事業者等に協力を求め、必要に応じて、大規模集客施設(ホール、映画 館、学校など)や民間施設について、一時滞在施設の提供に関する協定を締結する よう求める。 |
| 都 | 1 都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知する。 2 広域的な立場から、国、区市町村、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を求める。特に、多数の帰宅困難者の発生が見込まれる主要ターミナル駅周辺を中心に、大規模な施設を有する団体等への働きかけを強化するなどの取組を進めていく。国が所有・管理する施設については、区市町村又は都からの要請を受け、又は自主的に国が一時滞在施設として帰宅困難者等を受け入れる。 3 都市開発の機を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設の整備を促進する。既存の都市開発諸制度を活用するほか、開発に係る事業者等を対象に一時滞在施設についての周知啓発を積極的に展開する。 4 地域の実情に応じて、民間の一時滞在施設に対する帰宅困難者向け備蓄品購入費用の補助や防災備蓄倉庫への固定資産税等の減免をはじめとする様々な支援策を実施する。 5 「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」をもとに、民間一時滞在施設向けのマニュアルも整備し、一時滞在施設の迅速かつ円滑な開設・運営のための体制を支援する。 6 一時滞在施設になっている民間事業者向けに、施設運営等に関する助言を提供し、一時滞在施設の運営体制の強化を図るための民間一時滞在施設戦略アドバイザー派遣事業を実施してきた。今後はこの事業を拡充し、企業防災アドバイザーとして、一時滞在施設以外の民間事業者も含めて事業所防災に係るコンテンツやアドバイスを発信し、事業者自身の事業継続と地域防災への関心を高めることで、一時滞在施設の確保を促進する。また、事業所防災リーダー制度とも連携し、幅広く発信していく。 |

| | 1 事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、 |
|----------|---|
| | 従業員等を一定期間事業所内にとどめておくよう努める。 |
| 事 | 2 区市町村や都の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供すること |
| 事業者等 | を検討し、受入可能な場合は、区市町村と協定を締結する。 |
| | 事業者団体は、加盟事業者に対して、それぞれが管理する施設を一時滞在施設と |
| | して提供することについて協力依頼を行う。 |
| 一時滞在施設 | 1 行政機関と連携して、帰宅困難者の受入をするための体制を整備する。 |
| となる施設 | 2 事業所防災リーダーへの登録 |

2 国、都、市の対策

(1) 一時滯在施設に関する普及啓発

都及び市は、住民に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について普及啓発に努める。また、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力する。施設管理者が責任を負えない場合もあるといった留意事項についても併せて普及啓発に努める。

(2) 関係機関への周知

都及び区市町村は、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各関係機関 へ周知し、災害時における連携に努める。

- (3) 一時滞在施設の運営に係る費用等の考え方の整理 国と都は、運営に係る費用について、国庫補填の対象となる災害救助法の適用可能性や費用負担の考え方を整理するとしている。
- (4) 民間一時滞在施設の確保に関する支援策

民間施設の協力を得るために、国、都、市は、必要な仕組みや補助等の支援策について検討する。 都は、地域の実情に応じて、民間の一時滞在施設に対する帰宅困難者向け備蓄品購入費用の補助 や防災備蓄倉庫への固定資産税等の減免をはじめとする様々な支援策を実施する。

第5節 帰宅支援のための体制整備

各機関は、地震直後の混乱が収拾後、帰宅困難による一時避難者の解消を図るため、外出者の帰宅を 支援するために鉄道の運行状況や帰宅道路に関する情報の提供など、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体 制を構築する。

| 機関名 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 市 | 1 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、市民・事業者に周知する。 2 災害時帰宅支援ステーションの拡充を図り、市民・事業者に周知する。 [市が指定する災害時帰宅支援ステーション] 市役所本庁舎 正面玄関前 奥多摩街道を帰宅する人への支援 総合スポーツセンター 駐車場 江戸街道を帰宅する人への支援 |
| 都 | 1 鉄道等公共交通機関が復旧した場合等の適切な帰宅方法・ルールの事前策定について都民・事業者に周知する。 2 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、都民・事業者に周知する。 3 災害時帰宅支援ステーションの拡充を図り、都民・事業者に周知する。 4 全都立学校を、災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保する。 5 災害時帰宅支援ステーションの運営についてハンドブックを事業者に配布する。 6 沿道の民間施設等、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討する。 7 帰宅困難者に対し混雑状況や被害情報等を発信し、安全な帰宅を支援できるよう帰宅困難者対策オペレーションシステムや事業所防災リーダーシステムを整備する。 8 災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、ステッカーの統一やのぼりを設置する。 |
| 通信事業者 | 1 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制を整備する。 2 災害用伝言ダイヤル (171)、災害用伝言板 (web171)、災害用伝言板等の災害用 伝言サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験を実施する。 |
| 事業者等 | 1 混乱収拾後の帰宅方法・ルールについて事前に策定する。 2 災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発する。 3 協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営できる体制を整備する。 4 帰宅ルールを策定する。 |

【災害時帰宅支援ステーション】

災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供をうけ

るステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。

(資料7「災害時帰宅支援ステーション一覧」参照)

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、飲料水及びトイレの 提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。 ※店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

第7章 医療救護等対策

第1節 基本的考え方

震災時には、家屋<u>やブロック塀</u>などの<u>倒壊、火災、崖崩れ等</u>により多数の負傷者が発生することが想定され<u>るため</u>、災害発生直後、多数の負傷者に対し迅速に医療救護活動を行わなければならない。また、遺体については、死者への尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切な取り扱いが求められる。

このことから、市は、発災時における初動医療体制の確立や医薬品・医療資器材の確保、遺体の取扱いや火葬について関係機関と連携を図りながら対策を進める。

1 現状

市では、大きな災害の発生時、災害対策本部を設置し、福祉医療対策部の中に設置される医療救護対策班を中心にあらかじめ災害時における医療救護活動等の協定を締結している、市医師会、市歯科 医師会、市薬剤師会(以下、「三師会」という。)などと連携した医療救護体制を構築している。

医薬品及び医療資器材の確保については、市、都がそれぞれ備蓄しているものを優先的に使用し、不足したときは関係機関より調達し活用することとしている。市は、発災72時間経過後は、医薬品卸事業者との協定に基づき、必要な医薬品が搬入されることとされているが、必要となる医薬品(発災から72時間までに必要となる医薬品)をすべて備蓄できていない。これに対し、医薬品の確保について、現在、三師会と検討を進めている。

また、救護所での簡易診療及び手術のための医療器具セットを3組備蓄している。しかし、現在、 備蓄している医療器具セットが実際に活用できるものかについては確認できていないことから、三師 会と連携し併せて検討を進めている。

また、都は、直轄医療救護班が5日間活動できる量の医薬品・医療資器材を備蓄している。

さらに不足した場合には、市長は「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」に基づき、 医薬品卸売業者等に医薬品等の調達を依頼する。

遺体の取扱いについては、都、昭島警察署と連携し、遺体の捜索、搬送、検視を行うとともに、市 医師会、市歯科医師会との協定により、検視、検案の協力体制をとることとしている。

2 課題

本計画の想定地震である立川断層帯地震では、負傷者が<u>最大で1,579</u>人、死者が<u>最大で143</u>人発生するとされ、これまでの計画を大幅に上回る想定となっており、以下の課題がある。

(1) 初動医療救護体制の確保

建物の倒壊などにより、同時多発的に多くの負傷者が発生することから、被災状況を早期に収集し、市内の医療機関と連携して早期に医療救護班を編成し、限られた医療資源を最大限有効に活用できるよう、応援医療チームの受入れ及び配置などについて迅速に調整する機能や拠点の設置が必要であり、そのためには、被災状況や医療機関の活動状況等を迅速に把握でき、かつ、市災害対策本部との密な連携を行うための情報連絡体制の確保が必要である。

また、傷病者や応援医療チーム等の搬送について、具体的な手段を確保する必要がある。

(2) 医薬品及び医療資器材の確保

市は、災害時に備え、医薬品等の備蓄を行っているが、必要となる医薬品(発災から72時間ま

第2部 災害予防計画

第7章 医療救護等対策

でに必要となる医薬品)をすべて備蓄できていない。多数負傷者の発生が予想されることから、医薬品等が不足した場合には医療機能の維持に大きな支障がでることとなる。このため、医薬品及び 災害時応急用資器材等を確実に確保する必要がある。

(3) 遺体の取扱い

市内における被災による死者は、最大で<u>143</u>人が想定されており、発災時において、迅速な検案活動等を実施するためには、検案医等の不足が生じないよう、関係機関と連携した体制の強化が必要である。

また、遺体の収容場所をあらかじめ確保しておく必要がある。

第2節 初動医療体制の整備

災害発生時に迅速に医療救護体制の確保が行えるよう、各機関は以下の対策を行う。

1 情報連絡体制等の確保

医療救護活動拠点及び災害薬事センター設置による被災状況の早期収集を行い、昭島市災害医療コーディネーター (以下「市災害医療コーディネーター」という。)及び昭島市災害薬事コーディネーター (以下「市災害薬事コーディネーター」という。)の指揮のもと、三師会及び市内の医療機関等と連携して早期に医療救護班を編成する。さらに、限られた医療資源を最大限有効に活用できるよう応援医療チームの受入れ及び配置などについて迅速に調整するため、各機関は次の情報連絡体制を確保する。

| 各機関 | 対 策 内 容 | |
|-----|--|--|
| | 市は、市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を | |
| | 行う市災害医療コーディネーター及び市災害薬事コーディネーターが、 | |
| | 市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるよう | |
| 市 | に、医療救護活動拠点及び災害薬事センターを、保健福祉センター(あ | |
| | いぽっく) に設置する。また、災害時にEMISやFAX等により、病 | |
| | 院の被害状況を確認するほか、医療対策拠点や関係機関と連携し、医療 | |
| | 救護に必要な情報を集約する情報連絡体制を構築する。 | |
| | 1 都は、東京都災害医療コーディネーターが、都全域の被災状況や医療 | |
| | 機関の活動状況等について迅速に把握できるように、東京都地域災害医 | |
| | 療コーディネーター、 <u>東京都</u> 災害時 <u>小</u> 児周産期リエゾン、 <u>東京都災害薬</u> | |
| | <u>事コーディネーター</u> 、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会及び市など | |
| | の関係機関と連携し、情報連絡体制を構築する。 | |
| 都 | 2 都は、東京都地域災害医療コーディネーターが、二次保健医療圏内の | |
| 有13 | 被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情 | |
| | 報連絡体制を構築するとともに、情報通信訓練等を実施する。 | |
| | 3 東京都地域災害医療コーディネーターは、地域災害医療連携会議を開 | |
| | 催し、東京DMATや地域災害時小児周産期リエゾンの支援を受け、圏 | |
| | 域内の医療資源の把握や医療機関及び行政機関等との連携など、地域の | |
| | 特性に応じた具体的な方策を検討する。 | |

- ※ EMIS (広域災害救急医療情報システム) Emergency Medical Information Systemの 略。災害発生時に、被災した都道府県を超えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報 を共有し、被災地域で迅速かつ適切に医療救護に関する情報を集約・提供していくためのシステム。
- ※ <u>東京都</u>災害時小児周産期リエゾン 災害時に、都が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する者であり、災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都から任命された者。

※ 東京都災害薬事コーディネーター

災害時に、都が薬事に関する活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する者であり、東京都災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都から任命された者。

【災害医療コーディネーター】

| 名 称 | 説明 | |
|-----------|---|--|
| 東京都災害医療 | 都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行 | |
| コーディネーター | う、都が指定する <mark>医師</mark> 。 | |
| 東京都地域災害医療 | 各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指 | |
| コーディネーター | 定する <u>医師</u> 。 | |
| 市災害医療 | 市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、市 | |
| コーディネーター | が指定する <mark>医師</mark> 。現在、本市では3名が指定されている。 | |
| | 市内の医療救護活動等において、薬事の観点から災害医療コーディネ | |
| 市災害薬事 | ーターを補佐し、医療救護活動が円滑に行われるよう、医薬品に関する | |
| コーディネーター | 情報収集や薬剤師班の活動を調整するため、市が指定する <u>薬剤師</u> 。本市 | |
| | では2名が指定されている。 | |

【災害時小児周産期リエゾン】

| <u>名 称</u> | <u>説 明</u> | |
|------------------|---|--|
| 東京都災害時小児周産 期リエゾン | 都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都及び東京都災害医療コーディネーター等に対して助言を行う、 都が指定する医師 | |
| 地域災害時小児周産期 リエゾン | 各二次保健医療圏域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・ 調整するため、都が指定する医師 | |

【医療対策拠点等】

| 名 称 | 説明 |
|-------------------|---------------------------------|
| | 都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内 |
| 二次保健医療圈 医療対策拠点 | の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとと |
| 医原刈 束拠点 | もに医療救護活動の統括・調整を行う場所である。 |
| | 都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、 |
| 地域災害医療 | 地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の関係機関を地域 |
| 連携会議 | 災害医療コーディネーターが招集して、情報共有や災害医療にかかる |
| 建 捞云硪 | 具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平常時・発災時に |
| | 開催する会議である。 |
| | 市が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換 |
| 医安松苯达利加占 | する場所である。 |
| 医療救護活動拠点 | 市では、保健福祉センター(あいぽっく)に設置することとしてい |
| | る。 |

2 医療救護活動の確保

行政と各医療機関が連携した医療救護活動ができるよう、各機関は次の対策を行う。

| 各機関 | 対 策 内 容 | |
|-------|---|--|
| | 1 医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等を編成できるように、三 | |
| | 師会等と協定を締結しているが、災害時の連携活動について災害時の活 | |
| | 動マニュアルを決めておく。 | |
| | 2 市内にある災害拠点連携病院の近接地等をあらかじめ指定し、緊急医 | |
| | 療救護所の設置場所を確保する。 | |
| 市 | 3 避難所医療救護所を設置できる場所・室等をあらかじめ指定し、確保 | |
| | する。 | |
| | 4 急性期以降に保健福祉センター(あいぽっく)に医療救護活動拠点及 | |
| | び災害薬事センターを設置して、市災害医療コーディネーター及び市災 | |
| | 害薬事コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援 | |
| | に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。 | |
| | 1 東京DMAT指定病院の機能を確保できるよう、隊員養成を行う。 | |
| | 2 東京DPATの隊員への研修を行う。 | |
| | 3 都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班等を確保する。 | |
| | 4 東京消防庁等とともに、救出救助活動と連携した東京DMATの活動 | |
| 都 | 訓練等を実施する。 | |
| | <u>5</u> 病院や薬局等医療機関の事業継続計画(BCP)策定を支援する。 | |
| | <u>6</u> DHEAT構成員の養成 | |
| | 7 応急保健医療活動チームの受入体制の整備 | |
| | 8 東京都立病院機構との調整 | |
| | 1 東京DMATと連携した活動を行う。 | |
| 昭島消防署 | 2 都保健医療局等とともに、救出救助活動と連携した東京DMATの活 | |
| | 動訓練を実施する。 | |

- ※ 東京DMAT 東京都のDisaster Medical Asistance Team略してDMAT (災害派遣医療チーム)。大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チーム。
- ※ 東京DPAT 東京Disaster Psychiatric Assistance Teamの略。被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネージメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム。
- ※ DHEAT Disaster Health Emergency AssistanceTeamの略。被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所の指揮調整機能の支援のために、災害発生時の健康危機管理に係る指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員を中心として編成する災害時健康危機管理支援チーム。

【医療救護所等】

| 名 称 | 説 明 |
|----------|---------------------------------|
| | 市が、超急性期において災害拠点連携病院の近接地等に設置・運営 |
| 緊急医療救護所 | する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及 |
| | び搬送調整を行う場所である。 |
| 避難所医療救護所 | 市が、市地域防災計画に基づいて、避難所において医療救護活動を |
| | 実施する場所である。 |

3 搬送体制の整備

負傷者を速やかに医療機関に搬送できるよう、各機関は以下の対策を行う。

| 各機関 | 対 策 内 容 | |
|-------|--|--|
| | 1 負傷者の搬送方法を検討する。 | |
| | 市では、 <u>庁用車</u> による搬送を想定しているが、車両が足りない場合に | |
| | 備え、応援要請や新たに車両確保に係る協定を締結するなど、搬送体制 | |
| 市 | を検討する。 | |
| | 2 緊急医療救護所への搬送及び緊急医療救護所から災害拠点病院等へ | |
| | の搬送体制を構築する。 | |
| | 3 医薬品及び医療資器材の搬送体制を検討する。 | |
| | 1 自衛隊、警察災害派遣隊(警察)、緊急消防援助隊(消防)、その他 | |
| | の広域支援・救助部隊等の活動拠点として使用するオープンスペースを | |
| | 国や区市町村及び関係機関等と協議の上、あらかじめ確保する。 | |
| | 2 自衛隊等関係機関と協議の上、自衛隊の大型へリコプターが患者搬送 | |
| | のために離発着できる場所や、艦船が接岸できる場所について、あらか | |
| 都 | じめ候補地を選定する。 | |
| | 3 車両や船舶等を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り | |
| | 組み、さらに搬送手段の拡充を図る。 | |
| | 4 航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)の設置・運営について、体制を | |
| | 整備する。 | |
| | 5 応援保健医療活動チームの参集・待機場所について調整・確保する。 | |
| 切良消吐罗 | 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と協定を締結す | |
| 昭島消防署 | る。 | |

※ 航空搬送拠点臨時医療施設(SCU:エスシーユー)

Staging Care Unit の略で、広域搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するに当たり、長時間の搬送に要する処置等を行う臨時医療施設をいう。

4 防疫体制の整備

災害時においては、ライフラインの寸断やトイレの不足、避難生活の長期化などにより生活環境が悪化し、感染症の発生が想定されるため、各機関は、次の対策を行い、防疫体制を整備する。

| 各機関 | 対 策 内 容 | |
|-------------|-----------------------------------|--|
| 市 | 1 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておく。 | |
| 1 1 | 2 都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。 | |
| | 1 飲み水の安全を確保するため、水の消毒薬や消毒効果を確認するため | |
| | の器材を備蓄する。 | |
| | 2 薬品等が不足した場合に備え、民間薬品会社からの受入・調達計画及 | |
| | び他県市等からの受入・調達計画を策定する。 | |
| | 3 避難所での水の使用の留意点等を周知するためのリーフレット、ハエ | |
| | や蚊の防除方法を示したリーフレットを作成する。 | |
| 都 | 4 避難所の室内環境を調査するための測定器を保健所に配備する。 | |
| | 5 市及び保健所職員を対象に、ねずみ衛生害虫防除に関する講習会を開 | |
| | 催する。 | |
| | 6 被災動物の救護活動について、市や都獣医師会をはじめとした関係団 | |
| | 体等との連携を強化し、動物収容施設の確保も含めた動物救護体制を検 | |
| | 討していく。 | |

第3節 医薬品・医療資器材の確保

災害時には、多数の負傷者の発生が予想され、医薬品等が不足した場合には医療機能の維持に大きな 支障がでることとなる。このため、医薬品及び災害時応急用資器材等を確実に確保するため、各機関は 次の対策を行う。

| 各機関 | 対 策 内 容 | |
|--------|--|--|
| 市 | 1 発災から72時間までに必要な医薬品、医療資器材の確保について、三師会と協議する。 2 市薬剤師会と連携して、災害薬事センター(旧称:医薬品ストックセンター。以下同じ。)を保健福祉センター(あいぽっく)に設置する。センター長となる市災害薬事コーディネーター(旧称:医薬品ストックセンター長。以下同じ。)及び事務局長となる保健福祉部長と、運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議しておく。(卸売販売業者は、原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は市の災害薬事センターへ納品する。) 3 医薬品等の調達方法(卸売販売業者への発注方法等)について、あらかじめ具体的に市薬剤師会及び卸売販売業者などと協議しておく。また、医療器具等を充電できる場所の確保に努める。 | |
| 都 | 発災時に薬品用冷蔵庫の機能を維持するため、非常用電源を整備する。 1 都医療救護班や医療救護所に医薬品等を供給できるよう、災害用救急 医療資器材・単品補充用医薬品を備蓄する。 2 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材の備蓄及び医薬品等を確保する。 3 医薬品集積センターの設置場所の要件や運営方法をあらかじめ関係 機関と協議する。 4 東京DMAT指定病院に災害時医療支援車(東京DMATカー)や医療資器材等を配備する。 | |
| 市薬剤師会 | 災害時の情報連絡体制を整備する。 薬剤師班の編成体制等を整備する。 | |
| 日本赤十字社 | 日赤医療救護班の活動に必要な医薬品、資器材を備蓄する。 | |

【災害薬事センター】

| 名 称 | 所 在 |
|----------|-----------------|
| 保健福祉センター | 177 fp mr 4 7 1 |
| (あいぽっく) | 昭和町4-7-1 |

第4節 遺体の取扱い

行方不明者や死亡者の捜索、遺体の収容、検視<u>(※1)</u>・検案<u>(※2)</u>等の各段階において、市及 び関係機関が相互の役割を理解し、連携して取り組む体制を整備する。

| 各機関 | 対 策 内 容 | |
|-----|--|--|
| 市 | 1 遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。 (1) 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項 (2) 行方不明者の捜索、遺体搬送に関する事項 (3) 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項 (4) 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項 2 遺体収容所は、死者への尊厳や遺族への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努める。 (1) 屋内施設 (2) 避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設 (3) 検視・検案も実施可能な一定の広さを有する施設 (4) 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設なお、指定に当たっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。 | |
| 都 | 1 市が設置する遺体収容所の衛生管理運営等を指導する。2 東京都医師会や日本法医学会等と連携し、検案医の養成研修や死体検 案認定医制度の普及啓発を行う。3 遺体の火葬に関する広域連携体制を構築する。 | |
| | 4 火葬場や近隣県等との連絡訓練等により、連携体制を強化する。 | |

- ※1 検視 検視とは、検察官又は警察官等が、犯罪性の有無を明らかにするため遺体等を調査 することをいうが、本計画においては「警察官が、死因及び身元を明らかにするため、遺体 の外表について観察・記録等すること」を含むものとする。
- ※2 検案 検案とは、監察医(医師)が、死亡原因を調べることをいう。

【遺体収容所予定施設】

| 名 称 | 所 在 |
|--------|-----------|
| みほり体育館 | 美堀町4-20-1 |

2 部

8

第8章 避難者対策

第1節 基本的考え方

災害が発生し、市民の生命、身体等に危険が迫ったときには、状況に応じて市民を安全な場所に避難させる必要がある。そのためには、市民の避難に備え、事前に避難場所や避難所を指定し、避難体制を確保しておかなければならない。本章では、避難体制の整備、避難場所・避難所の指定や安全化対策、避難所の管理運営体制整備に係る取り組みを定める。

1 市の現状

- (1) 避難場所として広域避難場所4か所(約183万人収容)、一時避難場所35か所(約35万5千人収容)を確保している。
- (2) 家屋に被害が発生し、在宅避難ができない場合の避難所として、市内の各小・中・高等学校の体育館、市立会館等39か所、二次避難所(福祉避難所)として4か所を確保している。【約1万7千人収容、学校の教室を利用した場合は約3万1千人収容】
- (3) 平成27年1月、学校避難所運営ガイドライン協議会において作成した「学校避難所運営ガイドラ イン」に基づき、各学校では、「学校避難所運営委員会」を設置し、避難所を運営するための「昭島 市避難所運営マニュアル」を策定しているほか、避難所運営訓練を実施している。
- (4) 避難所が不足する場合に備え、民間施設等と協定を締結している。

2 課題

- (1) 令和4年に公表した「首都直下地震等による東京都の被害想定報告書」の立川断層帯地震における被害想定によると、市では、避難所へ避難する人が最大で約2万5千人となっているが、帰宅困難者約8千7百人を含めた場合、現在確保している避難所スペースでは収容できない可能性があることから、民間施設等とのさらなる協定の締結を推進する必要がある。
- (2) 避難所における安全・安心を確保するとともに、女性・要配慮者等のニーズ、災害関連死対策の 観点等を踏まえた体制の整備について、さらなる検討・整備を推進する必要がある。

第2節 避難体制の整備

1 各機関の役割

市、都及び関係機関は、次の対策を講じる。

| 機関名 | 対 策 内 容 |
|-----|--|
| | 1 地域又は自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、 |
| | 話合いの場を設け、地域の実情を把握するよう努める。 |
| | 2 <u>避難指示等</u> の発令を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ |
| | 地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。 |
| | 3 前1,2については、自主防災組織震災時活動マニュアル作成支援事業等を通じ |
| | て、反映させていく。 |
| | 4 避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を |
| | 講じるため、以下の内容及び方法等について、あらかじめ災害時業務計画に定めて |
| | おく。 |
| | (1) 避難場所の規模及び周辺の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置す |
| | る。 |
| | (2) 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行 |
| | う。 |
| | (3) 傷病者に対し救急医療を施すため、医療救護所及び医師、看護師等を確保す |
| | る。 |
| | (4) 避難場所の衛生保全に努める。 |
| 市 | (5) 避難所における感染症対策等に努める。 |
| | (6) 避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方 |
| | 法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。 |
| | (7) 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円 |
| | 滑に誘導する。 |
| | 5 避難場所や避難所、一時集合場所などの役割、安全な避難方法について、都と連 |
| | 携を図りながら周知する。 |
| | 6 「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月内閣府(防災担当))に基づ |
| | き、避難すべき区域及び判断基準を策定し、 <mark>避難指示等</mark> を適切なタイミングで適当 |
| | な対象地域に発令できるよう努める。 |
| | 7 混乱の発生を防止するために、避難場所に至る前に避難者が一時的に集合して |
| | 集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として、事前に一時集合場所を |
| | 選定する。(資料 <u>8</u> 「 <u>指定緊急</u> 避難場所等一覧表」参照) |
| | 8 都及び昭島消防署と協働して、自主防災組織の協力を得て、避難行動要支援者対 |
| | 策に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。 |
| | 9 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防 |
| | 災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に |
| | 努めるとともに、「避難行動要支援者名簿」の情報を適切に更新する。合わせて、 |

<u>避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画(個別避難計画)の作成を推進する。</u>

- 10 避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成及び活用に当たっては、内閣府が 作成している「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にし、 訓練を踏まえて計画を検証する等、迅速かつ円滑な避難誘導体制の確保に向けて 整備を推進していく。
- 11 福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等の作成を進め、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所への直接避難について 検討する。
- 12 避難行動要支援者名簿や個別避難計画は、災害の発生に備え、避難支援等の実施 に必要な限度で、市地域防災計画の定めるところにより、消防署、警察署、民生委 員、自主防災組織等の避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。 避難行動要支援者名簿や個別避難計画の避難支援等関係者に対する提供に当たっ ては、避難行動要支援者本人の同意が必要であることに留意する。
- 13 高齢者、障害者、外国人等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

また、避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者に対する個別避難計画の策 定や障害特性に応じた避難支援体制の整備を進めるとともに、都及び東京消防庁 と連携した避難行動要支援者に対する震災対策訓練等の実施についても進めてい く。

- 14 高齢者施設や障害者施設等と協定を締結し、災害時に、福祉避難所となる施設や 災害対策業務に従事する福祉職員等の確保に引き続き取り組む。
- 15 都と連携して 65 歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や 18 歳以上の一人暮ら し等の重度身体障害者の安全を確保するため、引き続き緊急時に東京消防庁等に 通報できるシステムの活用を図る。
- 16 避難行動要支援者の安否確認や避難支援については、福祉サービス提供事業所等と連携を図り、適切な対応が確保できるように努める。
- 1 大規模災害等により、自治体の区域を超える広域的な避難が必要となる広域避 難誘導に関する検討を行う。
- 2 市と連携を図りながら、避難場所や避難所、一時集合場所などの役割、要配慮 者についても考慮した安全な避難方法について周知を実施する。
- 3 区市町村が行う避難行動要支援者に対する個別避難計画作成等の取組を支援する。_
- 4 在住外国人のための訓練の実施と外国人旅行者向け対応マニュアルを配布する。
- 5 緊急通報システムの活用を促進する。

都

6 区市町村等と協働して、自主防災組織を中心とした要配慮者に対する震災対策 訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努める。

| 7 都立学校に対する避難計画の作成等を指導する。 |
|---|
| 8 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の自宅療養者等の避難 |
| の確保の観点も踏まえ、区市町村に対し自宅療養者等の情報を提供する。 |
| 1 市等と協働して、自主防災組織の協力を得て、要配慮者に対する防災訓練を実施 |
| するなど、地域の防災行動力の向上に努める。 |
| 2 避難行動要支援者等の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づく |
| りを推進する。 |
| (1) 市等と連携して避難行動要支援者等を近隣で助け合う地域協力体制づくりを |
| 推進する。 |
| (2) 社会福祉施設等の被災に備え、自治会・自主防災組織、近隣事業所及びボラン |
| ティア等による協力体制づくりを推進する。 |
| 3 社会福祉施設と事業所、自治会等との間及び社会福祉施設相互間で災害時応援 |
| 協定を締結するようその促進を図る。 |
| 4 「地震その時 10 のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防 |
| 大防災診断 <u>及び住まいの防火防災診断</u> を通じた被災しない環境づくりについて取 |
| り組む。 |
| |

2 避難判断基準

市は、「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月内閣府(防災担当))に基づき、地震災害等が<u>発生し又は発生するおそれがある</u>地域に対して、<u>避難指示等</u>を発令する。

なお、多摩川洪水時の避難区域、判断基準にあっては、第4部「風水害計画」で定める。

【避難指示等により居住者等がとるべき行動】

| 警戒レベル*1 | 区分 | 居住者等がとるべき行動等 |
|---------|--------|---|
| レベル3 | 高齢者等避難 | ●居住者等が取るべき行動: 危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び 障害のある人等、及びその人の避難を支援する人 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなどの普段の行動 を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングで ある。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、 このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 |
| レベル4 | 避難指示 | ●居住者等が取るべき行動:危険な場所から全員避難・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 |
| レベル 5 | 緊急安全確保 | ●居住者等が取るべき行動:命の危険 直ちに安全確保! ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 |

- ※ 資料 36「警戒レベルと警戒レベル相当情報の一覧表」参照
- 注 突発的な災害の場合、市町村長からの<u>避難指示等</u>の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報 等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

第2部第8章

第3節 避難所・避難場所等の指定と安全化

市、都及び関係機関は、次の対策を講じる。

| 機関名 | 対 策 内 容 |
|-----|--|
| | 1 災害対策基本法第 49 条の 4、及び第 49 条の 7 に基づき、あらかじめ <mark>指定緊</mark> |
| | 急避難場所及び指定避難所を指定する。また、指定避難所は、一般の避難所と二 |
| | <u>次避難所(福祉避難所)に分けて指定する。</u> (資料 <u>8</u> 「 <u>指定緊急</u> 避難場所等一覧 |
| | 表」参照) |
| | 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定した場合は、都に報告するとともに、 |
| | 日頃から市民等への周知徹底に努める。 |
| | 3 ハザードマップの配布などにより、指定緊急避難場所や避難路等の周知に努め |
| | る。また、指定緊急避難場所は災害種別ごとに指定されることや指定緊急避難場 |
| | 所と指定避難所は役割が違うこと、二次避難所(福祉避難所)における受入対象 |
| | 者などについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。 |
| | 4 指定した避難所の所在地等については、昭島警察署、昭島消防署等関係機関に |
| | 連絡するとともに、東京都災害情報システム(DIS)への入力等により、都に報 |
| | 告する。 |
| | 5 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。 |
| | (1) 避難所は、原則として、自治会又は学区を単位として指定する。 |
| | (2) 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等(学校、市立会館等)を |
| | 利用する。 |
| 市 | (3) 避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室 3.3 ㎡当たり 2 人とする。 <u>た</u> |
| | だし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所における新型コロナウ |
| | イルス感染症対策ガイドライン (東京都避難所管理運営の指針別冊)」を参考に |
| | する等、避難所が過密にならないよう努めるものとする。 |
| | (4) 避難所の指定に当たっては、浸水想定も考慮して選定する。 |
| | 6 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等の実施や消防用設備等の |
| | 点検を確実に行う等、安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえ |
| | プライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。 |
| | また、天井や窓ガラスなど、非構造体の落下や飛散防止措置を講じておくこと。 |
| | 7 二次避難所 (福祉避難所)は、耐震性の確保に加えて要配慮者の特性を踏まえ |
| | バリアフリーを備えた建物を利用する。 |
| | 8 二次避難所(福祉避難所)として要配慮者を滞在させることが想定される施設 |
| | にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、ま |
| | た、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる |
| | 体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り |
| | 確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよ |
| | う、多様な情報伝達手段の確保に努める。 |
| | 9 避難所が不足する場合に備え、民間施設等と協定を結ぶなど、避難所の確保に |

| 第 |
|---|
| 2 |
| 部 |
| 第 |
| 8 |
| 章 |

| T | T |
|------------|--|
| | 努める。また、学校の校庭や公園など、屋外に避難所を設置する場合も想定して |
| | おく。 |
| | 10 避難場所・避難道路周辺における避難者の安全を確保するため、昭島消防署と |
| | 連携し、震災時の水利整備基準に基づき当該地域に防火水槽等を整備する。 |
| | 11 避難所への水道供給ルートの耐震化を推進する。 |
| | 12 避難所における応急給水活動として組立式給水タンクを配備する。 |
| | 13 避難所からの排水を受ける管きょの耐震化を推進する。 |
| | 1 発災時における公共施設の基本的な役割を明確化する。 |
| | 2 避難所での避難者と帰宅困難者の受入ルールを検討する。 |
| | 3 市と連携を図りながら、避難場所、避難所等を住民に周知する。 |
| 都 | 4 避難所等における通信環境の確保やトイレ環境の確保について、区市町村を支 |
| | <u>援する。</u> |
| | 5 避難場所隣接地及び避難道路沿いにある高圧ガス施設の安全化を進める。 |
| | 6 避難場所へ安全に避難できるよう道路や道路上の橋梁を整備する。 |
| | 1 避難場所・避難道路周辺における避難者の安全を確保するため、震災時の水利 |
| ᄪᅺᄼᄭᄱᆉᄪ | 整備基準に基づき当該地域に防火水槽等の整備について働きかけている。 |
| 昭島消防署 L | 2 指定されている避難所の防火管理状況及び消防用設備等の維持管理状況につ |
| | いて、確認し、必要に応じて行政指導を行う。 |



第2部第8章

第4節 避難所の管理運営体制の整備等

市、都及び関係機関は、次の対策を講ずる。

| 機関名 | 対 策 内 容 |
|-----|---|
| | 1 「学校避難所運営ガイドライン」(平成 27 年昭島市)に基づく「学校避難所 |
| | 運営マニュアル」については、「避難所管理運営の指針」(都保健医療局)等の改 |
| | 定に合わせて随時見直しを行うとともに、避難所ごとに市、学校、地域住民に |
| | よる「学校避難所運営委員会」を設置し、円滑な避難所運営が行えるよう支援 |
| | していくものとする。 |
| | 2 避難所における貯水槽、仮設トイレ、カーペット、非常用電源、無線機等の通 |
| | 信機器等のほか、空調機器など高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の |
| | 要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備・更新に努める。 |
| | また、避難所における感染症対策に要する資器材等の整備を図る。さらに、テ |
| | レビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する |
| | 機器の整備にも努めるものとする。(備蓄品等については、第9章「物流・備蓄・ |
| | 輸送対策の推進」を参照) |
| | 3 避難所の運営においては、避難所運営本部に女性を配置するなど女性の参画を |
| | 推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女 |
| | 性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による |
| | 配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した |
| | 避難所の運営に努める。 |
| 市 | 4 避難所内で使用する毛布、シーツ等については、状況に応じて、燃えにくい素 |
| | 材のもの(不燃性・難燃性のある製品、防炎品など)を使用するなど、適切な防 |
| | <u>火対策に努める。</u> |
| | <u>5</u> 市内 23 か所の各学校避難所等には簡易備蓄倉庫を設置し、300 人分の食料や生 |
| | 活用品等を備蓄しているが、備蓄品の備蓄量増強や簡易備蓄倉庫の更新など避難 |
| | 所機能の強化を推進していく。 |
| | 6 都に対して、人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝 |
| | 達できるよう、災害時業務計画に定め、体制整備を図る。 |
| | 7 避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る。 |
| | (第2部第 <u>1</u> 章第 <u>7</u> 節「ボランティアとの連携」参照) |
| | 8 障害者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることがで |
| | きるよう、福祉関係団体やボランティア等の協力を得て、情報提供及び情報発信 |
| | <u>体制の整備に努めるものとする。</u> |
| | 9 昭島市獣医師会、都、都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づく |
| | りを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。 |
| | 10 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報 |
| | 交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に |
| | 努めるものとする。 |

| | 11 避難所における女性や子供等に対する性暴力・DV の発生を防止するため、トイ |
|-------------------|---|
| | レ・更衣室等は昼夜問わず安心して使用できるよう照明の増設や注意喚起のため |
| | <u>のポスターの掲載など、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、関係</u> |
| | 機関等と連携の下、被害者への相談体制の構築に努める。 |
| | 12 避難所において障害者や障害特性への理解推進を、ポスターの掲載などを通じ |
| | <u>て努める。</u> |
| | 1 東京ボランティア・市民活動センターとの連携、東京都災害ボランティアセン |
| | ターの設置・運営訓練等を実施する。 |
| | 2 女性・要配慮者等の視点を踏まえた、避難所管理運営指針の改訂や区市町村の |
| | 避難所運営体制整備を支援する。 |
| -12 17 | 3 避難所の衛生管理対策を推進する。 |
| 都 | 4 飼養動物の同行避難等に関する市の受入体制等の整備を支援する。 |
| | 5 市、関係団体と協力した動物救護体制を整備する。 |
| | 6 福祉関係団体の協力によるボランティア派遣体制を確保する。 |
| | 7 避難所に指定されている都立学校における避難所の支援に関する運営計画を |
| | 策定する。 |
| 日赤東京都支部 | 避難所の環境改善に資する資器材を日赤各地区に配備する。 |
| | 1 避難所の防火安全対策を策定し、市に対し、「学校避難所運営マニュアル」に反 |
| | 映するよう働き掛ける。 |
| 昭島消防署 | 2 学校避難所運営委員会の中で、防火担当責任者を指定するように、市に働きか |
| | ける。 |
| | 3 市の地域防災計画に指定されていない避難所の防火安全対策を策定し、市等の |
| | 避難所運営を支援する。 |
| | |

第8章 避難者対策

第5節 車中泊者の発生抑制に向けた取組

| 機関名 | <u>対 策 内 容</u> |
|-----|--|
| | 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発を図る。 |
| | <u>啓発事項</u> |
| | 1 東京都震災対策条例の趣旨(車両による避難の禁止) |
| | 2 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼 |
| 市・都 | 3 緊急輸送道路以外の区市町村道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞す |
| | <u>ると支援が滞る懸念があること</u> |
| | 4 都内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること |
| | 5 過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存 |
| | <u>在しうること</u> |

第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第1節 基本的考え方

災害時には、平常時の市場流通機能が被害を受け、食料・水・毛布等の生活必需品の入手が困難になることが想定される。これらの物資の備蓄は、自助により市民等が平常時から備えておくことが重要であるが、市は、避難者の生命を守るため、食料・水・毛布等の生活必需品を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に避難者へ供給する必要がある。

このことから、市は、都と連携を図りながら、計画的な物資の備蓄と調達・輸送体制についての対策を行う。

1 現状

これまでの備蓄に係る計画は、平成24年の「首都直下地震による東京の被害想定」に基づき、避難所生活が予想される人員を30,000人と定め、市内10か所に備蓄倉庫を設け、食料、生活必需品及び防災機器の備蓄に努めるとともに、市内24か所にある学校避難所には簡易備蓄倉庫を設置し、非常食や救助道具などの備蓄を行ってきた。

食料については、カンパン、クラッカー、アルファ化米、おかゆなど、災害当日の1食分と2日分の計7食分を備蓄している。また、生活必需品としては、毛布、カーペット、下着などを備蓄するとともに、食料品、生活必需品等の物資の調達についてあらかじめ企業と協定を締結し、確保を図ることとしている。

飲料水については、1基40㎡の容量の災害対策用飲料貯水槽を市内8か所(計320㎡)に整備しているほか、市内16か所の小中学校や市の施設には、受水槽兼災害対策用飲料貯水槽(計265.26㎡)を整備している。

また、<u>稼働中の3か所の配水場では、最大28,620㎡の水が貯水可能であり、最大可能</u>貯水総量は、 29,205.26㎡となる。この水量は、市民約114,000人に一人1日30の給水を行った場合、約3か月分に相当する。

物資の輸送体制については、市が所有している車両を使用するほか、輸送車両が不足する場合に 備え、緊急輸送業務に係る協定を締結している。

2 課題

(1) 想定される避難所への避難者数

この計画で想定している立川断層帯地震における避難所<mark>避難</mark>者は、次のとおりである。 避難所避難者数の推移

| 1日目 | 2月目 | 3月目 | 4日目~1週間後 | 1か月後 |
|---------|---------|---------|----------|---------------|
| 21,027人 | 22,337人 | 23,646人 | 24,956人 | <u>7,225人</u> |

避難所避難者数の最大は、4日目以降の24,956人と想定されている。

都地域防災計画では、市は都と連携して、分散備蓄等により発災後3日間の備蓄の確保に努めるものとし、必要備蓄量の算出に当たっては、発災から3日目までの最大避難所避難者数(一定数の避難所外避難者を含む。)等を基準としている。

第2部 災害予防計画

第9章 物流・備蓄対策の推進

市では、食料の備蓄について3日分の食料を備蓄する必要がある。

(2) 食料及び生活必需品等の備蓄

<u>被害の程度によっては、物資の途絶等により</u>、現在の備蓄量では食料等が不足するおそれがある。

また、<u>現在、</u>高齢者や病人に配慮し、おかゆを備蓄しているが、避難者の多様なニーズに応えるためには、<u>高齢者など要配慮者及び女性の視点、食事制限のある方や子供等に</u>配慮をした食料・生活必需品を確保する必要がある。

飲料水については、貯水総量としては、十分な量を有しているが、<u>地震により水道施設が被害を受けた場合、一刻も早く通常の給水を再開するために被害箇所を復旧するとともに、復旧する</u>までの間、応急給水により必要な飲料水等を確保する必要がある。

(3) 備蓄倉庫及び輸送体制の整備

<u>食料や生活必需品などの備蓄物資が増加した場合の保管場所の確保や、</u>物資不足時の輸送や受入れ体制の整備が必要である。

第2節 食料及び生活必需品等の確保

食料及び生活必需品等の備蓄にあたっては、応急食料の備蓄目標を定めこれに基づく備蓄計画を策定するとともに、食生活の多様化や高齢者等に配慮した食料備蓄の整備、女性の視点から見た生活必需品の選定など、きめ細かな備蓄計画に努める。

市及び都の対策内容は、次のとおりとする。

| 機関名 | 対 策 内 容 |
|-----|--|
| 機関名 | 1 市民(自助)、東京都帰宅困難者対策条例(平成24年東京都条例第17号)に基づく事業者による最低3日分の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄の必要性について普及啓発を行う。 2 都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の物資の確保に努める。 3 必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定(立川断層帯地震)における市の発災から3日目までの最大避難所避難者数(一定数の避難所外避難者を含む。)等を基準とする。 4 備蓄量が不足することを想定し、食料や生活必需品等の調達に関する協定を締結するなど、調達体制を確保する。 5 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資の登録に努める。 6 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子供など様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。 7 物資の確保に当たっては、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、 |
| | 夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。 8 被災者の中でも、交通及びライフラインの途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。 9 乳児用液体ミルク及び調製粉乳の備蓄について、市は災害発生後の最初の3日分を備蓄する。 10 普通の食事を摂取するのが困難な要配慮者(摂食嚥下困難者、疾病による食事制限がある者、食物アレルギーを持つ者、乳児、妊産婦等)に対し、必要なエネルギ |
| | 一及び栄養量を確保するために必要な食料の備蓄又は協定締結による調達体制を整備する。 11 市は、上記事項に留意し、必要物資の具体的な備蓄計画を作成する。 (資料 <u>9</u> 「備蓄物資一覧」参照) |
| 都 | 1 都民、事業者による備蓄を促進するため、平常時から飲料水、食料、生活必需品 を備蓄するよう、ホームページ等を通じて、都民に対する普及啓発を行う。 2 帰宅困難者の発生を抑制するための備蓄等を促す東京都帰宅困難者対策条例(平 |

第9章 物流・備蓄対策の推進

成24年東京都条例第17号)等により、事業者による備蓄を促進する。

- 3 物資の調達体制を拡充するため、全国規模のネットワークをもつ物販事業者(小売事業者等)等にあらかじめ協力を依頼する。
- 4 ブルーシートや土のう袋に加え、避難所での生活環境の改善や感染症対策に有効な簡易ベッドや屋内テントを都としても備蓄をする。

なお、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資の登録をする。

- 5 災害時においても円滑な物資調達が行えるよう、物販事業者と連携した訓練等を 通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保を図る。
- <u>6</u> 都市開発の機を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、防災備蓄倉庫の整備 を促進する。
- <u>7</u> 市が被災により物資調達不能となった場合に、市に対し、要請を待たずに迅速な 支援(プッシュ型支援)ができるよう、あらかじめ必要な品目を備蓄するなど支援 体制を整える。
- 8 市の避難所やその近隣に、物資を分散して備蓄することにより、発災時において 避難者に迅速に物資を提供できるよう、市と連携して、分散備蓄等により発災後3 日分の備蓄を確保し、その継続に努める。
- 9 備蓄物資の不足に備えて、物資の調達体制を整備する。
- 10 多様なニーズに対応できるよう、備蓄・調達品目及び数量等について検証する。
- 11 主食については、クラッカー、アルファ化米、即席めんのほか、お粥やアレルギー対応食、調製粉乳など、要配慮者のニーズに対応した食品を確保する。
- 12 被災乳幼児(2歳未満)用として必要な調製粉乳は、都及び市で確保する。災害発生後の最初の3日分は市で対応し、都は広域的見地から市を補完するため、以後の4日分を備蓄する。
- 13 民間事業者と締結した「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」に基づき、災害発生時には、乳児用液体ミルクを緊急に調達し提供する。また今後、乳幼児用液体ミルクの災害時の備蓄についても検討する。
- 14 子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。
- 15 生活必需品等については、毛布、敷物、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、ストーマ装具などを確保する。
- 16 米穀、漬物、つくだ煮等の副食品や調味料の調達について、業界等にあらかじめ協力を依頼する。
- <u>17</u> 生鮮食料品の調達について、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者にあらかじめ協力を依頼する。

第3節 飲料水及び生活用水の確保

震災時等においては、配水管の破損等による一時的な断水は避けられないものと想定されるが、復 旧には人員確保の困難性や道路交通の不能などから早期の対応は困難と考えられる。このため、市は、 応急給水ができる施設を整備するとともに、市民への給水体制を確保する。

1 給水拠点の整備

市(水道部)は、応急的な給水を行うため、次の給水拠点を整備している。

(1) 配水場

| 名 称 | 所 在 | 施設 | 有効容量 | 給水方法 | 取水量(1日) |
|-------|-------------|-----|------------------------|---------|------------------|
| 東部配水場 | 朝日町4-23-28 | 配水池 | 5, 200 m ³ | 配水ポンプ使用 | <u>4, 740</u> m³ |
| 中央配水場 | つつじが丘3-1-20 | 配水池 | 15, 000 m ³ | 配水ポンプ使用 | _ |
| 西部配水場 | 緑町2-17-16 | 配水池 | 8, 420 m³ | 配水ポンプ使用 | <u>5, 810</u> m³ |
| 北部配水場 | もくせいの社2-2-4 | 配水池 | 3, 100 m ³ | 配水ポンプ使用 | _ |

※ 北部配水場は未稼働

※ 東部・中央・西部配水場は、自家用発電設備により停電時においても応急給水が可能である。

(2) 災害対策用飲料貯水槽

市では、1基40㎡容量の災害対策用飲料貯水槽を市内8か所に整備し、災害時の応急給水に備えている。

| 設 置 場 所 | 住 所 |
|--------------|---------|
| 昭和公園内 | 東町5-11 |
| 中神公園内 | 朝日町3-10 |
| 拝島第三小学校内 | 松原町3-12 |
| 富士見丘小学校内 | 福島町902 |
| 美ノ宮公園内 | 武蔵野2-4 |
| みほり広場内 | 美堀町3-2 |
| 上ノ台公園内 | 大神町2-4 |
| エコパーク内 (地下式) | 美堀町3-16 |

(3) 受水槽兼災害対策用飲料貯水槽

市では、避難所である市立小・中学校や市の施設の受水槽施設を改良し、受水槽兼災害対策用 飲料貯水槽として整備し、避難所の応急給水を確保している。

| 設置場所 | 住 所 | 容量 (m³) | 設置場所 | 住 所 | 容量 (m³) |
|---------|------------|---------------|----------|-------------|---------------|
| 東小学校 | 東町2-2-18 | 8.76 | アキシマエンシス | つつじが丘3-3-15 | 20.00 |
| 玉川小学校 | 福島町2-8-1 | 16.80 | つつじが丘小学校 | つつじが丘2-1-30 | <u>30. 00</u> |
| 成隣小学校 | 大神町4-4-1 | <u>10.00</u> | 清泉中学校 | 宮沢町1-9-1 | <u>18. 00</u> |
| 拝島第一小学校 | 拝島町1-14-14 | <u>15. 00</u> | 拝島中学校 | 緑町2-2-12 | <u>10. 00</u> |
| 拝島第二小学校 | 拝島町3927-2 | <u>15. 00</u> | 多摩辺中学校 | 拝島町4-6-30 | 16. 30 |

第2部 災害予防計画

第9章 物流・備蓄対策の推進

| 中神小学校 | 朝日町5-8-5 | <u>18. 00</u> | 瑞雲中学校 | つつじが丘2-2-6 | 22. 00 |
|-------|-----------|---------------|-------|------------|---------------|
| 光華小学校 | 昭和町4-5-13 | 13.00 | 昭和中学校 | 東町2-6-22 | <u>20. 00</u> |
| 田中小学校 | 田中町3-4-1 | 10.00 | 福島中学校 | 福島町3-20-1 | 22. 40 |
| 亜軽 | | 265. 26 | | | |

(4) 給水機器

市(水道部)では、応急給水資器材として、次の資器材を整備している。

| 資 器 材 | 数 | 量 |
|----------------------------------|-----|-----------|
| 給水タンク (1 t) | | 2 |
| 給水タンク(0.8 t) | | 1 |
| SUS製緊急用仮設水槽(2 t) | | 1 |
| 風船式水槽 (1 m³) | | 19 |
| ポリ容器(100) | | 60 |
| ポリ容器 (5ℓ) | | 20 3 |
| エンジン付ポンプ (φ 80mm 1 m³/分) | | 3 |
| 発電機(100V 4.0KVA・ <u>5.5KVA</u>) | | <u>各1</u> |
| 非常用飲料水包装機 (自家発) | | 2 |
| 非常用飲料水袋 (60) | 12, | 000 |
| 給水栓スタンド (φ13mm×4口) | | <u>16</u> |
| <u>給水栓接続ホース</u> | | <u>18</u> |

市は、今後、避難所における給水対策のさらなる充実を図るために、「組立式給水タンク (1

<u>t)」を整備する。</u>

2 飲料水の供給に係る協定

市は、飲料水の供給に備え、市内事業者と災害時における飲料水等に関する協定を締結し、調達体制を図る。

3 応急給水計画(水道部)

市は、以下の事項に留意し、あらかじめ応急給水計画を定める。

- (1) 応急給水は、生命維持に必要な最小限度の飲料水として、1日1人あたり30を基準とし確保する。
- (2) <u>避難所等において、学校避難所運営委員や</u>自主防災組織等が<u>応急給水活動</u>をできるよう考慮する。
- (3) 給水拠点から遠い地域への対応を図るため、多様な給水方法の確保に努める。

4 生活用水の確保

生活用水については、プールの水、事業所や個人が所有している井戸水を活用することが有効である。このため、市は、災害時に水を供給することが可能な市内の井戸を対象に水質検査を実施し、 実態を把握するとともに、災害時に近隣の市民が利用できる方法と情報の周知について検討を行う。

5 市民、事業所等による水の確保

市民、事業所等は、震災時に備え、一人1日あたり30の飲料を3日分備蓄するよう努める。また、平素から水の汲み置き等により生活用水の確保にも努める。

第4節 備蓄倉庫及び物資拠点の整備

市及び都は、大量の備蓄品を備蓄するための備蓄倉庫と備蓄品が不足した場合の救援物資等の仕分け・一時保管機能を持つ場所として、輸送拠点を確保しておく必要がある。

市及び都の対策内容は次のとおりである。

| 機関名 | 対 策 内 容 |
|-----|--|
| 市 | 1 備蓄倉庫の確保及び平常時における管理運営を行う。 2 備蓄(都の事前寄託分を含む。)する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法について定めておく。(経済班) 3 市が避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を選定し、都保健医療局に報告する。 4 市は、救援物資等の受入れ及び配送について事業所と協定を締結している。市の要請に基づき、事業所等に物資集積・搬送拠点を設置する。 5 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、物資拠点の登録に努めるものとする。 |
| 都 | 国や他道府県等からの支援物資を円滑に受け入れるため、あらかじめ受援体制を整える。 迅速かつ的確に物資を輸送するため、都備蓄倉庫を配置する。 都の備蓄物資を管理する。 都備蓄倉庫及びトラックターミナルの効率的な運営体制を構築する。 |

【市の災害対策用備蓄倉庫】

| 備蓄倉庫 | 所 在 地 | 延床面積(m²) |
|------------|----------------|----------|
| 朝日備蓄倉庫 | 朝日町4-23-12 | 70 |
| 田中備蓄倉庫 | 田中町 3 - 1 - 19 | 99 |
| 武蔵野備蓄倉庫 | 武蔵野 2-18-3 | 69 |
| 福島備蓄倉庫 | 福島町 3 -15- 4 | 194 |
| 美堀備蓄倉庫 | 拝島町3927-9 | 144 |
| 中神備蓄倉庫 | 中神町1256 | 133 |
| 玉川備蓄倉庫 | 福島町2-8-1 | 215 |
| もくせいの杜備蓄倉庫 | もくせいの杜二丁目2番56号 | 217 |
| 拝島駅前備蓄倉庫 | 松原町五丁目2番26号 | 121 |

第2部 災害予防計画

第9章 物流・備蓄対策の推進

| 東中神駅前備蓄倉庫 | 福島町998番地 | 135 |
|-----------|----------|-----|
|-----------|----------|-----|

| 簡易備蓄倉庫 | 各学校避難所等及びアキシマエンシスの敷地内 | 24か所 |
|--------|-----------------------|------|
|--------|-----------------------|------|

【市の災害対策用防災倉庫】

| 防災倉庫 | 所 在 地 | 延床面積(m²) |
|-----------------------|-------------|----------|
| 本庁舎地下倉庫 | 田中町1-17-1 | 43 |
| エコパーク防災倉庫 | 美堀町3-16 | 96 |
| 昭和分室地下倉庫 | 昭和町1-6-11 | 30 |
| 昭島市民球場防災倉庫 | 東町 5 -12 | 43 |
| 美堀町二丁目資器材倉庫 | 美堀町2-17 | 10 |
| アキシマエンシス防災倉庫 | つつじが丘3-3-15 | 81 |
| 松原町コミュニティ センター防災倉庫 | 松原町1-3-10 | 9 |

【民間施設との協定に基づく備蓄倉庫】

| 施設名 | 所在地 | 延床面積(m²) |
|-----------------------|-------------------|-------------|
| 特別養護老人ホーム ハピネス昭和の森 | 拝島町4036—14 | 21.9 |
| 児童発達プラザホエール | <u>つつじが丘3-3-1</u> | <u>5. 5</u> |

備蓄倉庫等については、今後、備蓄量を増加していく必要があることから、既存備蓄倉庫のスペースの効率化を図るとともに、新たに備蓄倉庫を設置するなど、備蓄スペースの確保を行う。

【輸送拠点】

| 昭島市総合スポーツセンター | 東町 5 -13-1 |
|---------------|------------|
|---------------|------------|

第5節 輸送体制の整備と輸送車両の確保

災害時における円滑な物資の搬送や車両調達が行えるよう、関係機関が連携して対応を図っていく 必要がある。

各機関の対策内容は、次のとおりである。

| 機関名 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| | 1 市の備蓄物資が不足する場合、都備蓄物資の放出要請や市が協定を締結している |
| | 企業等から物資の供給を受けることとなる。円滑な調達ができるよう、輸送体制や |
| | 輸送車両等を確保する。燃料については、「災害時における応急燃料供給業務等に |
| 市 | 関する協定」により確保する。 |
| | 2 都備蓄物資は、都が市の地域内輸送拠点まで輸送する。また、市が協定を締結し |
| | ている事業所等からの支援物資等については、協定で市が指定した場所まで搬送さ |
| | れることとなっているが、状況により、市が受取りに行く場合も想定しておく。 |
| | 1 東京都災害情報システム (DIS) を活用した情報連絡体制を整備する。 |
| 都 | 2 物資輸送に関する訓練を実施する。 |
| 有l) | 3 物資の輸送のため必要となる車両について、車両の事前届出を行う。 |
| | 4 石油連盟及び東京都石油商業組合等と協定を締結し、燃料を確保する。 |
| 四自数宏思 | 昭島警察署パートナーシップ協定企業との連絡体制を強化し、重機、燃料等の協 |
| 昭島警察署 | 定を締結している。 |
| 四自沙吐黑 | 1 緊急通行車両 (所管関係車両) 等を確認する。 |
| 昭島消防署 | 2 独自に調達計画を立てる。 |

第10章 放射性物質対策

第1節 基本的考え方

都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても原子力災害対策重点区域 に都の地域は含まれていない。このことから、国内の原子力施設において、原子力緊急事態が発生し た場合において、都は、都民の避難等の対応を迫られるものではない。

しかし、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約220km 離れている東京においても、様々な影響を受けた。この経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、市民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするような対策を取る必要がある。

本章では、放射性物質対策について、市の初動態勢と市民の不安の払拭と安全の確保を図るため、 迅速・的確な情報提供等について示す。

1 現状

市は、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の飛散に対処するため、 平成23年7月と8月の2か月にわたり市内にある保育園・幼稚園、小・中学校など65施設の空間放 射線量測定を実施した。平成23年9月からは、市内中央に位置する光華小学校を、定点測定地点と して固定し、それ以外の測定は、昭島市を2kmメッシュで分割し、そのブロックの中の1か所(計 6地点)を、施設を替えながら、ひと月に一度測定を実施している。

さらに、平成24年6月より、市役所西側広場において、地上からの高さ1メートルの測定値を毎日測定し公開している。

測定結果については、いずれの測定値においても、国際放射線防護委員会(ICRP)が2007年に出した勧告の、年間積算放射線量1ミリシーベルトを超える数値(毎時0.23マイクロシーベルト以上)以下であり、ホームページで公表している。

2 課題

(1) より円滑に対応できる体制の構築

福島第一原子力発電所事故への対応の経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、より円滑に対応できる体制の構築が必要である。

(2) 市民への情報提供策の構築

科学的・客観的根拠に基づく正確な情報の提供、農林水産物の安全性の確保、出荷制限等に関する情報の提供、問合せに対応する窓口の整備など、都民への情報提供策を講じることが必要である。

第2節 情報伝達体制の整備

都は今後、都内において原子力災害による放射性物質等の影響が懸念される事態が発生した場合に 備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する。

市は、都の体制を踏まえ、情報伝達体制を整備していく。

第3節 市民への情報提供等

都、国、市との役割分担を明確にした上で、必要な情報提供体制を整備する。

| 機関名 | 対 策 内 容 |
|-----|--|
| 市 | 1 市民に対し放射性物質及び放射線の特性や放射線による健康への影響などに関する知識の普及と啓発を図る。 2 教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。 |
| 都 | 1 都は、国、所在道府県及び原子力事業者と協力して、周辺住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施する。 |
| | 3 教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。 |

第11章 市民生活の早期再建対策

第1節 基本的考え方

震災後に市の都市機能を再生するためには、被災した市民の生活再建を早期に復旧させることが重要である。そのためには、罹災証明書の発行、応急仮設住宅の供給、災害用トイレ及びし尿処理体制、 災害廃棄物処理などの対策を進めていく必要がある。本章では、これらの対策について定める。

1 現状

(1) 生活再建対策

罹災証明の発行については、これまでの計画では昭島消防署と連携し、発行することとしていたが、手作業での発行となり、震災時における同時に多数発生する証明業務が遅延する可能性が高い。このことから、市は平成24年度から、被災者生活再建支援システムを導入している。

(2) 災害用トイレの備蓄

災害用トイレについては、避難者75人/1基を目安に備蓄している。

- ・仮設トイレ 72基、マンホール型トイレ328基 計400基
- ・携帯用トイレ 21,400個

また、し尿収集車は、委託業者所有車両が2台配置されている。

2 課題

本計画の想定地震である立川断層帯地震の被害想定では、<u>「首都直下地震等による東京の被害</u><u>害想定報告書(令和4年5月)」によると、</u>建物被害は、全壊建物が<u>1,669</u>棟、半壊建物<u>2,299</u>棟、火災による建物焼失(倒壊建物含まず)<u>2,837</u>棟、<u>災害廃棄物の推定発生量56万トン</u>、避難所<u>避難</u>者は、<u>24,956</u>人、断水率が<u>47.4</u>%、下水道管きょ被害率が<u>5.1</u>%となっており、大きな被害が想定され、以下の課題がある。

(1) 生活再建対策

罹災証明は、被災後の全ての生活再建支援の手続の基礎となるものであり、迅速に発行する必要がある。また、罹災証明の発行対象となる家屋は、約<u>6</u>,800棟と想定されるため、建物被害認定を早急に実施する体制整備が必要である。市は、被災者生活再建支援システムを導入しており、災害時に円滑に活用できるよう、システムの習熟が必要である。

また、被災者に対する義援金については、被害状況等を踏まえた配分方針の決定を迅速に行う必要がある。

(2) 災害用トイレの確保等

発災時には、47.4%の上水道の被害と、5.1%の下水道の被害が想定されている。上下水道の復旧(特に下水道の復旧)までの間、被災後のトイレ機能の確保に向けた手続きを講じる必要がある。

また、避難所生活が想定される人数<u>を考慮し</u>、備蓄量と備蓄計画の見直しを図る必要がある。 過去の災害における確保数や、安全性、衛生・快適性、女性・要配慮者等の多様な視点を考慮 (内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」参照) すると、災害発生当初は、避

第2部 災害予防計画

第11章 市民生活の早期再建対策

難者約50人当たり1基、その後、避難が長期化する場合には、約20人当たり1基の災害用トイレ を確保する必要がある。トイレの個数については、施設のトイレの個室(洋式便器で携帯トイレ を使用)と災害用トイレを合わせた数として算出することから、各避難所に指定されている施設 では、洋式トイレの設置をさらに推進する必要がある。

(3) 災害廃棄物処理対策

最大で<u>56</u>万トンが発生する<u>災害廃棄物</u>を処理するためには、一時的な集積場所や最終処分場を 検討する必要がある。

また、一般廃棄物焼却施設が再稼動するためには、<u>電気等のライフライン</u>の復旧が必要である。 それまでの間に避難所等から発生するごみについても、一時的に集積する場所が必要となる。

第2節 生活再建の事前準備

市及び関係機関は、罹災証明発行手続のシステム化や、迅速な生活復旧体制の確保を図る。

1 罹災証明の発行

| 機関名 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| | 1 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害において、罹災証明の発行手続を実 |
| | 施する。 |
| | 2 都が作成するガイドラインに基づき、現況の住家被害認定調査手法や、罹災証明 |
| | の発行、被災者台帳の作成体制を把握し、必要に応じて調査員不足が想定されるマ |
| 市 | ンパワーや各種情報連携に必要なシステム化を検証する。(導入した被災者生活再 |
| | 建支援システムの習熟を図る。) |
| | 3 調査手法や罹災証明事務手続に関する訓練、職員研修を実施する。 |
| | 4 昭島消防署との協定締結や事前協議による罹災証明発行に係る火災被害の情報共 |
| | 有等、連携体制を確立する。 |
| | 1 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドラ |
| | イン」の実効性の向上及び継続的な見直しを実施する。 |
| | 2 被災者生活再建支援業務に係るシステムのうち、都内区市町村が導入しやすい環 |
| | 境整備として構築した「被災者生活再建支援システム共同利用版」に関する調整及 |
| | <u>び合意形成を図る。</u> |
| 都 | 3 罹災証明の発行根拠となる、災害に係る住家被害認定調査 <mark>や罹災証明書の発行体</mark> |
| | <u>制等に関する研修及び訓練</u> を実施する。 |
| | 4 区市町村と都が協働で設立した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」 |
| | において、災害に係る住家被害認定調査、罹災証明発行、被災者台帳の作成まで一 |
| | 貫した実施体制を検討する。 |
| | 5 市の応援要員の確保を検討する。 |
| | 1 火災による被害状況調査体制の充実を図る。 |
| 昭島消防署 | 2 市との協定締結や事前協議による罹災証明発行に係る <u>火災被害の情報共有等、</u> 連 |
| | 携体制を確立する。 |

2 義援金の配分事務

| 機関名 | 対 策 内 容 |
|-----|---|
| 市 | 義援金の募集・配分について、あらかじめ必要な手続を明確にする。 |
| 都 | 1 義援金配分委員会の委員は必要な時期に迅速に開催できるようあらかじめ、都、区市町村、日本赤十字社ほかその他関係機関の中から選任しておく。2 義援金の募集・配分について、必要な手続きを明確にする。3 義援金に関する寄付控除(国税及び地方税)等の取扱いの確認をする。 |

3 建設型応急住宅に関する計画の策定

| 機 関 名 | <u>対 策 内 容</u> | | | | |
|----------|--|--|--|--|--|
| 市 | あらかじめ次の点を考慮の上、建設候補地を決定する。 1 接道及び用地の整備状況 2 ライフラインの状況(埋設配管) 3 避難場所などの利用の有無 | | | | |
| <u>都</u> | 1 建設候補地について、年1回区市町村から報告を求める。 2 建設候補地の状況に基づき、建設型応急住宅の配置計画を検討する。 3 規模に対応したコミュニティ施設等の設置を検討する。 | | | | |

4 被災者支援

| 機 関 名 | <u>対 策 内 容</u> |
|-------|--|
| 市 | 災害ケースマネージメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が 連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支 援の仕組みの整備等に努めるものとする。 |

第3節 し尿処理等

市は、ライフラインの被災により、通常のし尿処理が困難となった場合を想定し、災害用トイレを確保するとともに、市が各避難所や避難場所等から収集したし尿の処理体制を確保する。<u>災害用トイレの確保は、災害発生当初は、避難者約50人当たり1基、その後、避難が長期化する場合には、約20人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。トイレの個数については、内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」に基づき、施設のトイレの個室(洋式便器で携帯トイレを使用)と災害用トイレを合わせた数として算出する。併せて、安全性、衛生・快適性、女性・要配慮者等の多様な視点を考慮する。</u>

| 機関名 | 対 策 内 容 | | | | | |
|------|---|--|--|--|--|--|
| 機関る | 1 災害用トイレの確保 (1) 避難者50人あたり1基 <u>(避難が長期化した場合には約20人に1基)</u> の災害用トイレの確保に努める。 想定避難所 <u>避難</u> 者 24,956人 必要な災害用トイレ数 500基 (2) 仮設トイレ以外の携帯トイレや簡易トイレ等も確保する。 (3) 要配慮者用トイレ(洋式トイレ等)の備蓄に配慮する。 (4) 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保する。 (5) 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。 2 し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等を確保する。 3 避難所等の給排水設備の耐震化を確保するとともに、避難所毎の避難者数に応じた生活用水を確保する。 4 トイレの設置ができるマンホールの設置拡大を行う。 5 「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」に基づ | | | | | |
| | き都下水道局が管理する多摩川上流水再生センターへの収集・運搬体制の確保等を 行う。 6 仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関 する知識の普及啓発に努める。 | | | | | |
| 都 | 1 区市町村と連携し、災害用トイレの需要と供給や、災害関連死対策の観点、女性・要配慮者等の視点を踏まえた総合的なトイレ対策を推進する。 2 区市町村の対応のみでは困難となった場合に備え、し尿収集車の確保に関する区市町村と関連事業者との協定等の締結を推進する。 3 し尿の収集・運搬に関する広域的な調整を円滑に実施する。 | | | | | |
| NIV. | 4 避難所となる公立学校のトイレの洋式化やマンホールトイレ等の災害用トイレ整 備を行う区市町村を支援する。 | | | | | |
| 事業所 | 1 当面の目標として、最低3日分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄する。 | | | | | |
| 家 庭 | 2 水の汲み置き等により生活用水を確保する。 | | | | | |

第4節 ごみ処理

大量に発生するごみの処理は、市を実施主体として、必要に応じて都が支援して収集・運搬機材等 を確保し、迅速な処理体制を整備する。

| 機関名 | 対 策 内 容 | | | | |
|-----|--|--|--|--|--|
| | 1 事前に災害発生時の <mark>災害廃棄物処理計画</mark> を策定する。 | | | | |
| | 2 ごみ処理に関する窓口を設置する。 | | | | |
| 市 | 3 市内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が | | | | |
| | 想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、 <mark>確保</mark> する。 | | | | |
| 11, | 【収集運搬車両】 | | | | |
| | 4 t 塵芥収集車 2 台 2 t 塵芥収集車 30台 深ダンプ収集車 9 台 | | | | |
| | (委託業者車両数を含む) | | | | |
| | 1 区市町村を通して、都内全域のごみ処理体制を把握する。 | | | | |
| 都 | 2 市の応援要請に迅速に対応するため、都内のごみ収集・運搬機材等や廃棄物処理 | | | | |
| | 施設の現況を把握、機材の確保や処理体制の協力体制を構築する。 | | | | |
| | 3 都の対策全般を総括し、広域的なごみ処理体制について連携体制の構築を推進す | | | | |
| | る。 | | | | |

第5節 災害廃棄物処理

大量に発生する<u>災害廃棄物</u>の処理は、市を実施主体として、必要に応じて都が支援して<u>仮置場</u>や最終処分場を確保し、迅速な処理体制を整備する。

| 機関名 | 対 策 内 容 |
|-----|---|
| 市 | 1 事前に <u>災害廃棄物処理計画を策定するとともに都の動向等を踏まえ随時修正する。</u> 2 あらかじめ、 <u>仮置場</u> 候補地を指定する。 3 市内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証し、 <u>災害廃棄物</u> 処理計画を策定する。 |
| 都 | 1 区市町村を通して、都内全域の <u>災害廃棄物</u> 処理体制を把握する。 2 関係局と協議し「東京都震災 <u>災害廃棄物</u> 処理マニュアル」を <u>策定</u> する。 3 市の応援要請に迅速に対応するため、 <mark>関係機関と連携し、</mark> 都内の収集機材や中間 処理施設の現況を把握し、機材の確保や処理体制の協力体制を構築する。 4 都の対策全般を総括し、広域的な <u>災害廃棄物</u> 処理体制について連携体制の構築を 推進する。 |

第6節 災害救助法等

1 災害救助法の適用

| 機関名 | 対 策 内 容 |
|-----|--|
| 市 | 市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときはその旨を知事に直ちに報告しなければならないため、職員は、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。 |
| 都 | 災害救助法による救助の程度・方法及び期間等の基準に関して、区市町村に周知を 徹底する。 |

(1) 災害救助法の適用基準

ア 災害が発生した段階の適用

災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用基準は災害救助法施行令(昭和22年政令第225号) 第1条に定めるところによるが、都においては、次のいずれか一つに該当する場合、災害救助 法を適用する。

- (ア) 区市町村の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第1に 定める数以上であること。
- (1) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が 災害救助法施行令別表第2に定める数以上あって、区市町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第3に定める数以上であること。
- (ウ) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第4に定める数以上の場合 又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難と する特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (エ) 多数の者が生命または身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

イ 災害が発生するおそれ段階の適用

災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が 設置され、都が当該本部の所管区域として告示されたときに、都の区域内において災害により 被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用する。

(2) 減失世帯の算定基準

ア 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷 した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することが できない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定

(ア) 住家が滅失したもの(「全壊、全焼又は流出」という。)

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

(イ) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの(「半壊又は半焼」という。)

住家の損壊または焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、 又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の 損害割合が20%以上50%未満のもの。

このうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。

(ウ) 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの(「準半壊」という。)

損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素 の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満 のもの。

- (エ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
- (t) 上記(ア)及び(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、 又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
- ウ 世帯及び住家の単位

世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

住家とは、現実に<u>その建物を居住のために使用している者がいる</u>建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

2 激甚災害法の適用

| | |
|-----|--|
| 機関名 | 対 策 内 容 |
| | 市長は、大規模災害が発生した場合は、知事に速やかにその被害の状況及びとられ |
| 市 | た措置等を報告しなければならないことから、職員は、激甚災害指定手続き等に関し |
| | て十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。 |
| | 1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150 |
| | 号)(以下「激甚災害法」という。)に定める事業に関して、関係各局に周知を徹底 |
| 都 | する。 |
| | 2 激甚災害法に定める事業や指定手続、必要となる報告事項等を事前に十分に理解 |
| | し、迅速に対応できる体制を整備する。 |

(1) 激甚災害法の指定基準

ア 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う 必要がある事業の種類別に基準を定めている。(資料23「激甚災害指定基準」参照)

- イ 局地激甚災害指定基準
 - (ア) 災害を市町村段階の被害の規模で捉え、激甚災害として指定すること等の基準は、昭和43年11月22日の中央防災会議にて定められた。(資料24「局地激甚災害指定基準」参照)
 - (イ) 局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係るものについては災害査定に

よって決定した災害復旧事業費が指標とされている。

※ 激甚災害(激甚災害制度)

<u>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)に基づき、一</u>般の災害復旧事業補助や災害復旧貸付等の支援措置に加えて特別に設けられる補助制度をいう。

第 12 章 要配慮者対策

第1節 基本的考え方

超高齢社会を迎え、高齢者や障害者などの要配慮者も増加を続けている。過去の震災において経験した要配慮者の安否確認、避難支援、避難後の生活などに関する課題を解決するため、内閣府は「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を平成25年8月に作成し、さらに近年の災害状況等を踏まえ、令和3年5月に改訂した。都においても要配慮者に係る指針を改訂した。

この章では、これらの指針の見直しなどを踏まえ、要配慮者の支援対策を定める。

1 現状と課題

市では、平成30年から、国や都の指針を踏まえた要配慮者対策を進めている。これは、災害発生時などに自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する避難行動要支援者(災害対策基本法第49条の10第1項の避難行動要支援者をいう。以下同じ。)の情報を避難行動要支援者名簿(災害対策基本法第49条の10第1項の避難行動要支援者名簿という。以下同じ。)として取りまとめ、本人の同意を得る中で、あらかじめ市や避難支援等関係者(災害対策基本法第49条の11第2項の避難支援等関係者をいう。以下同じ。)で共有し、災害発生時等には、市と連携し、避難支援等関係者が、それぞれの方法で安否確認や避難支援などを行うものである。

避難支援対策においては、災害の発生に備え、平常時より避難支援等関係者に対して名簿情報を事前提供することについて、避難行動要支援者の理解を得ることや、幅広い避難支援等関係者の確保などが課題となっている。

本計画の被害想定では、死者の半数が要配慮者と想定されていることから、引き続き、避難支援等 関係者の拡充や名簿情報の事前提供に関する避難行動要支援者の理解の醸成に努めるとともに、事前 提供することに対して同意をいただけない避難行動要支援者への支援体制も検討しなければならない。

また、避難支援等関係者との連携体制の更なる強化を図るとともに、昭島市避難行動要支援者の避難支援プラン(全体計画)を踏まえ、避難行動要支援者のニーズ、地域の特性や実情を踏まえる中で、避難支援等の実効性を高める観点から個別避難計画の作成方法について検討し、<u>順次、作成を進めて</u>いて

※ 要配慮者·避難行動要支援者

従来、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を必要とする人々(高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等を想定)を「災害時要援護者」と定義していたが、災害対策基本法の改正(平成 26 年 4 月 1 日施行)に伴い、以下のとおり、「要配慮者」、「避難行動要支援者」を定義する。

| 定義 | | 災害対策基本法による定義 | |
|------|-----------------|-----------------|--|
| 要配慮者 | 発災前の備え、発災時の避難行 | 高齢者、障害者、乳幼児その他の | |
| 安郎應伯 | 動、避難後の生活などの各段階に | 特に配慮を要する者(災害対策基 | |

第 12

第2部 災害予防計画

第 12 章 要配慮者対策

| | おいて特に配慮を要する者。 | 本法第8条第2項15号) | |
|----------|-----------------|-----------------|--|
| | 具体的には、高齢者、障害者、難 | | |
| | 病患者、乳幼児、妊産婦、外国人 | | |
| | 等を想定。 | | |
| | 要配慮者のうち、円滑かつ迅速な | 要配慮者のうち、災害が発生し、 | |
| | 避難の確保を図るため特に支援 | 又は災害が発生するおそれがあ | |
| | を必要とする者。 | る場合に自ら避難することが困 | |
| 避難行動要支援者 | 具体的には、避難行動要支援者名 | 難な者であって、その円滑かつ迅 | |
| | 簿の登載対象となる者。 | 速な避難の確保を図るため特に | |
| | | 支援を要する者(災害対策基本法 | |
| | | 第49条の10第1項) | |

第2節 要配慮者の備え

いつ起こるかわからない災害に対しては、災害時に移動や意思伝達の困難な要配慮者にとって日頃の備えをしておくことも大切である。このことから、第1部第2章第3節「市民の責務」第2項のほか、以下の事項について努めるよう要配慮者に対して周知を進める。

- ① 服薬治療中の人は、かかりつけの医師と相談の上、3日分程度の薬を備えておく。
- ② 治療を受けながら在宅生活を送っている人や妊産婦や乳幼児の保護者は、日頃から、かかりつけ 医師と災害時の避難方法や緊急時の対応などについて話し合いをしておく。
- ③ ペースメーカーを植え込んでいる人は、異常が発生したときの対応や連絡方法などをかかりつけ 医師や機器メーカーと相談しておく。
- ④ 人工呼吸器を装着している人は、酸素の避難所への供給について酸素供給事業者と話し合うとともに、酸素の必要度などをかかりつけ医師に確認する。在宅酸素治療法の人は、医師に相談して酸素吸入用カニューレ1本を余分に用意しておく。
- ⑤ 腎臓機能障害のある人は、人工透析中に災害が起こった場合の対応や避難方法などについて、かかりつけ医師と相談しておく。また、イオン交換樹脂及び透析患者カードを常に携帯する。
- ⑥ 腹膜透析をしている人は、かかりつけ医師に災害時の救急対応を確認し、手順・方法を記録して おく。また、供給業者と相談し、5~7日分の透析液を用意しておく。
- ⑦ ストーマを装着している人は、避難生活時のストーマケアなどについて、かかりつけ医師に手順 や留意点を確認しストーマケア用品を5~7日分用意しておく。
- ⑧ 経管栄養法により栄養状態を維持している人は、かかりつけ医師に災害時の救急対応を確認し、 手順・方法を記録しておく。また、必要な機材等を5~7日分用意しておく。
- ⑨ 災害が発生した際には、混乱を防止しながら落ち着いた行動をとるとともに、避難時や避難場所などでの周囲の配慮や手助けなどを依頼しやすくするため、ヘルプマークやヘルプカードなどを携帯し、要配慮者であることや要配慮者本人に関わる支援の方法、医療機関や緊急時の連絡先などの情報を周囲に提供しやすくするように努める。

第3節 要配慮者の把握

阪神・淡路大震災では、要配慮者の被災状況の把握が困難であり、また、東日本大震災においても安否確認が行えなかった地域があった。災害発生時、その所在及び安否を確認し、適切な援護を迅速に行っていくためには、日頃から、要配慮者の所在等を把握しておく必要がある。そのため、平成25年に改正された災害対策基本法(以下、この章において「災対法」という。)では、同法第49条の10の規定に基づき、避難行動要支援者の避難行動を支援するための名簿の作成が市町村長に義務付けされた。本節では、これらについての重要事項を次のとおり定め、その他詳細については、「昭島市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)」(資料37)で定めるものとする。

また、要配慮者以外にも、避難に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとる<u>こと</u>に支障がある市民もいる。これらの方と要支援者をあわせ<u>避難行動</u>要配慮者として位置付け、その状況<u>の把握に努め</u>、状況に応じた対応をとるよう努めるものとする。

1 避難支援等関係者となる者

災対法第49条の11第2項の避難支援等関係者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 昭島警察署
- (2) 昭島消防署
- (3) 昭島市消防団
- (4) 昭島市社会福祉協議会
- (5) 民生委員・児童委員
- (6) 自治会
- (7) 自主防災組織
- (8) 昭島市関係機関

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

災対法第49条の10第1項に定める避難行動要支援者の範囲は、昭島市内の住所を有する方で下表のいずれかに該当する方とする。なお、社会福祉施設等へ入所している方や医療機関等へ長期間入院している方を除くものとする。

| 対象 | 名簿掲載の要件 | | | | | |
|-----|---|--|--|--|--|--|
| 高齢者 | 介護保険法の認定区分が、要介護3から要介護5まで者 | | | | | |
| 障害者 | 身体障害者手帳(1級若しくは2級又は第1種身体障害者の手帳)所持者 | | | | | |
| | 愛の手帳(1度又は2度)所持者 | | | | | |
| | 精神障害者保健福祉手帳(1級又は2級)所持者 | | | | | |
| | 難病医療費等助成(国及び東京都の指定難病等)を受けている方で、身体障害者手帳、 | | | | | |
| | 愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者 | | | | | |
| その他 | 昭島市長が、災害時において円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する | | | | | |
| | と認める者 | | | | | |

3 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

(1) 名簿に記載する事項

名簿に記載する事項については、災対法第 49 条の 10 第 2 項の規定内容を踏まえ、次に掲げる事項のうち、市が把握しているものとする。

- ア 氏名(ふりがな)
- イ 生年月日 (年齢)
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他連絡先 (緊急連絡先を含む)
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- ク 平常時の名簿情報の外部提供に係る本人同意の状況ほか
- (2) 東京都に対する情報の提供依頼

記載事項の把握に関し、市が保有していない情報を東京都が保有している可能性がある場合で、当該情報の取得が名簿の作成のため必要であると認めるときは、災対法第49条の10第4項の規定に基づき、文書により情報の提供を求めるものとする。

4 避難行動要支援者名簿の更新

(1) 定例的な更新

名簿の情報は、年1回、避難行動要支援者の状況を把握し、更新する。

(2) 常時の更新

定例的な更新以外においても、避難行動要支援者に係る転入、転出、新たな登録及び死亡並びに名簿に記載された情報の変更等について、可能範囲で把握し、名簿の情報が常に最新のものとなるように努めるものとする。

5 避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿の提供

- (1) 平常時における名簿の提供
 - ア 名簿を提供する際には、名簿情報の取扱等に関し、市と避難支援等関係者において、覚書 を締結するものとする。
 - イ 名簿は、次の事項を説明し、十分に理解を得たうえで提供するものとする。
 - (ア) 避難行動要支援者の避難支援制度の内容
 - (イ) 個人情報の取扱いに関する基本的事項
 - (ウ) 災対法に基づく守秘義務の遵守
 - (エ) 名簿情報の避難行動要支援者の避難支援に必要な範囲外の使用禁止
 - (オ) 名簿の必要以上の複製の禁止
 - (カ) 名簿を管理する担当者の指定と市への報告
 - ウ 名簿情報は、提供を受ける避難支援等関係者が担当する地域に係る避難行動要支援者についてのみ提供する。
- (2) 災害時における名簿の提供
 - ア 災害が発生し、又はその恐れが生じた場合において、避難支援等の実施が必要となったと

きは、災対法第 49 条の 11 第 3 項の規定に基づき、当該避難支援等の実施に必要な限度で、 避難行動要支援者の同意を得ることなく、避難支援等関係者及びその他の市民等に対し名簿 情報の提供が可能となるため、可能な範囲で避難支援等の実施に努めるものとする。

イ 上記の場合には、平常時からの名簿情報の提供に不同意であった避難行動要支援者に関しても、避難支援等関係者に対し名簿の提供が可能となるため、可能な範囲で避難支援等の実施に努めるものとする。

第4節 支援体制の整備

1 避難支援プランの作成

災害時に避難行動要支援者が迅速に避難できる体制を整えるためには、具体的な避難支援プランを策定しておくことが必要である。避難支援プランには、災害時における避難行動要支援者の支援に係る全体的な考え方を定めた全体計画と避難行動要支援者一人ひとりの支援を定めた個別避難計画がある。

(1) 全体計画

全体計画では、避難支援等関係者の範囲、避難支援等関係者の範囲、避難行動要支援者名簿に関する事項や支援に係る自助・共助・公助の役割分担、支援体制(各部課、関係機関の役割分担)及び個別避難計画の作成の進め方について定めておく。

(2) 個別避難計画

市は、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、本人及びその家族と、本人等のニーズや本人が置かれている状況、現状で受けることが可能な支援の範囲など、個別避難計画作成のための基本的な情報の把握に努めるとともに、<u>避難行動要支援者の行動支援に関する取組指針を踏まえ、</u>実効性のある避難支援等につなげることができるよう、個別避難計画の内容について慎重に検討をする中で、作成に努める。

2 昭島市避難行動要支援体制庁内検討委員会

市は、災害対策基本法に基づき、昭島市の避難行動要支援者の安全確保及び支援に関すること を検討するため、保健福祉部、子ども家庭部、市民部及び総務部防災安全課を中心とした横断的 な組織として、昭島市避難行動要支援体制庁内検討委員会を設置している。委員の組織及び業務 は以下のとおりとする。

(1) 組織

委員長を保健福祉部長、副委員長を保健医療担当部長及び危機管理担当部長とする。委員は、防災安全課長、地域防災担当課長、市民生活コミュニティ課長、障害福祉課長、健康課長、介護福祉課長、地域包括ケア担当課長、子ども子育て支援課長、子ども育成課長、防災係長、障害福祉係長、高齢者支援係長とし、庶務を福祉総務担当課とする。委員長は、必要があると認めるときは、委員会の構成以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴取し、又は委員会の構成員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(2) 業務

避難支援プラン(全体計画)に関すること、避難行動要支援者名簿の作成及び活用等に関すること、避難行動要支援者における個別避難計画の作成等に関すること、福祉避難所に関すること、その他避難行動要支援者の避難支援体制に関して必要な事項に関すること

3 避難支援関係者の安全確保

- (1) 避難支援等は、あくまでも共助の取組であり、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命、 身体の安全を確保した上で実施すること、及び地域の実情や災害の状況に応じ、可能な範囲で 行うことが基本となる。
- (2) 市は、上記の基本を十分踏まえ、避難支援等の実施に関しては、避難支援等関係者の安全確

保に十分配慮するものとする。

(3) 市は、市民に対し、避難支援等を適切に行ったとしても、助けることができない可能性があることを理解していただくよう努めるものとする。

4 情報伝達体制の整備

災害時に避難行動要支援者が迅速に避難するためには、<u>避難指示等</u>が避難行動要支援者や避難 支援者に確実に伝達できなければならない。このことから、以下の体制整備を図る。

(1) 避難に関する情報

市が発令する避難に関する情報は、「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月内閣府 (防災担当))を踏まえて、発令する。

【避難指示等により居住者等がとるべき行動】(再掲)

| 警戒レベル**1 | 区分 | 居住者等がとるべき行動等 | | |
|----------|--------|--|--|--|
| レベル 3 | 高齢者等避難 | ●居住者等が取るべき行動:危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び 障害のある人等、及びその人の避難を支援する人 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなどの普段の行動 を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングで ある。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、 このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 | | |
| レベル4 | 避難指示 | ●居住者等が取るべき行動:危険な場所から全員避難・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 | | |
| レベル 5 | 緊急安全確保 | ●居住者等が取るべき行動:命の危険 直ちに安全確保! ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 | | |

- ※ 資料 36「警戒レベルと警戒レベル相当情報の一覧表」参照
- 注 突発的な災害の場合、市町村長からの<u>避難指示等</u>の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報 等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

(2) 情報伝達ルート

「高齢者等避難」等については、市の関係各課(防災課、生活コミュニティ課等)から各自治会、自主防災組織、消防団等を通じ、避難行動要支援者及びその他の要配慮者のうち必要な者に直接伝達を行う。この際、一部の構成員に過度な負担をかけないよう、不在時を想定した複数ルート化に配慮するとともに、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用するなど、確実な情報伝達体制を整備するものとする。

(3) 情報伝達手段

情報の伝達手段については、インターネット(電子メール、携帯メール、SNS等)、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板サービス(携帯電話を使用した安否確認サービス)、PHS、衛星携帯電話、災害時優先電話、公衆電話、簡易無線機等の様々の手段を活用することに努める。

また、避難行動要支援者の状況に応じて、様々な伝達手段を使用できるように努める。 さらに、緊急で適切な情報手段がない場合には、支援者等が要支援者宅を直接訪問して、<u>避</u> 難指示等を伝えることも考慮する必要がある。

(4) 情報伝達責任者の明確化

避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対する情報伝達については、福祉医療対策部避難 対策班が統括し、福祉総務班が支援する。

5 安否確認の整備

(1) 安否確認の方法

市は、災害発生時における避難行動要支援者の安否確認について、次のような手段を講じて 行うものとする。

- ア 避難所における避難者名簿による確認
- イ 避難支援等関係者による確認
- ウ 市と災害応援協定を締結した福祉関係団体、事業所等による確認
- エ 福祉医療対策部及び関係部署等の調査に基づく確認 これらの確認以外にも、関係機関・団体とのネットワークを活用し、確実に安否確認ができる体制を整備する。

(2) 安否情報総括窓口の設置

市は、関係機関・団体や避難支援等関係者による安否確認、安否情報の集約、避難行動要支援者に係る問い合わせ等に一元的に対応するため、避難対策班に安否情報窓口を設置する。なお、急性期においては、避難対策班の業務が集中するため、他の対策部が逐次協力するものとする。

6 避難誘導の手段・経路等

近年における台風の発生状況に鑑み、台風の上陸等に伴い風水害等の災害が発生するおそれが あるため、高齢者等避難等を発令した場合は、市と避難支援等関係者が連携し、避難誘導を行う。

そのため、平常時から、避難所に配置する職員の役割分担を明確にするとともに、市、消防署、 消防団、自主防災組織等の役割分担を明確にしつつ連携して対応する。

また、避難行動要支援者自身も、避難経路を実際に確認しておくよう努めるものとする。

なお、避難経路の選定に当たっては、洪水初期の浸水が予想されるアンダーパスなどの危険な 箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先 的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

事前に大きな影響が想定される場合においては、水害が最盛期を迎える前に、予め安全な場所 への避難に向けた調整・対応に努める。

7 避難所における要配慮者に対する支援体制

(1) 避難所における支援対策

避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障害のある方も使用できる仮設用トイレやスロープ等の段差解消設備を発災後速やかに設置する。

特に体育館等の避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保の ための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設など環境の整備を行う。 これらの環境整備に必要な設備、資材については、備蓄物資で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、平常時から対応等を講じておくこととする。

避難所においては、要配慮者の要望を把握するため、学校避難所運営委員会が中心となり、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得つつ、要配慮者対応班を設置し、要配慮者用相談窓口を設けるよう努める。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口に、女性を配置するなどの配慮を行う。また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障害者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取組が重要となるため、健康相談、二次的健康被害(エコノミークラス症候群、生活不活発病等)の予防、こころのケア等、医療関係者及び保健師の訪問による生活支援を実施するとともに、要配慮者の状況に応じて、一般の避難所から二次避難所(福祉避難所)への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続を行う。なお、発災後、速やかな対応をとるために、予め、関係団体、事業者等との協定を結ぶなど、平常時から役割分担を明確にしておくこととする。

避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるので、特に視覚障害者や聴覚障害者、知的障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

(2) 二次避難所(福祉避難所)の指定

市は、要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した二次避難所(福祉避難所)を予め指定する。

二次避難所(福祉避難所)として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、要配慮者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である施設を活用することとする(資料8参照)。

二次避難所(福祉避難所)を指定した場合は、その所在等について幅広く周知するものとする。

8 関係機関等間の連携体制

(1) 福祉サービス提供者等との連携

市は、避難対策班を中心に福祉サービス提供者との連絡を密に取り、相互に支援を行い、災害時における福祉サービスの継続に必要な体制の確立に努めるものとする。

(2) 要配慮者支援に係る連絡会議等

大規模災害時、被災地には、関係機関等による広域的な応援も含め、様々な人的・物的資源が集結するため、積極的に情報共有を図り、各関係機関が効率的かつ効果的な支援活動を実施できることが重要となる。

そのため、市は、様々な機会を捉え、要配慮者のニーズの把握に努めるとともに、その共有を 図るものとする。

また、避難所等における要配慮者の支援の充実を図るためには、保健師、看護師、助産師等の専門的な知見・技術を有する者と、ボランティアとの間での連携を高めることが重要となる。そのため、市は、PTの調整よる連絡会議等を通じ、市の関係部署、関係機関、ボランティアセンター等の間で情報共有や支援活動の連携を図るよう努めるものとする。

9 避難支援等関係者への支援

避難支援等関係者が発災時に迅速かつ的確にその役割を果たすためには、避難支援等関係者相互の連携と情報の共有が必要となる。そのため、相互に知り合える場として、研修会の実施

や、市の総合防災訓練における避難訓練等への位置づけについて検討する。

10 昭島消防署との連携

東京都地域防災計画に基づき、以下の項目について、相互に連携し実施するものとする。

- (1) 地域協力体制作りの推進 署住宅防火推進協議会等を通じて地域が一体となった対策の推進を図る。
- (2) 居住環境の安全化の推進 防災関係機関等と連携し、要配慮者のそれぞれの危険実態に応じた<u>住まいの</u>防火防災診断を実施 し、災害危険の排除を目指す。
- (3) 地域対応力の強化方策の推進 要配慮者の防火防災訓練の推進による地域対応力の強化を図る。
- (4) 要配慮者情報の効果的活用の推進 火災等平常時の災害時における消防部隊への的確な要配慮者情報の伝達と活用を図る。